

# 福祉文教委員会会議録

令和5年5月31日(水)

(開会) 10:05

(閉会) 18:58

## 【 案 件 】

1. 所管事務の調査について
  - (1) 福祉部
  - (2) 教育部

## 【 報告事項 】

1. 第3期飯塚市地域福祉計画の策定について (社会・障がい者福祉課)
2. 令和4年度障がい者就労施設等からの物品等調達実績について (社会・障がい者福祉課)
3. 療育関連通所施設にかかる土地の払下げについて (社会・障がい者福祉課)

---

## ○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

実は昨日の協働環境委員会で、委員から不適切な発言がっております。御存じの方も多いかと思いますが、私自身に向けられた言葉もあり、大変遺憾であり、怒りも感じております。議員の言動は飯塚市内外の方にも影響する大変責任のあるものです。ここにいらっしゃる委員の皆さんは重々ご承知のことと存じますが、これから始まる福祉文教委員会では、そのことを踏まえて、議員としてしっかりとした言動をとっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

「所管事務の調査について」を議題といたします。所管事務調査に関わる資料については、事前に配付しておりましたので、執行部からの補足説明につきましては省略いたします。今回の所管事務の調査については、福祉文教委員会の所管する各部課の組織及び業務の概要について確認することを趣旨とするものですので、質疑の内容が詳細にわたるものにつきましては、次回以降の委員会において、内容を限定した上で、調査要求をしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。また、執行部におかれましても、本調査の趣旨並びに委員の質疑の内容を確実に把握され、簡潔で的確な答弁をお願いいたします。

それでは質疑に移ります。調査における質疑は、部ごとに区切って行います。初めに福祉部について質疑を許します。まず、質疑事項一覧に記載されています3ページ、「子育て支援課の組織について」、藤堂委員の質疑を許します。

## ○藤堂委員

藤堂です。よろしくお願いいたします。私からは、子育て支援課において、今の業務に対して52名は適正な人数であるのかというところをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## ○子育て支援課長

子育て支援課の所管事務事業は、資料に概要をお示ししているとおり、婚活支援から妊娠期、出産に関する経済的支援や心と体のケアに始まり、育児相談や虐待対応、青少年健全育成まで幅広いものとなっております。3係52名の体制で業務に当たっておりますが、少子化対策や子ども関連施策については国においても4月にこども家庭庁を新たに設置して対応に当たるなど、事業が拡大することが見込まれる状況となっております。一方、少子高齢化や人口減少社会に対応するため、私たち基礎自治体の職員数を減少させなければならないような見込みもありますし、子育て支援を推進する職務を担う部署でもありますので、仕事と家庭の両立の推進

を自ら率先して行わなければならないという悩みを抱えているのが現状であります。限られた職員体制の中で、一定の繁忙期においては時間外勤務等も行いながら対応はしているところではございますが、子ども関連事業の拡大が進むことが予想されます中で、DX化の推進による業務の効率化を基本としながらも、新規事業の増に合わせた人員増を講じる必要があるのではないかと考えているところでございます。

○藤堂委員

少子化対策の大きな施策として、注目されています子育て支援の充実を考えると、今の体制では少し不十分ではないかと思っております。答弁にもあったように、特に保健師さんや虐待対応専門員などの専門職の増員は必要であると考えてございます。そのためにも、答弁にあったDX化が必要であると考えと同時に、4月からこども家庭庁ができて、人は増えない、ただ業務が増えると、スタッフの皆さんが疲弊する典型的なと思いますので、業務の精査といったところも、私も一緒になってやっていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

次に、3ページ、「子どもの貧困について」、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

子どもの貧困についてなんですが、飯塚市、本市における今の現状を鑑みて、どのようにお考えなのかお聞かせください。

○子育て支援課長

子どもの貧困問題については、市が取り組むべき課題として、子ども一人一人が安心して暮らせる社会の実現が挙げられます。この安心して暮らせる社会の実現のために、貧困対策計画において、様々な事業を実施していこうと考えているところであり、中でも、当課の部分におきましては、子どもたちが健やかに育つための重要な要素であります食事を確保するために、子ども食堂を行う団体への補助金交付を実施しているところであります。

○兼本委員

今現状の子どもの貧困についてどのようにお考えなのかということをお伺いしたんですけども。簡潔で結構ですのでお答えください。

○子育て支援課長

全国で調査した結果はたしか、7人に1人が貧困であるというような結果が出ていたと思うんですけど、飯塚市において、調査したことはございません。しかしながら、ある一定の子どもの貧困家庭がおられるのは事実だろうというふうには考えておりますので、昨今、計画を打ち立てました子どもの貧困対策計画に基づきまして、施策を展開してまいりたいというふうにご考えているところでございます。

○兼本委員

推測で計画を立ててあるという答弁ということでよろしいですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:13

再開 10:16

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

すみません。申し訳ございません。本市で計画を立てる前にアンケート調査を実施したものでございます。これは全家庭を調査したものではありませんけども、就学前児童、小学生児童、小学生で言えば小学校5年生の児童、それと中学生の児童ということで中学2年生とその保護者に対してアンケート調査をした結果に基づきまして、出てきた内容に基づいて計画を立てて行っているものでございますので、先ほど申しましたとおり、全家庭の部分で、推測とい

う形ではなく、この部分で限定的ではございますけども、アンケートを取った結果に基づいて計画を立てているものでございます。失礼しました。

○兼本委員

それに基づいて、昨年ですか、子どもの貧困計画というのをつくっていかれるということによってあるんでしょう。それでその中で、今回支援として先ほど課長のほうが答弁されたような、貧困計画において様々な事業を実施していこうと考えてらっしゃると。その中でも、本年度は子どもたちが健やかに育つための重要な要素である食事を確保するために、子ども食堂を行う団体への補助金交付に力を入れるというふうに答弁されたと思いますけども、そのアンケート調査等に基づいてできた計画の中で、様々な事業を実施していこうと考えているということですが、具体的に様々な事業というのはどのような事業をお考えなのか説明していただけますか。

○子育て支援課長

子どもの貧困対策推進に係る施策として4本の柱を立てております。教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援となっております。事業は様々ございますと先ほど答弁いたしました。当課、子育て支援課に関係する部分についてご説明させていただきますと、教育支援でお答えしますと、健康育児の相談事業、児童の発達に関する巡回相談・支援事業、生活支援のほうでまいりますと、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子ども家庭総合支援拠点事業、産前・産後生活支援事業、子育て世代包括支援センター事業、子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業、休日等子育て支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業、子どもの居場所づくり事業、就労支援でまいりますと、ひとり親家庭における自立支援事業、経済、その他でいえば児童扶養手当の支給事業などが該当しております。その他、いろいろ様々な事業がございますけども、ほぼ子育て支援課が行っている事業が、そもそもがそのような形で貧困における世帯への支援事業だというふうに考えているところでございます。

○兼本委員

今回、その中で子ども食堂の支援ということですけど、これは、今様々な事業がおありだということ伺いましたが、ここをまず最初にしようと思われたのはどういった理由なんですか。

○子育て支援課長

先ほど基本的視点の4本の柱で、教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援ということで申し上げましたけども、その中でやっぱり生きることの部分に入っている部分につきましては、生活支援と考えております。その中で子どもたちの生活支援を守るための部分につきましてはまず食事ではなかろうかということで、そちらのほうで考えたものでございます。

○兼本委員

ということは、アンケートとかの結果の中にもそういったことが多く含まれたということなのかどうか、ちょっと分かりませんが、子ども食堂への支援というのは非常に大切ではないかと思っています。で、ただその子ども食堂を行う団体の事業というのは、基本的に貧困対策に特化して、貧困にある子どもを対象としている事業を行われていらっしゃるのでしょうか。

○子育て支援課長

貧困にある子どもたちを対象としたものではございませんけども、子ども食堂に参加できる子どもの条件は、市内に住む子どもとしておりまして、全ての子どもを対象としております。先ほどの貧困対策の中で触れたのは、子ども食堂の実施が子どもの貧困対策の一つであるという認識の下で答弁したものでございます。

○兼本委員

分かりました。実際に子ども食堂としては飯塚市の子ども、大きくあって、その中に子どもの貧困の現状のある子どもさんいらっしゃるということで、認識でよろしいですかね。この

子ども食堂、そういった大切な事業だということは理解しておりますが、これは市内、今現状どこでも開催されているのでしょうか。

○子育て支援課長

現在、子ども食堂につきましては、5つの団体が市内各所で子ども食堂を開催していただいておりますが、市内全ての地域を網羅した開催には至っていないところでございます。

○兼本委員

できれば、せっかく事業として今後やっていくのであれば、全体、市内全体で行われるというのが理想じゃないかと思っております。それを実現しないとやっぱり子どもの貧困の一つの問題点の解消というのもできてこないんじゃないかと思うんですけども、何でその地域全体で拡大されないのかといったような要因とか、もし、これまでの現状なんかを確認して、今分析されてるのであればお示しいただけますでしょうか。

○子育て支援課長

子ども食堂を実際やってらっしゃる方のお声も聞いているところではございますけども、同じことを確かに言っておりました。その分で答弁させていただきますと、子ども食堂に限らず、何か事業を起こす場合には、人、物、金の準備が必要となります。それに加えまして、子ども食堂の場合は、場所の検討も必要となります。子ども食堂の基本的な考え方は、無料もしくは低廉な価格で、子どもたちが気軽に参加できて、いわゆる孤食とならず、たくさんの人との交流の中で食事ができることがポイントになります。そういった条件を検討する中で、開催が難しいものと躊躇されている場合が多いのではないかと推測しております。また、そういった声も聞いております。なお、現在、本市では子ども食堂を開催する場合は、各種条件はありますが、開催する経費に対する補助金を交付しているところでございます。市内の全地域で子ども食堂が開催されますよう、子ども食堂コーディネーターとともに、さらなる周知を図り、実施を検討している団体、興味があるがやり方が分からないといった団体や地域コミュニティー等へ積極的にアプローチして、事業の拡大を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○兼本委員

ということは、本市としましては子ども食堂をいろんなところに開催してもらおうということのために、開催する経費に対する補助金を交付するというのを、今年度行っていきますよということでもよろしいのでしょうか。

○子育て支援課長

今年度からというより、去年の途中からちょっと開催させていただいたものでございますけども、そのような形で実施してまいりたいと考えております。

○兼本委員

確かにNPO法人等が多いと思いますし、なかなかやっぱり運営資金というのも大変だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

もう一点、今答弁の中で子ども食堂コーディネーターという、ちょっと初めて聞きましたけど、これどういった役割をされるのでしょうか。

○子育て支援課長

事業内容といたしましては、子どもの居場所の創設支援、市民、各種団体、事業者等に対して子どもの居場所づくりに対して積極的に働きかけを行ったり、立ち上げに対し、必要な情報提供、助言、相談等を行うものでございます。また、子どもの居場所の運営支援として、子どもの居場所を運営する者に助言及び相談等を行うもの。また必要に応じ、子どもの居場所の運営場所等へ出向き、相談や情報収集を実施するもの。子どもの居場所に関するネットワーク体制の構築、子どもの居場所の広報、研修、講習会等の企画運営等を行ってもらうためのものでございまして、実際に、去年から交流会や研修会等を行っていただいているものでございます。

○兼本委員

それは、そのコーディネーターというのは、こういった方がされてるんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:28

再開 10:28

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

すみません。福岡市西区のほうで同様に子ども食堂等の支援を行っているNPO法人でございますけども、「いるか」という団体でございます。プロポーザルで選定しております。いるかさんは、学習支援の事業の一環として、無料の学習会「マナビバ」や子ども食堂ネットワーク、放課後等デイサービス、障がい児相談支援、ケアプラン、訪問介護などを手がけておるNPO法人でございます。

○兼本委員

業者さんが先ほど答弁された様々な支援とか、指導とか、そういったことを行っていくという形になってくるということですね。で、実際に今回の事業もそうなんですけども、予算を使って補助金を出すということですから、当然、子育て支援課としても、現状、それから今後必要なことということは、現場に出向いて等々されて、やっぱり調査研究されるという形になるのではないかと思いますけども、その辺はどのようにお考えですか。

○子育て支援課長

補助金を交付しているものでございますので、市の補助金が正しく適正に使われているのか、もしくは正しいやり方で子どもたちに食を与えているのかといったことの調査は、現地に赴いていくべきだというふうには考えているところでございます。昨年度は行っておりませんでしたので、今年度はぜひ全ての団体のほうに見に行きたいというふうにご考えておるところでございます。

○兼本委員

分かりました。ただちょっと今残念なのが、子どもの貧困についての現状を調査するというのもやっぱりちょっと答弁の中に僕は入れてほしかったなと思います。補助金を使って、それが正しく使われているかどうか、それは当然ですよ。だけど、一番は、これは何のためにするのかということをおそらくもう一回考えてください。しっかり考えて、本当にその子どもの貧困、どういう現状なのか飯塚市、しっかりと見た上で再度その計画を練っていかないと、大変なことになるんじゃないかと思っています。ぜひ、その辺りも踏まえたところで、現場を見ていただいて、また報告等いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

次に、3ページ、「新たな子育て支援事業に関することについて」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料その1の3ページですけれども、新たな子育て支援事業に関することについてというのが11項目のうちの8番目に記載があります。この事業はどういったことをするのかお尋ねします。

○子育て支援課長

国や県が示す新たな施策に対応して、市が実施する補助事業や市町村独自の事業を企画立案することや各方面と連携し、具体的に事業を実施することなどを事務局管としているものでございます。令和4年度に企画立案し、令和5年度から新規事業として実施しているものの例としましては、飯塚市未来の地域人材応援事業、ヤングケアラー支援事業などがございます。なお、令和5年2月からの実施ではございますけども、伴走型支援、出産・子育て応援事業等も

ございます。

○川上委員

国のほうで、こども家庭庁などを創設して、次々に異次元の手当てが、と言われておりますけれども、先ほど藤堂委員の質疑の中で、通告一覧表によればこの業務に対して52名は適正な人数かという質疑がありましたけれども、52人のうち、正規職員が24人ですね。任期付職員が2人でしょ。会計年度職員が過半数に及ぶ26人と。会計年度職員というのは身分的にはですね、1年、雇用期間1年でしょ。継続することが可能ではあるけれども、私は行政全般が継続性が求められると思いますけれども、特に子育て支援において、継続性・系統性・計画性が求められるという中において、このような構成で大丈夫かという指摘は重要だと思うんですね。しかも本市においては、課長、課長補佐が2年程度で異動することが多いですよ。状況によっては、1年ごとに課長職が変わっていくというような配置もありますよね。こういった点については、どういう発想で、そういう人事配置をしていくかということも重要だろうと思います。そうした流れの中でこの新たな子育て支援事業と、今後次々に出てくると思うんだけど、国が投げってくるボールを受け止めるだけではなくて、先ほど兼本委員も指摘されましたけど、子どもの、飯塚の子どもの現実に基づいて、国や県が言うのに対応するだけではない、現実の、必要な子育て支援をやっていくというような取組をするようでは、この52人体制、それから陣立てについても、片峯市長によく考えてもらいたいというふうに思うんで、副市長、片峯市長、後で来るようにまた私、直接言うけど、きちんと共有していただきたいと思いますけど、答弁をお願いします。

○久世副市長

質問委員のおっしゃるとおりでございまして、この子育て支援というのは非常に重要な施策であるということは我々も認識いたしております。組織の運用につきましても、必ず、毎年度、何回かヒアリング等も行いながら、現状を把握しながら、とにかくいろんな重点施策がございまして、そういったものが滞ることのないように、体制につきましても強化してまいりたいというふうに考えております。

○川上委員

片峯市長にこの委員会での指摘をきちんと伝えて、共有してもらいたいと。見れば直接言います。

○委員長

次に、4ページ、「子ども・子育て会議について」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料その1の4ページ、一番上に、子育て支援政策係の所管事務の中の第1に、子ども・子育て会議ということで、法的な設置根拠とか示されて、こういったことをしてあるというのは書いてありますが、全体として、事業をどういったふうにやっているのか、事業の概要をお尋ねします。

○子育て支援課長

子ども・子育て会議においては、子ども・子育て支援法第72条に規定する保育施設等の利用定員の設定や、子ども・子育て支援事業計画、子育て支援に関する事項についての審議を行っていただいております。なお、今年度につきましても令和7年度からの第3期飯塚市子ども・子育て支援計画を策定するためのニーズ調査やアンケート調査を行う予定としており、その内容や分析結果等についてご審議いただく予定としております。

○川上委員

スケジュール的なことが分かりますか。

○子育て支援課長

令和4年度の開催が、7月、9月、11月、3月に開催させていただきました。令和5年度

も同様な形で考えていきたいと思っておりますので、そのような時期になるのではなかろうかというふうに考えておるところでございます。

○委員長

では次に、5ページ、「ファミリーサポートセンター事業について」、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

ファミリーサポートセンター事業についてなんですけれども、委託先が変わったことでのサービスの変更点等は何かございますでしょうか。

○子育て支援課長

令和3年度までは、NPO法人つどいの広場に業務委託を行っておりましたが、委託先との協議により、令和4年度からプロポーザル方式による業者選定を行いまして、株式会社福岡ソフトウェアセンターに業務委託の上、事業を実施しております。プロポーザル方式による選定時には、業務体制や実施についての条件を設定し、その条件をクリアしておりますので、従前から変わらない水準のサービス提供は継続しつつ、会員の利便性向上に向けた会員データベースの構築や連絡手段におけるLINE等のICT技術の活用、会員増に向けた創意工夫として、チラシの作成、配布等を積極的に行っておるところでございます。

○藤堂委員

その中で運営費は変わったのでしょうか。

○子育て支援課長

運営費につきましては、変更前の令和3年度の委託料が674万7千円でございます。変更後は3年間の複数年契約を結んでおりまして、3年間で約2026万2千円となっております。単年度に換算しますと約675万4千円となります。約7千円の増となっているところでございます。

○藤堂委員

会員の推移はどのような状況になっているのか教えていただければと思います。

○子育て支援課長

ファミリーサポートセンター事業における会員については、育児を援助する会員である「まかせて会員」と育児の援助を受けたい会員の「おねがい会員」があります。育児を援助するまかせて会員につきましては、令和4年度末で112人となっております。令和3年度末の95人と比べて17人の増となっております。育児の援助を受けたいおねがい会員については、令和4年度末で216人となっております。令和3年度末の205人と比べて11人の増となっております。また、まかせて会員とおねがい会員の両方の会員となっている方もおりまして、先ほど申し上げた会員数とは別に、令和4年度末で32人となっております。令和3年度末の36人と比較して、4人の減となっているところでございます。したがって、全体の会員数は令和4年度末で360人となっております。令和3年度末の336人と比べて24人の増となっているところでございます。

○藤堂委員

次に、料金の根拠はどうなっているのでしょうか。

○子育て支援課長

ファミリーサポートセンターの利用料金については、委託先の変更後も従来の利用料金で事業を行っております。料金設定の根拠につきましては、育児を援助する会員である、まかせて会員は育児の専門家ではなく、基本的には有償ボランティアという考え方で運用されており、通常時間帯である午前9時から午後7時までに、利用者がワンコインの500円で利用できることを基準として、早朝や夜間において300円の割増しをするという設定となっております。

○藤堂委員

ワンコインでとても使いやすい形になっていると思いますし、ファミリーサポートセンター事業、正直、とてもいい事業だと思ひまして、私知らなくて大変申し訳ございません。昨日なんですけど、お母さんたちとちょっと話して、その方々も、正直知らなかったんですよ。なかなかいい事業をされているので、今、周知徹底のところ、LINE等ICT技術を使ってやりますとおっしゃられたんですけど、子育てガイドブックにも恐らく載っているところだとは思ひんですけども、多分、必要なときに、必要な情報が届いてないというところで、皆様方知らないのかなという現状がございますので、今後、周知徹底に関しては、私も一緒になって考えていければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長

同じく5ページ、「ファミリーサポートセンター事業について」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

福岡ソフトウェアセンターが委託を受けているんですけども、これは、ソフトウェアセンターは直営でやっていますか。それとも、さらに委託をしているのでしょうか。

○子育て支援課長

直営でやっています。

○川上委員

どういう体制でやっているのでしょうか。

○子育て支援課長

すみません、アドバイザー、先ほど申しました依頼を受ける「まかせて会員」、「おねがい会員」のマッチングを行うサポート事業でございますので、そのアドバイザーとして2人雇っていると聞いております。その分につきましては、雇っておるということでございます。職員をですね、ソフトウェアセンターが雇っているということでございます。

○委員長

よろしいですか。はい。では、続いて6ページ、「子育て応援情報発信事業について」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料その1の6ページの8番に子育て応援情報発信事業ということで、「子育てガイドブック」及び子育て情報誌「すくすく」の発行となっています。そのうち、子育てガイドブックなんですけど、これを発行し始めたのはいつですか。

○子育て支援課長

すみません。今ちょっと手元に資料がございませんので、いつからということはお答えできませんが、後ほど回答させていただきたいと思ひます。

○川上委員

年々、私は充実したものになりつつあるなというふうに思っています。10年ぐらい前にこれをつくったらどうかという提案をしたことがあるんですよ。そのとき執行部は嫌だという答弁だったんですけど。いつからできたのかなと。非常に重要な中身だと思ひます。

それで、特に今このところ、力を入れているのはどういった点でしょうか。

○子育て支援課長

初めてお子さんを持つ保護者の方にとってはどのような制度があるのか分からないことが多く、気軽に読んでいただき、子育てに役立てていただきたいとの思いで作成しておりますので、強いて言えば、若い世代の声を反映させたものとして、スマートフォンで情報を見たいとの声を反映させるQRコードの埋め込みをしているところなど、そういったところがちょっと強みなのかなというふうに考えておるところでございます。

○川上委員

私は先ほど、提案したことがあると言いましたけど、そのときにも申し上げておったんですけども、付録資料として、生活保護、就学援助の申請書を、子育て応援に役立つ申請書を付録で付けてはどうかというふうに提案しておりました。それは実現してないんですね。よく検討していただいて、付録を付けてもらうように、これは要望しておきたいと思います。終わります。

○委員長

では次に、6ページ、「婚活支援事業について」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

そのうち6ページの下の段に、9番、婚活支援事業というのが記載があります。これは事業の概要、事業開始のきっかけ、今後の方向性を一括してお尋ねします。

○子育て支援課長

まず事業概要でございますけども、結婚を望む20歳以上の独身男女の出会いをサポートするために「飯塚出会いサポートセンターJUNOALL」を開設し、JUNOALLマッチングシステム等を活用した真剣な男女の出会いを無償でサポートしています。令和4年度末現時点での会員数は男性118人、女性111人で合計229人となっており、令和4年度におけるお見合い件数は133件、結婚に至った件数は2件となっているところでございます。経緯につきましては、行政や公的機関と連携した非営利目的の婚活支援組織として、平成27年の静岡市を皮切りに、企業や自治体でつくるNPO法人が全国各地で展開しており、東京都千代田区大手町にNPO出会いサポートセンターJUNOALL本部があります。飯塚市においても、定住化促進事業の一環として、JUNOALL本部が所有するITマッチングシステムを用いた新たな婚活事業を実施するために、出会いサポートセンターいづかを開設する運びとなりました。設置者である飯塚市、運営を行う株式会社福岡ソフトウェアセンター、ITマッチングシステム及び出会いサポートセンターの指導助言を行うNPO法人JUNOALL本部の3者で協定を締結し、令和元年10月6日から開所し、現在に至っておるところでございます。

今後につきましては、少子高齢社会における社会の活力維持のために、国においても子ども家庭庁の新設など、少子化対策を推進しているところでございます。パートナーシップやジェンダーなど、家庭の在り方が多様化していることは承知しておりますが、日本における子どもを持つ家庭については、その多くが結婚をスタートとしているものと認識しております。平成27年度に国立社会保障人口問題研究所が実施しました第15回出生動向基本調査、結婚と出産に関する全国調査における18歳以上34歳未満の独身者を対象とした調査で、結婚の意思に関する質問がありますが、その中で、「いずれ結婚するつもり」が男性85.7%、女性が89.3%と高い割合を示しており、これは1987年の第9回時点の男性91.8%、女性92.9%と比べ、低下傾向にあるものの、結婚を希望する独身者のニーズは依然高いものと考えております。そういったニーズに対して働きかけを行うことにより、本市への若者の定住と子どもを産むことを若者が検討することができる状況をつくり出すため、本事業を行っておりますので、今後も継続して事業実施していきたいと考えているところでございます。

○川上委員

11時からソフトウェアセンターの取締役会があるということなんですけど、ここでも福岡ソフトウェアセンターが出てくるわけですね。どういう会社かなと思うんですけど、JUNOALLという名称になっていますけど、どういう意味ですか。

○子育て支援課長

すみません。JUNOALLのチラシがあったんですけど、ちょっと今日は手元に持っておりません。ちょっとまた後ほどそれも回答させていただきたいと思います。失礼しました。ご

ざいます。よろしいですか。ジュンブラインドの語源とされる結婚・出産・育児をつかさどるローマ神話の女神「Juno」を語源に、全ての人たちに幸せが訪れることを願って「JUNOALL」という名前をつけたというふうに書いております。

○川上委員

通告しておりました。

それで、結婚して家庭を持ちたいという方々は少なくない。実際に少子化対策のためと書いてあるんだけど、子どもを持ちたいという方々はちょっと二の足を踏む方が多いということでしょう。全国的に。その理由は、経済的な理由というのが大きいんですね。そうすると、今JUNOALLの出会いから子どもたちの幸せまでということになってるんだけど、出会いから、家庭を持ち、そして子どもを設けて育てていくということまで一貫した支援が必要になると思うんだけど、その最初の出会いのところは民間に委託してますと、それ以外は市の公的なサービスが様々なやれる面もあるけれども、ファミリーサポートとかも民間に、これもまた福岡ソフトウェアセンターに委託すると。このところで、公的な面が、全部やればいいというわけじゃないと思うけど、この婚活支援と市の子育て支援のリンク性というのを大事にしていく必要があるのではないかなというのを思いましたので、これは感想を述べるにとどめます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:56

再開 11:05

委員会を再開いたします。

次に、8ページ、「産前・産後生活支援事業について」、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

産前・産後生活支援事業について、多子児の場合の利用についてはどうなっていますか、教えてくださいなと思います。

○子育て支援課長

多胎妊娠・多子児の場合は、飯塚市産前・産後生活支援事業実施要綱第7条第1項第3号の規定に基づき、22回まで利用可能となっているところでございます。

○藤堂委員

また12回を超えた場合、もっと利用する場合はどうなっていますでしょうか。

○子育て支援課長

多子児でない場合が12回でございますけれども、その12回を超えた場合、もっと利用したいといった場合は、要綱第7条第2項の規定に基づき、市長が必要と認める回数とするとしておりますため、12回を超えての利用も認められる場合もございます。

○藤堂委員

次に、利用時間外の利用についてはどうなっていますでしょうか。

○子育て支援課長

利用時間につきましては、要綱第6条第2項の規定に基づきまして、午前8時半から午後5時までと定めております。現在、委託契約を締結している飯塚市シルバー人材センターとの契約について、午前8時半から午後5時までしか契約していないため、利用時間外の利用については、実施されていない状況でございます。

○藤堂委員

大変心強い——、ありがとうございます。

次に、周知やその方法について、どうなっていますでしょうか。

○子育て支援課長

周知方法につきましては、市報へ年1回の掲載、市ホームページや子育てガイドブックへの

掲載、赤ちゃんすくすく元気訪問時などの際に、案内チラシを配布すること。また、母子健康手帳の交付時に利用案内などにて事業の周知をしているところでございます。

○藤堂委員

その周知の結果の利用状況について教えていただければと思います。

○子育て支援課長

過去3年の状況でお答えさせていただきます。この事業は要綱第9条で登録制となっております。令和2年度の登録者数38名、利用者数はそのうち15名、そして、令和3年度は36人の登録者があって、利用者数は19人、令和4年度は49人の登録者があって、利用者数は17人となっているところでございます。

○藤堂委員

1時間310円という価格の値段設定なんですけど、利用者は令和4年度17人と、ちょっと少ないのかなと思いつつ、周知徹底が足りないのかなとも思ったところではございます。

また、委託先のスタッフの数について、どうなってますでしょうか。

○子育て支援課長

委託先のスタッフの数につきましては、令和5年5月現在でヘルパーが8名となっております。

○藤堂委員

その方々の資格の有無についてはどうなってますでしょうか。

○子育て支援課長

本市からの資格の要件につきましては、子育て養成講座等を受講した者またはそれに準ずる者としておるものでございますけども、参考までに資格の有無を聞いたところ、看護師、准看護師、子育てマイスター、介護職員初任者研修受講者の資格を持っていると聞いております。

○藤堂委員

とても安心できる方々かなと思っておりますが、利用者数は17人というところで、値段も安いと。ただ、やはり家に誰かを入れるというところでは、お母さんたちはやはりちょっと抵抗があるのかなと思うので、人数的には分からないですけれども、委託先のスタッフの方々の顔などをホームページとかに掲載すれば、こういう方々が来るんだというので、少しは安心感につながるのではないのかなとはちょっと思っております。これもぜひちょっと私も一緒になってやっていければと思いますのでよろしく願いいたします。

○委員長

では次に、同じく8ページ、「子どもの居場所づくり支援事業について」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料その1の8ページですが、子ども家庭相談係のイの一番に挙げているのが子育て支援事業で、そのうち4番目に、この子どもの居場所づくり支援事業があります。子ども食堂を実施する団体に対し補助金を支給と説明があるんですけども、事業の概要をお尋ねいたします。

○子育て支援課長

子どもの居場所づくり支援事業では、子どもの地域における居場所づくりと子育て支援を目的に、子どもやその保護者に対し、無償または低額で食事の提供を行う子ども食堂を運営する団体に対し、開設・拡充経費及び運営経費の補助を行っております。現在、子ども食堂を運営し、補助申請を行っている団体は5団体となっております。また、子ども食堂の立ち上げや運営のための情報提供、助言、相談等の支援を行う、先ほども申し上げましたコーディネーターを配置しているところでございます。このコーディネーターにつきましては、自らも県内外において子ども食堂の開設や学習支援等を展開しているNPO法人いるかとなっております。

○川上委員

実績が分かるでしょうか。

○子育て支援課長

補助金の申請団体数は先ほど申したとおり5団体でございますけども——。すみません、失礼しました。開設・拡充費補助金につきましては33万3千円、運営費補助金は55万円、これは全て合計した金額でございますけども、合計88万3千円という実績になっているところでございます。

○川上委員

そういう地域の取組ですから、細かいことは分かりませんということかもしれませんが、利用している子どもの状況とか、あるいは食数とか、何かそういうのは把握するようになっていきますか。

○子育て支援課長

大体、おおむね、団体は月1回程度開催していただくことを条件としておりますので、月1回程度開催していただいているところでございますけども、子どもの部分につきまして、参加している実績としましては、421名ほど参加しているということで、伺っているところでございます。

○川上委員

座っていただいたら手を挙げます。それで、今正直言ってよく分からないという感じなので、あれなんですけど、本市としてのこの子ども食堂支援の今後の課題について、検討していることがありますか。

○子育て支援課長

本市が持っている課題としましては、子ども食堂を運営する場所がまだ少ないということが1番に挙げられます。まずは交流センター単位で開催していただきまして、最終的には小学校校区単位で開催していただけるように地域に働きかけていくなどをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○川上委員

それにふさわしい飯塚市の人的な、財政的な支援が、市が前のめりになった、何といひかな、やるならやりますよみたいなことじゃなくて、そういうのが必要だと思います。

それから、この「居場所」という視点が重要だと思うんですけど、その点で言えば、見守り安全、確保というか、そういう視点と、もう一つはね、食の安全の問題、例えばそばとか、アレルギーの関係とかあるじゃないですか。それはその地域の方が気をつけているということかもしかたかもしれませんが、市のほうでこの2つの点について、特に気をつけているという点はありませんでしょうか。

○子育て支援課長

失礼しました。2点の、今、市の考え方を言われたものでございますけども、すみません、食の安全のほうでちょっとお答えさせていただきますと、食の安全のほうにつきましては、飯塚市子どもの居場所づくり支援事業費補助金運用基準において、申請者は事業の実施に当たりましては、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所に営業許可や届出等の必要性を確認しなければならない。必要と判断された場合は、補助金交付申請時に当該届出等の写しを添付することとし、不要な場合でも、同保健所に助言を求めるなど、衛生管理に万全を期すこととするというふうに定めております。補助対象経費としましては、食品衛生責任者養成講習会の受講にかかる費用や賠償責任保険の加入費用についても補助の対象としており、食の安全の確保に努めているところでございます。もう一点の分については、ちょっとすみません、質問がちょっと聞き取れなかったので申し訳ございません。

○川上委員

それはすみません。食の安全のことについては、今答弁がありました。もう一つ、先に聞いたほうは、何というかな、見守りという点での安全について、特に考え方があるのかということを知りたいんです。意味が分かりますか。

○子育て支援課長

見守りの部分につきましては、子どもの居場所としての機能がございまして。そういった意味では、子ども食堂は18歳までの児童を対象にしている点であること、また利用者は、原則無料での食の提供となっており、その他特に条件を付していないところがございますけれども、そういったところで見守り活動をしていただくということで考えているところがございます。すみません、答えになっているかどうか分かりませんが、そのような形で見守っているところがございます。

○福祉部次長

すみません。つけ加えまして、見守りについては子ども食堂に参加した子どもさんで、気になるお子さんがいらっしゃった場合には、市のほうに連絡をしていただくということで、市と連携をとって子ども食堂を活用させていただいているところがございます。

○川上委員

国民健康保険税が滞納するとか、学校給食費がなかなか払えないとか、もしかしたらですよ、傾向として、やっぱりSOS発信の舞台にここになっている可能性がある。あるいは虐待の傾向がないのかとかということもあるので、今次長がおっしゃったような視点で、何というかな、サポートしていくというのが非常に重要だと思います。

○委員長

では、8ページ、「虐待対応及び要保護児童対策地域協議会について」、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

虐待対応と要保護児童対策地域協議会についての質疑をさせていただきます。令和4年度から、子ども家庭総合支援拠点を設置され、虐待対応の強化を図ったとのことですが、今までどのように変わったのかご説明ください。

○子育て支援課長

子ども家庭総合支援拠点は、子どもや子育て中の家庭を支援するための施設であり、虐待の防止や早期対応にも迅速に対応できるよう、虐待対応専門職員や子ども家庭支援員、弁護士、医師、公認心理士に加え、本年度よりスーパーバイザーの配置をするなど、強化を図ったものがございます。その効果としましては、増え続ける虐待相談等に、児童相談所はもちろん、学校、保育所等の各種機関と密に連携し、情報共有を行いまして、適切な機関が適切なときに迅速に見守りをしていくという体制整備は整ってきたものと感じております。また、周知活動にも力を入れたことにより、虐待の早期発見や通報が増加し、被害者の相談や支援が増えてきたこと。それに伴いまして、早期対応、早期発見に結びついていること。虐待と思える行為を見逃さず、通告しなくてはならないという認知度が市民の中で広がったことなどが効果として挙げられていると考えております。さらに、子どもたちや家庭に対し、健康や学校生活、生活支援など、幅広い分野で支援を行っているため、虐待以外の様々な課題にも対応できるようになり、より地域全体の子育て支援が進んでいるのではないかと考えております。しかし、虐待問題は依然として深刻な社会問題の一つであり、完全な解決には至っておりません。今後も子ども家庭総合支援拠点の在り方を見直しながら、適切な対応につながるよう、継続的な取組が必要であると認識しているところでございます。

○兼本委員

今、本年度よりスーパーバイザーの配置をされるという答弁をいただきました。このスーパーバイザーとは、誰がどのようなことをされるのか、具体的にお示しください。

○子育て支援課長

スーパーバイザーでございますけども、西南学院大学人間科学部社会福祉学科教授の安部計彦先生でございます。安部先生は、社会福祉学の博士号を持っておられて、社会福祉士、臨床心理士、それと北九州市児童相談所で心理判定員判定係長、相談第1係長等で22年勤務されております。大学に移って以降は、児童相談所の一時保護、市町村と児童相談所の役割分担、要保護児童対策地域協議会の役割等の研究を通してネグレクトに関心を持たれているということでございます。

○兼本委員

では、飯塚市におけるこの安部先生は、どのような事をされるんですか。今、この方がされてあることは分かりましたけど、飯塚市においてどのような役割を担うということになるのでしょうか。

○子育て支援課長

市の支援員たちに対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育アドバイスなどを行っていただくため、配置しているものでございます。

○兼本委員

家庭総合支援拠点のほうに置かれているということですね。

次に、今答弁の中で、効果として増え続ける虐待相談などに、児童相談所や学校や保育所などの各種機関と密に連携し、情報共有を行い、機関が適切なときに迅速に支援をしていくという体制整備が整ってきたということは分かりましたが、この令和4年度から1年間、虐待の防止や早期対応にも迅速に対応できるよう、虐待対応専門職員さんや子ども家庭支援員さん、弁護士さん、医師、公認心理士を配置されたわけでしょう。で、配置されてどのくらいこの虐待防止や早期対応というのに、今まで以上に対応できたのか、また、それぞれの配置員がどのように関わった結果、そのようになったのかということが分かればちょっと具体的に教えていただけますでしょうか。

○子育て支援課長

具体的に何人がどうなった、こうなったというものは持っておりませんが、確実に分かっているものにつきましては、私ども、今まで担当が、例えば通告を受けたときにつきましては、担当がそのまま児相と話して、このような通告がありましたよというだけで終わっていたというところもあるというふうに考えております。今後は、家庭相談拠点をつくりまして、今やっているところとしましては、通告がありましたら、私ども管理職を含めまして、緊急受理会議を行いまして、じゃあ対応をどうするか、児相にすぐに連絡をして、どうやって対応するのか。もしくは児相に対して、児相が例えばここまでの支援しかなかったときには、それは飯塚市としてはもうちょっと、このようにしなくちゃならないのではなかろうとか、そういったことが言えるようになったというところもございます。それも、例えば弁護士さん、医師、公認心理士さんなどから助言をいただいた上で、飯塚市としてはどのような意見を持って児相に話していくとか、そういったことができるようになったというふうには考えているところでございますので、特段、何人がどのような支援になったとかいう数字はちょっと持ち合わせておりません。

○兼本委員

飯塚市としての見解を持って、今までは児相の判断に任されることが多かったことが飯塚市として、児相と――、何でしょう、対等というか、意見をちゃんと言えるようになって、そういう虐待対策がとれるようになってきたんだということで理解してよろしいですか。

○子育て支援課長

はい、そのとおりでございます。ちなみにあれなんですけども、令和4年度の拠点会議の実施回数でございますけども、毎週1回行っておりまして、50回、緊急受理会議につきまして

は、90回の開催があったものでございます。

○兼本委員

分かりました。そこに今年からはスーパーバイザーさんが入ってくると、もっと強力になるよと、いうことですね。もうぜひぜひ、しっかりと対応していただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

次に、要対協、これはどのように変わってきたのかお示してください。

○子育て支援課長

要対協につきましては、飯塚市3児童死亡事例検証委員会からの検証報告書での指摘を受けまして、要保護児童連絡協議会の組織体制全般を見直し、より実効性のある会議体とするよう見直しを行っております。まずは国が発出しております要保護児童対策地域協議会設置運営指針に基づきながら、名称につきましては、「要保護児童対策地域協議会」とし、会議体につきましても、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3層構造に改めたものでございます。そのほか、主なものとして、個別ケース検討会議では、これまでばらばらに開催されていた当該会議を要対協調整機関である子育て支援課が開催の判断をし、関係機関に参加を呼びかけるようにしました。なお、虐待も含めて、様々な子どもに関するケースを協議したいという申出もあるため、逆に関係機関等が開催の提案を行う場合でも、呼びかけに応じて会議を開催し、案件のうち、要対協のケースの内容につきましては、子育て支援課が主体となるように、一元化したものでございます。また、構成機関につきましては、要保護児童等の早期発見や、他機関の多くの目によって、虐待を早期に発見できるよう、多くの関係機関に参加いただき強化を図ったものであります。一方課題としましては、要対協構成機関への研修の機会が少ないため、要対協そのものの役割や各関係機関の役割、児童虐待の支援、見守りの在り方などを含めて、構成機関がそれぞれの役割を十分に発揮し、連携して、児童虐待防止に努められるよう、資質及び能力向上のための研修を実施する必要があるものと考えております。今後とも、情報共有をしながら、共通理解の下で援助方針が立てられるよう、これら関係機関と協力し合ってもらいたいというふうに考えているところでございます。

○兼本委員

今ちょっと答弁いただいて、ちょっと何点か伺いたいんですけども、この構成機関について、要保護児童等の早期発見や、他機関の多くの目によって、虐待を早期に発見できるよう、障がい者基幹相談支援センターや自治会連合会などにも参加していただいていると。強化を図ってきたんだということですが、その強化を図ってきたという、この、例えば今名前を出した相談支援センターや自治会連合会が入ったことによって、今までと違うこと、もしくはその強化できたこととはどういったことがあるのか教えていただけますか。

○子育て支援課長

入ってよかった点ということでの質問と受け止めまして、守秘義務を課されて、要対協に入ると守秘義務が課されます。その点でこれまでは一方通行、いわゆる自治会にしても、障がい者児童センターにしても、うちのほうに通告がありましたら、うちのほうからはその後の対応についてはお答えできませんということやっておりましたけども、今後は協議しながら、この子をどうしていこうか、どうやって見守っていこうかという支援ができていっているものというふうに考えているところでございます。ちょっとお答えになっているか分かりませんが、そういうところがメリットでなかろうかというふうに考えているところでございます。

○兼本委員

ということは、今までは飯塚市に通告がありました。飯塚市のほうからは守秘義務があるので、その通告があった被児童に関してのこういうことでしたとかということも言えなかった。でも今回、相談支援センターや自治会連合会などを関係機関として要対協に含めたということで、その辺の話も情報の共有化ができるようになったということですね。そうすると、次にその、

例えば自治会連合会が飯塚市のほうからこういうふうな対応をしてみたいという話があった場合、ここはその後どうなるんですか。自治会連合会はじゃあ私たちがそれをどういった目で、先ほどからちょっと答弁ありましたけども、様々な目によって虐待を要保護児童を保護していくという形における自治会としての役割、それに関する役割というのは、どのようにお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

#### ○子育て支援課長

要対協に入る、入らないにかかわらず、通告義務というのが、児童虐待防止法第6条によって課せられております。その中で自治会の方が例えば、通告された、これまでだったら先ほど申しましたとおり、ありがとうございます。ちょっとほっとしました。ありがとうございます。ちょっと聞いてみましょうということで、うちのほうで調査に入ります。その後どうなりましたかと聞かれたときには、いや、もう守秘義務がありますので、今までは答えられませんでした。その後、要対協に入りましたら、自治会のほうからの申入れというか、通告でございますので、まず個別ケース検討会議には、自治会長さんが入ってもらって、じゃあどういった支援を行っていくかとか、そういったことができるんじゃないかというふうに考えております。その後、自治会さんが主の役割を持った場合におきましては、自治会長さんが日頃から見ると、何かあったときに、何か変わった、このようなことがあったとかいったときには、うちのほうにまた通告していただいたら、援助方針が変わってくる可能性もありますし、そういった形で、それが役割かと言われたらその役割をしていただきたいなというふうに考えているところでございます。主になるところが、主に自治会になることはあまりないのかなとは思いますが、例えば隣で、自治会がよくその子どもをよく見ていますよとか、そういった話であると、主になるところはあると思うんですけども、基本的には学校もしくは保育所なりが主となるところでございますけども、もしそういった形で、自治会のほうが見るのであれば、役割分担、その中で役割分担をしていくというふうに考えておるところでございます。

#### ○兼本委員

言われているのは分かりました。今ちょっと言われていましたけど、実際に自治会が、会長が入るというときに、今まで私たちの経験上あったのは、やはり地域で、今、学校PTAの話出ました。あと子ども会、まちづくり協議会、そういったところに子どもたちが参加してきます。参加してきたときに、現状、状況が分かったりするんで、学校の先生に、もしかしてこういうことないですかみたいな話もしていく。で、自治会長さんといえばその会長さんじゃないですか。でしょ。ということは、結局そこに情報を渡すということは、自治会長さんは、今後この子をどうやって守っていくのかとかいったことを、また組織に落としていかないといけないんじゃないのかなというふうに考えるんですね。それが可能なのかどうかといったところはどのようにお考えなのかという、最初に児童虐待の条例をつくったときに、先ほど言った守秘義務、言っちゃ駄目ですよという、結局そこが問題点になってきてしまうので、難しいんだという話だったわけです。でも現状、やっぱりいろいろ地域の大切さというのも、飯塚市は必要んじゃないかということで、今こういう状況に変わったわけなんですよ。変わりました。でも、自治会長会の会長だけが、じゃあ担当かと、そうじゃ絶対ないと思っています。だからそこをどうやって対応していくのかというのを考えていかないと、もっと幅広く見守りの目というのは広がらないんじゃないかなと思っていますんですけど、例えば今そういったところ、考えられてあるのかどうか、お尋ねしていいですか。

#### ○福祉部次長

昨年度、要対協のほうの体制を考えたときに、こういった機関に参加していただくかというところの話をする中で、今質問委員がおっしゃったような話も出ておりました。例えば自治会長会と入ったときに、どこまで情報を共有するのか、そういった点についても検討はしてまいりましたけれども、もちろん、先ほどから話が出ているように虐待を受けているんじゃないか

と思われる子どもの通告は、もう誰にでも義務としてあるものであるということで、その子の見守りについて、要対協に入っていただくことで、守秘義務をもって、みんなでやっていけるんじゃないかということで、今回幅広く、要対協のほうには入っていただきました。自治会長会のほうには、連合会のほうには説明しておりますけど、ただ、自治会長会がこの要対協に入ったからといって全ての子どもの情報を自治会に流すわけではございませんよ。あくまでも、該当する子どもさん、その方について、関係する方については自治会連合会も要対協ですので守秘義務をもって、一緒にやっていただきたいということで、ですのでそういった意味で、守秘義務についても、きちんとその特定の子どものについて、特定の自治会長だったり、当然、児童発達の関係の放課後デイの事業所と、そういったところも幅広く入っていただきましたけれども、これは全てやはりその該当する子どもさんに関しての情報を出すということで、それもまた必要な場合ですね、例えば、地域で学校不登校の子どもさんであれば地域で見守る方策しかありませんので、そういった場合には、自治会の方とか、民生委員の方とかに相談しますし、ただもう学校に来られてあれば自治会は取りあえず大丈夫かなということであれば、そういった判断は、児相や市の拠点のほうで相談をしながら、どういった方に支援に入っていただくということも決めたところでやっておりますので、情報が誰にでも広く行くわけでもございませんし、そういったところは注意してやっていきたいというふうに考えております。

#### ○兼本委員

またちょっと今後、いろいろまた問題が出てくるかと思えますんで、いろいろこう、ちょっと検討されながら、広い目で見守りができるような体制づくりをお願いしたいと思っています。

で、今までのちょっと答弁を聞いていまして、児童虐待防止というのは、絶対早期発見が必要だというふうに思っていますが、まず児童虐待の早期発見という部分についての、飯塚市においてはここの部署というのが、子ども家庭総合支援拠点というふうに認識していいんでしょうか。そして、要対協というのは、その後の要保護児童の早期発見とか児童虐待の支援見守りの在り方を担っているんだという考え方でよろしいですか。最初に通報とかありました。最初の通報があった段階で、どうやってやっていこうかというところが子ども家庭総合支援拠点、実際にその後話合いがあって、要保護児童協議会にけるケース会議とかありますよね。そういう中で関わってきたそういう子たちに関しては、何でしたっけ、要対協というような考え方を私どもは持っていてよろしいんですかね。

#### ○子育て支援課長

今、議員のおっしゃったとおりでございまして、まず通告がありました。この部分につきまして、まず拠点のほうで対応について考えます。児相のほうと連携しながらその子どもたち、子どもが虐待による傷もしくは行為なのかというのを児相が判断します。その後この子を見守り支援についてどのように形を考えるのか、児相と相談しながら要対協に上げるのか上げないのか、いや、上げるものではないなということで判断すれば、要対協に上がりません。うちのほうの、例えば見守りで終わってしまうとか、そういった場合もございます。要対協に上がった場合は先ほど申したとおり、じゃあ、この方を要対協でどのような見守りをしていこうか、どこが主となって見守っていこうかとか、そういったことを判断していくものでございます。

#### ○兼本委員

最後なんですけど、要対協もやっぱり一番最初は、スタートは、児童虐待防止のための早期発見。で、先ほどもちょっとお話に出たネグレクト、ネグレクトの場合って、やっぱり虐待の発見って非常に難しいし、発見された、分かったときというのはもう、かなり虐待が進んでいる状況じゃないかと考えるんですね。先ほど要対協のほうには、構成機関に自治会長会とか、障がい者基幹相談支援センターというのは関わってきましたという形でした。で、この最初の早期発見の場所というのに、特にネグレクトというのは、やっぱり子どもたちと関わっている地域住民の方というのが、一番分かるんじゃないかと思うんですね。例えば、もう今、子ども

家庭総合支援拠点というのは学校とも連携されているということですよね。ただ、じゃあ学校における情報共有という、学校の関係機関というような形にちょっと細分化して、情報が早期に上がってくるような、細かい支援というか、そういう関係機関ができるようなことというのは、考えてある——、私はそちらのほうが情報もいろんな情報が入ってくるだろうし、早期発見にもつながるのではないのかなと思いますし、やっぱりネグレクトというのは本当に分からないし、でも数は一番多い、ですよ。飯塚市でも多いですよ。で、やっぱりいろんな実際に要対協に関係してくるような形の児童さんのところとかでもネグレクトというのがやっぱり一番多くて大変なんだというような、関係機関の方からの話も聞いたこともありますし、これを何とか防止していくというためには、そういったような、例えば今、学校の話をしましたけれども、もっとその学校の関係機関の中で、情報を吸い上げて学校に上げて、学校から学校が子ども家庭総合支援拠点と連携していくというようなやり方というのはできるんじゃないかなと私は個人的に考えるんですけども、本市としてどのような見解があるかをちょっとお聞かせください。

#### ○子育て支援課長

学校からの情報につきましてはうちのほうと基本的にはチャンネルがつながっているものではございます。学校のほうが例えばPTAさんとかもしくは何らかの形で聞いたという話があったときには必ずうちのほうに通告が参ってきます。ですので、その後は、見守り活動につきましては基本的に、主となるところが例えば学校になるだけであって、それを、うちは知りませんよとかいう話にはならないので、一緒になって、情報共有はしているところでございますけれども、そういったことでよろしゅうございますか。

#### ○兼本委員

それというのは、あくまでも個人的な話でしょ。学校に、こういう学校に個人的な方がもしくは学校の先生が発見したとか、そういうことじゃないですか。もっとその学校の機関のPTAであったりとか、子ども会であったりとか、何ですか、いろいろな、自治会もそうでしょうし、民生委員さんとかもそうだと思うんですけども、そこはちょっともうそれなりにありますから、今関係していない機関からも、情報を学校に、例えば、ちょっとこの子、こんな感じなん——、要はちょっと今僕の話はネグレクトなんですよ。すごく見つけづらい。何でもこのネグレクトの報告を聞いても、対策ってなかなかないじゃないですか。現実。じゃあどうしようかと思ったらネグレクトというのはやっぱり、誰かが見てからの、やっぱり情報が早く集まるかどうかはまず一番じゃないのかなというのは、私は思っているんですよ。なのでそういった場合に、もっとそういった目を広めるということで学校があります。で、学校に誰でもが相談できるような体制づくりというのをつくったらどうなのかなということなんです。学校のほうで、一応私はそういうふう思うんですけど、学校のほうで見てもらえないでしょうか。で、あと学校の先生の判断でよろしいんじゃないかと思えますけれども、やっぱりそういった声をいろいろなところから聞けるような体制づくりというのが必要なんじゃないかなということなんですけど、どうでしょう。

#### ○子育て支援課長

情報の集め方につきましては、学校とは今後協議してまいりたいと思っております。おっしゃるとおり、どこからでも受けていけるような形をとるのが重要だろうというふうには考えておるところでございますので、その点につきましては学校と協議してまいりたいというふうに考えております。

#### ○委員長

次に、「ヤングケアラー支援事業について」、藤堂委員の質疑を許します。

#### ○藤堂委員

ヤングケアラーの支援事業についてです。まずヤングケアラーの定義について教えていただ

ければと思います。

○子育て支援課長

ヤングケアラーの定義ですけども、法令による定義は今のところございません。一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもというふう

にされております。

○藤堂委員  
いい意味で定義がないというふう

にポジティブに捉えると、人生100年時代で大体ヤングと言われますと中学生、高校生、ただ、25歳も100歳のうち4分の1なので、ヤングかなと思うんですね。そういう方々がもし相談にこられた場合、本市としては対応に当たるかどうかというのは裾野を広げてやっていただきたいと思っております。

○子育て支援課長

その次に相談件数について教えていただければと思います。  
令和5年からの事業実施でございますので、ヤングケアラー関係という形での相談は今のところございません。

○藤堂委員

相談について本人から来れば一番いいんでしょうけども、恐らく自覚がなかったりするので、厳しいのかなと思ったりもするんですけど、関係課であったり、そういったところから、これってヤングケアラーなんじゃないかなというところを共有していただきたいと思っております。

次に、支援の内容についてどうなっていますでしょうか。

○子育て支援課長

市が配置したヤングケアラー支援相談員による相談支援や生活支援としてヘルパー事業の支援を考えているところでございます。

○藤堂委員

支援の内容と、あと研修等とかはございますでしょうか。

○子育て支援課長

ヘルパー事業の支援の業務内容につきましては、検討段階でありまして、要綱等もまだ制定しておりませんが、想定している業務は家庭が抱える不安や悩みの傾聴、掃除、洗濯、買物、料理等の家事、兄弟児の世話、高齢者、障がい者等の家族の食事、排せつの介助、衣類や施設の交換、見守り等の介護、その他必要な支援などを想定しておるところでございます。委託先につきましては、ヘルパー事業を検討している段階であり、まだ委託契約を行っておりませんが、委託先としては、飯塚市シルバー人材センター、居宅介護支援事業者、障がいサービス提供事業者などを想定しているところでございます。研修につきましては、まだ先ほど申しましたとおり、ヘルパー事業を検討段階としておりまして、委託契約は行っておりませんが、委託先への研修は行っていきたいというふう

に考えているところでございます。

○福祉部次長  
ヤングケアラーの事業につきましては先ほどから申し上げておりますとおり令和5年度から始めて取り組んでおります。こちら自治体単位です

るところでございます。

○藤堂委員

ちょっとまた振り返るんですが、ヤングケアラーの発見方法について、また詳しく教えていただければと思います。

○子育て支援課長

発見方法につきましては、本人や家族からの相談による把握、地域住民や親族からの通告や窓口相談、電話相談等による把握、学校等の関係機関からの連絡相談、協議等による把握、課内や庁内の関係部署による会議等からの把握などを考えているところでございます。

○藤堂委員

先ほどから出ている子ども食堂であったりも恐らくこういったところに入ってくると思いますので、ぜひとも抱き合わせでやっていければと思っております。

次に、ケアラーのを見つけ方なんですけれども、教えていただければと思います。

○子育て支援課長

先ほどもちょっと申しましたヘルパー事業等のことで委託先のことでも考えられるので、考えているのが、居宅介護支援事業者、障がいサービス提供事業者など、地域資源を調査して、把握していきたいというふうに考えているところでございます。

○藤堂委員

なかなかケアラーさん、ちょっと私もケアラーさんの見つけ方というのは分からないなとちょっと思いながら、ちょっと考えておりました。

次にSNSと書いてあるんですけれども、まず具体的にどういった対応をされるのでしょうか。

○子育て支援課長

SNSと大々的に書いているんですけれども、今のところ、親子のための相談LINEなどを今のところ想定しているところでございます。

○藤堂委員

やはり直接来られるケースというのは、本当私の想像なんですけれども、少ないのかなあと思うので、やはり今は、若い子たちはネットで、ちょっときついか、そういったのを投稿する時代ですので、LINEというのもありますけれども、匿名でやれるツイッターとかが個人的にはいいのかなと思ったり、国のほうも自殺の相談とかでツイッター等も使われていますので、そういったところを使っていただければと思っております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11：59

再開 12：59

委員会を再開いたします。

先ほどの午前中最後のヤングケアラー支援事業についての質疑において、執行部の答弁が一部抜けていたとのことですので、これをお受けいたします。

○子育て支援課長

先ほど藤堂委員の質問の中で、ヤングケアラーの定義についてお答えしたものでございますけれども、一部抜けておりましたので、改めて答弁させていただきます。申し訳ございません。法令による定義はありませんけれども、一般に本来、大人が担うと想定されている家事や、家族の世話などを日常的に行っている子どもとされており、例えば、目の離せない家族の見守りや声かけなどの気遣いをしている。家族に代わり、幼い兄弟の世話をしている。障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしているといったようなことを日常的にしており、その責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまう子どものことを「ヤングケア

ラー」というふうに言っております。すみませんでした。

○委員長

次に9ページ、「子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室を含む）について」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料その1、9ページです。子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室を含む）について、まず、構成をお尋ねします。

○子育て支援課長

構成員でございますけども、子ども家庭支援員3名、虐待対応専門員4名、母子父子自立支援員2名、専門職である心理担当支援員1名、弁護士1名、医師1名を配置しております。令和5年度からは、市の支援員たちに対し、専門的見地から、職務遂行に必要な技術について指導及び教育アドバイスなどを行っていただくため、児童福祉士である児童相談所OBのスーパーバイザー1名とヤングケアラー支援相談員2名を配置しているところであります。

○川上委員

説明資料の中に、課題の第1に、実情の把握とありますね。これはどういうふうに行うわけでしょうか。

○子育て支援課長

この実情の把握と申しますのは、通告が入ってきたときに、その家庭の状況を私たちは調査しなくちゃなりませんけども、なかなか情報が足りない、不足している、どこから情報を持ってくるのかとか、そういったことの把握するための情報先がなかなか難しいと、その探すところがですね、ということの実情でございます。

○川上委員

定期的に自治会とかその他にアンケートをとるといようなことではないんですよ。何かあったときに、実情を把握するという意味合いなんです。ちょっと確認してください。

○子育て支援課長

もうそのとおりでございます。何もなしに勝手に人のことを探ることはしませんので、何かあったときのためにその家庭がどのような状況であるのかとか、そういった背景とか、そういったものを調べなくちゃなりませんので、そういったところを調べるということがちょっと今のところ実情が難しいところがあるということで答弁させていただいたものでございます。

○川上委員

難しいという答弁を聞こうと思ったわけじゃなくて、こういうふうに頑張るといことだと思えますけど。

それで、これらについては先ほど構成メンバーについて答弁がありましたけども、財政的な手当てはどうなっていますか。

○子育て支援課長

財政的な措置としましては、児童虐待DV対策等総合支援事業国庫補助金でございますけどそちらを活用しております。補助率としては国が2分の1、市が2分の1となっております。

○川上委員

通告書に、児童相談所に物が言えるようになったのかと。事前レクでしゃべったことがそのままになっているわけですけど、関係機関との協働とともに、この協働の中には緊張関係があるべきだというふうに思うんだけど、この児童相談所との関係で、こうした協働とともに緊張関係がとれるようになる、あるいはなつたと言えるようなことがありますでしょうか。

○子育て支援課長

先ほど兼本委員からの質問の中でもちょっとお答えさせていただいたところがございませけども、実例で申しますと、例えば児相が一時保護をしましたと。そのときにその子どもが例え

ば、家庭と話した中でお帰しする、家庭に帰すときに、まだ、何ですかね、何ですかね、その実情を、たった子どもの意見、親の話を聞いて、指導ができていない状況じゃなかろうかという段階で帰すのは早いんじゃないか。もうちょっと、しっかりと指導した上で、帰すのが必要なんじゃないかとかいうところがございます。そういったところについてはまだ、ここは早いんじゃないか、なぜ帰すんですかとか、そういったことをうちのほうから、もう少し、何というか、私たちに説明を求めたいとか、私たちの意見を聞いてほしいということをお願いしていることはございました。

○川上委員

福岡県ないし、児童相談所には、飯塚市のこの子ども家庭総合支援拠点というシステムというか、所が、どういう構成、どういう活動をしていて、こういう責任があるんだということを理解していただくというのがまず要るだろうと思うし、同時に、ここで言う児相というのは田川のことだと思いますけど、今福岡県の児童相談所が、どういう責任を持っている、権限を持っている、その一方で、その責任権限を果たすような体制ができていないのかと、もう少しどうにかしたいんですけど、体制上のことがなくて、やむを得ずそうしているとかいうようなことがないのか、余儀なくされているという面がないのかということもよく自分のことも理解してもらい、田川児童相談所のことよく把握するということがなければ、一人一人の子どもをどうします、こうしますと言うだけでは、足りない面があるのではないかと思いますので、その辺の意味での、お互いの情報の共有、協働とともに、緊張関係というのを求めておきたいと思えます。終わります。

○委員長

次に、「妊婦健康診査事業について」、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

妊婦健康診査事業についてなんですけれども、妊婦健康審査についての助成はどのようになっていますか。また、その費用はどのぐらいなのでしょう。

○子育て支援課長

妊婦健康診査につきましては、出産までの受診を支援できる14回分の受診券を母子手帳交付の際に交付しております。費用といたしましては、基本健診5100円分が8回、肝炎の抗原検査等を含む初期健診は2万1080円など、14回分で10万8470円の助成をしているところでございます。

○藤堂委員

その14回の受診券を交付されているんですけども、平均の利用回数などを教えていただければと思います。

○子育て支援課長

平均利用回数でございますけども、12回となっております。

○藤堂委員

また、14回以上の健診の受診について、支援はどうなっていますでしょうか。

○子育て支援課長

要望や問合せ等は今のところございませんが、多胎妊婦の場合は、健診の回数が増えることが多いため、今年度でございますけど、今年度から多胎妊婦健康診査助成事業に取り組んでおります。上限5回分の健診を14回に上乗せして助成することができます。

○藤堂委員

現状14回で、利用が12回というところで、子育てといったところでまず、安心安全に、お母さんたちに出産をしてほしいというところから、私としては14回に限らず、今、実際12回なので、もう回数にこだわらずに健診に来ていいよというところまで進んでいってもらえれば、この飯塚市といったところも、子育てしやすいまちにつながるのではないかと思います。

すので、どうぞご検討のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長

次に、同じく10ページ、「産後ケア事業について」、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

次に、産後ケア事業についてお聞ひいたします。利用状況はどうなっていますでしょうか。教えていただければと思います。

○子育て支援課長

産後ケア事業は出産後の母子が、助産師による母乳の手当てや育児指導等のケアを受けるものでございますが、令和2年度は250名、令和3年度は387名の利用がありました。令和2年度は産後4か月までの利用でしたが、令和3年度は産後12月まで利用ができるよう、利用期間を延長した結果、利用者が増加したものと推測しております。令和4年度は329名の利用と、令和3年度の利用者と比べますと減少しておりますが、令和4年度は出生数の減少もあり、利用者数の減少につながったものと推測しております。なお、利用率で見ますと、令和3年度は42%、令和4年度は38.6%となっているところでございます。

○藤堂委員

利用期間の延長ありがとうございます。

次に、産後ケア事業の周知についてはどうなっていますでしょうか。

○子育て支援課長

母子手帳の交付時や出産後の赤ちゃんすくすく元気訪問などのときに必ず周知しております。今年度からは伴走型相談支援事業の中で、8か月の妊婦さんにも働きかける機会ができますので、出産直前の時期にも周知してまいりたいと考えております。

○藤堂委員

ぜひお願ひいたします。それと、利用されている方々の属性が分かれば、そこまで調べていただいて、その方々、利用している方々じゃない方々にアプローチをしていくといったところを、ぜひともやっていただきたいというところと、恐らく、ママさんとしては、ママだけじゃないですけども、利用したいと。ただ、なかなか預けると、預けるといいますか、ちょっと他人の力を借りるといったところで、ちょっと抵抗感がある方々も一定層いらっしゃるのかなど。そういった方々にアプローチするに当たってはやはり同じ子育てしているママであったり、それかパパですよ。なので、一パパとしては、パパのほうにも、何かアプローチするような、周知方法があれば、身内内でそういう話ができ、私としてもやはりちょっと休んでいただきたいと思い、いただきたいと言ったらあれですね、休んでほしいという思いも正直ありますので、そういったアプローチの方法も、ぜひとも一緒に考えていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○委員長

次に11ページ、「乳幼児健康診査事業について」、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

乳幼児健康診査の未受診の方の把握については、今どのような感じでしょうか。

○子育て支援課長

健診受託医療機関より翌月の10日までに受診結果が提出されます。受診対象者の中で、健診結果の提出がない方を未受診者として把握しているところでございます。

○藤堂委員

次に、未受診者の方へのケアといったところはどうなっていますでしょうか。

○子育て支援課長

4か月児健診、8か月児健診の未受診者には、担当保健師が把握した後、すぐに受診勧奨の電話入れを行っております。電話で受診勧奨ができていない方については、未受診訪問を実施

し、さらに受診を勧奨して行っています。1歳6か月児健診、3歳児健診の未受診者については、まずはがきで受診勧奨を行い、その後、電話入れでの勧奨をいたします。それでも連絡がとれないときは訪問をしております。4か月児健診は8か月になる前までに、8か月児健診は1歳になる前まで受診することができますので、受診期限まで受診を働きかけております。1歳6か月児健診は2歳になる前まで、3歳児健診は4歳になる前まで受診が可能でございます。対象月齢が過ぎてしまっても、育児相談等で発達、発育、発達の確認は行っているところでございます。

#### ○藤堂委員

コロナもあって、集団からちょっと個別のほうに、健診も移行をして、パーセンテージとしては特に健診率というのはあんまり変わってないよう見られますけれども、やはり、集団と個別では全くちょっと、今後の親御さんたちの関わり方であったり、虐待とか、そういったところのチェック機能としても、個別ではちょっと乏しいところがあるのかなと思ったりもします。その中で、本市として、今個別ですけれども、集団というところは今後考えていらっしゃるのでしょうか。

#### ○子育て支援課長

委員がご指摘のとおり、私たちも危惧しているところはそこにありますので、今後、医師会等も含めまして、集団に持っていけるような形で、検討していきたいなというふうには考えておるところでございます。

#### ○藤堂委員

一度個別になって、ちょっと変な話、ちょっと言い方あれですけど、便利になった、行きやすくなったところをまたちょっと集団に戻すというのもちょっと、大変なところがあるかと思えますけれども、そういったチェックの面でも、やはり重要なところもあると思えますので、ぜひ検討していただければと思います。

#### ○委員長

次に、16、17ページ、「修学資金貸付に関する事、生活資金貸付に関する事、飯塚市保育士就職緊急支援金交付について」、川上委員の質疑を許します。

#### ○川上委員

その1の16ページと17ページですけど、3つの事業が保育給付係の中にあります。4番と5番と6番ですけども、これについては、未利用児童を解消、待機児童の解消ですね、に寄与し、市内私立保育所等の常勤保育士を確保するためと、それぞれ行われているわけですけども、成果をどういうふうに評価しているか、お尋ねします。

#### ○保育課長

この3つの事業につきましては、保育士確保につながる事業でございますが、この修学資金貸付事業につきましては、学業に専念できる環境が整えられ、また生活資金貸付事業及び就職支援事業につきましては、保育士になってからの生活の援助を受けることで、保育士として勤務することができますので、保育士の確保につながっているものと考えております。保育士の確保で人数が増えれば、その分受入れができる児童も増えることから、保育士確保及び待機児童の解消に貢献しているものというふうに考えております。

#### ○川上委員

この3つの事業との関係で、現在、経過的なこともあるでしょうけど、何人が市内の私立保育所で働き、それによって保育士1人当たりの子どもの比率が決まっているでしょうから、それとの関係ではどのくらい待機児解消に貢献できているというような数字が分かりますか。

#### ○保育課長

事業開始からの人数等で申し上げます。まず修学資金につきましては、平成29年度の事業開始から53名の学生がこの貸付けを受けまして、令和2年度末までに38名の学生が卒業し

ております。そのうち、市内の私立保育所に常勤保育士として採用された方は28名でございます。約7割の学生を保育士として市内の保育所に確保できたものと考えております。生活資金につきましては、事業開始から45名の保育士が貸付けを受けておりますが、7名の方が5年前に離職をしている状況でございます。保育士緊急資金支援金につきましては、平成28年度から事業を行っておりますが、令和2年度までに158名の保育士が新規採用されているものがございます。この人数からしましては、保育士確保、待機児童の解消につながっているものと考えております。保育士の人数とどこのクラスに配置されているかということが調査できておりませんので、何名のお子さんが、入所が増えたかというのは、ちょっと今のところ把握しておりません。

○川上委員

この制度導入のときに、日本共産党は賛成しました。一部、議論の中で、この事業を受けて、市外に就職される場合はどうなるのかとか、税金の投入の方法、仕方としてよいのかという議論もあつたりしたんだけど、今の子どもの待機児童の深刻さを鑑みれば、少しでも役に立つ制度は、1つのことだけで解決できるとは限らないので、1つ、2つ、3つ重層的な、多様な形で保育士確保をやるのではないかと。本来国が10万円ぐらい、処遇改善がぼんとできるようにすればいいんですけど、なかなかそうやらない中で、それと併せながら、これをやっというということだったと思います。

それで今の答弁では、そういう税の使い方について、疑問を持っている声に対して、こういうことなんだというのを答えきれないと思うので、そこは正確にこれだけの成果があつたんだというのを明らかにしておく必要があるのではないかなど。

それから、この際ですから未利用とあなた方が呼んで、事実上待機状態にある子どもさんたち、あるいはその家族、家庭、保護者について、入所希望者に対する継続的な情報提供を丁寧にやること。また虐待のことも含めて、見守り、フォロー体制を、丁寧にやっていくように、それこそ先ほどの総合支援拠点と連携をとりながらも、やってもらうように、要望しておきたいと思います。終わります。

○委員長

次に、17ページ、「保育所の利用者の推移について」、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

保育所の利用者の推移についてお尋ねいたします。現在の利用状況についてなんですが、待機児童はどのようになっていますでしょうか。

○保育課長

現在の利用状況で待機児童がいるか、いないかについてお答えいたします。令和3年度より現在まで、待機児童につきましては発生しておりません。なお、指定園を希望される未利用児童の方は、令和5年4月1日時点で言いますと24名となっております。

○兼本委員

次に、今後の利用者の推移についての中で、最近国のほうが発表しました保育支援に関して、本市がどのように考えられてあるのかというのをちょっとお伺いしたいんですが、まず、今回国の保育支援、保育士の配置基準の改善と、こども誰でも通園制度の創設を検討というふうに報道されています。まずこの保育士の配置基準の改善について、本市の対応というのはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○保育課長

本年3月31日に政府から異次元の少子化対策のたたき台が発表されておりましたが、質問委員の言われますとおり、国の新たな保育支援策は、保育の質の向上のため、保育士の配置基準の改善に係る運営費を加算すること。また、保育所の利用要件を緩和し、親が就労していなくても、子どもを時間単位などで預けられるこども誰でも通園制度の創設を検討するというこ

とが挙げられております。先ほど質問がありました保育士配置基準の改善につきましては、現在、1歳児は子ども6人に対して保育士が1人、4歳児、5歳児は子ども30人に対し、保育士1人となっておりますが、これを1歳児は子ども5人に対し保育士1人に、4歳児、5歳児は子ども25人に対し保育士1人の配置にした場合に、運営費を加算することとなっております。この改善を行うためには、保育士の確保が欠かせませんが、令和5年度の当初予算に計上しております保育士確保の7つの事業、こちらを実施することで、私立保育所等の保育士の離職防止及び保育士の採用につながるものというふうに考えておりますので、私立保育所等に事業の実施をお願いしていきたいというふうに考えております。また、さらなる保育士確保に向けての調査研究をしていきたいというふうに考えております。

○兼本委員

今答弁いただきました。その中で、令和5年度当初予算に7つの保育士確保対策事業を実施されるということです。これが今度もし国の支援が確立していった場合には、これを基本にして保育士の確保を行っていききたいという答弁だったと思いますけれども、ということは、この7つの事業、保育士の事業というのは今回、当初予算を見てもみますと、例えば業務効率化推進事業費とかというのは、全部の施設ではなく、そういったことを行う施設に対して補助金を出しますよということですよね。ということは、今後この保育士を確保していくために、様々なこういう事業が行われていくということのときにこれを使っていくということであれば、この7つの保育士確保対策事業というのは、それなりに長期にわたって考えられていらっしゃるということでもよろしいんですか。

○保育課長

今現在、保育士不足が世の中でも、飯塚市だけでなく、全国的な問題となっております。こちらは国の補助事業でもございますので、基本的には、保育士確保に関する部分で飯塚市としては継続していきたいというふうに考えております。

○兼本委員

実際にそれがどうなるかというのはまだ分かりませんので、またそれは、今後の検討課題とさせていただきます。

次に、こども誰でも通園制度の創設を検討するというふうになってはいますが、創設することについて、本市として、その対応をどのようにお考えなのかお聞かせください。

○保育課長

こども誰でも通園制度の創設を検討することにつきましては、こちらがゼロ歳から2歳の未就園児が対象ということで、未就園児がいる子育て世帯の多くが育児で孤立し、不安や悩みを抱えているとして、親の就労状況によらず、保育所などを柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を新たにつくるよう検討するというものでございます。そのためにはまず、空き定員がある園がどこにも通っていない子どもを預かった場合に、園に対し、一定の助成をするというモデル事業を拡充することと、国のほうは言っております。本市といたしましても子育て世代の不安解消につながる事業でございますので、事業の内容等が詳細に決まりましたら、積極的に検討していきたいというふうに考えております。

○兼本委員

分かりました。実際、途中入所しようと思って施設を見ると、飯塚市もいっぱいいっぱいですよ。なかなか難しいんじゃないかというふうに私は思っておりますし、保育士の確保に関しても、今後、質の改善というのは非常にいいことだと思います。けど、どうやって確保していくのかというのは本当にこれからの課題だと思っておりますので、ちょっとその辺りは、調査研究のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

あと次に、筑豊圏域外からの定住者ということで、昨年度非常に多かったのではないかと聞いています。その中で、要は、もしくはその企業誘致によって、飯塚市に転勤をされて、飯塚

市に定住された方、それから、新居を求められて飯塚市に定住された方、その世帯のお子さんがいらっしゃるんだと、そのお子さんはもともと住んであったところの保育園等に通っていたけども、今度飯塚市の保育園に通わなくちゃいけないといったときに、ちょっと様々な問題を聞いたりするんですね。例えば嘉麻市とかであれば、広域連携ですかね、組んである、飯塚市に勤務している方が飯塚市で施設に入りたいて言ったときに、嘉麻市で申し込んでも飯塚市に行けるといような形があると。例えばこれが、東京から来るんだとか、遠くから来らっしゃる方、それから福岡市のほうから来られる方というところで、まずはどういう手続を行うと迅速に入所が決定できるのか、そういったところはちょっともしお分かりになれば教えていただきたい。

#### ○保育課長

転入してこられた方という形の手続につきまして、答弁させていただきたいと思います。年度途中での入所手続を例に挙げますと、入所日は毎月1日を原則としておりまして、入所する月の前月の15日までに手続を行っていただくようお願いをしているところでございます。転勤等で飯塚市内に住所を移動される場合につきましては、入所日における市内の転入先住所を確認させていただいた上で、飯塚市に在住するお子さんの手続と同じ取扱いとして、入所調整をさせていただいております。

#### ○兼本委員

ちょっと私、相談を何件か同じような相談を受けたのが、なかなかやっぱり遠くからいらっしゃるって、まず今、ご主人が飯塚市に単身赴任で住んである。で、お子さんと奥様が飯塚市に引っ越して来たいんだけど、なかなかこっちに来る機会がなくて保育所の入所が決まらない。なので、奥様も働いていらっしゃるけどもこちらで働く場所もなかなか決まらない。タイムラグ等が生じてしまう。なので、なかなか飯塚に入って来られないんだという話を聞くんですね。で、そういった転勤などを理由として、飯塚市へ転入する世帯に対する支援というものもやっぱり飯塚市の子育て世帯への対策として必要ではないのかなと思っているんですけども、これを、この支援を充実させるために、今後、飯塚市としても、効果的な対策を検討していただきたいと思いますけどもいかがでしょうか。

#### ○保育課長

まず、ホームページやSNSにおいて、転勤等で飯塚市内の保育所の入所を希望される方に対するメニューのほうを設けていきたいというふうに考えております。そこで、情報提供の内容について充実を図るよう、積極的に改善等を行っていきたいというふうに考えております。また、他市からの転入者の方につきましては、保育所の施設見学についても、限られた時間での施設選びとなりますので、施設に協力を求め、情報提供内容等の充実を図り、効果的な施設選びが可能となるような調査研究を行っていきたいというふうに考えております。

#### ○福祉部次長

担当課長が答弁いたしましたけれども、移住者に対する施策は重要であり、定住化については少子化対策につながるものと考えております。こども誰でも通園制度をはじめ、子育ての負担感を減らし、楽しく子育てができるまち飯塚を目指して、令和5年度におきまして、庁内で少子化対策施策検討ワーキンググループを立ち上げまして、現在所管事業の見直しを行うとともに、飯塚市の地域分析を行い、子育て世帯の支援、移住定住促進及び出生率向上を目指すために、子育てに特化した政策を検討し実行につなげていきたいというふうに考えております。

#### ○兼本委員

ぜひよろしくお願いたします。以上で終わります。

#### ○委員長

同じく17ページ、「特定教育・保育施設等の指導及び研修等に関すること、家庭支援推進保育に関することについて」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

これはいずれも保育指導担当というくくりになっております。まず、1番のほうの特定教育・保育施設等の指導及び、研修等に関する事、これはどういったことをするのか、しているのか、お尋ねします。

○保育課長

保育指導担当につきましては、現在、係長級の保育士及び再任用職員の保育士2名で業務を行っております。特定教育・保育施設等の指導及び研修等に関することにつきましては、市内の公立、私立の保育所、こども園、幼稚園を対象に、保育の質の向上、虐待防止、安全管理等に関する研修の案内や指導等を行っております。また、各保育施設等の保護者等からの苦情に対しまして、各園へ確認を行い、指導についても行っております。公立の保育所、こども園に登園している児童の中で、発達が気になるお子さんに関しては、子育て支援課の事業であります巡回相談を各園で受けておりますが、保育指導担当が立会い、発達が気になるお子さんへの保育士の関わり方等指導を受け、各園の保育士と一緒に保育の質の向上に努めております。また今年度から巡回相談とは別に、公立6園中、2園を実証園としまして、言語聴覚士及び作業療法士の2名の先生に来ていただき、発達が気になるお子さんに対し、適切な保育士支援の手立てを導き出し、保育士の不安や負担の軽減を図る事業を開始したところでございます。専門職の先生から直接保育室内で、保育士が聞きたい対応をリアルタイムで指導を受けられることで、一人一人に寄り添った保育が実践できるようになることを目的として行っております。

○川上委員

そういう子どもたちのための特別なスペースは、それぞれの施設において、どうなっているのでしょうか。

○保育課長

私も、今回巡回相談とかに踏み切っておりますが、スペースにつきまして同じ教室内に、発達が気になるお子さんも一緒にいまして、ただ、その子によっては部屋の片隅に段ボール等で仕切りをつくったりして、本人さんが、そのお子さんが落ち着いたらまた、皆さん、ほかのお子さんと一緒に、遊ぶといった形をとっております。

○川上委員

もう少し体制のことと同時に、今言った空間を共有しておいたほうがいい局面と、少し安心できる空間をつくったほうがよい局面とかあるかもしれないので、そういう意味では理念的な、理論的になっていうか、そういう意味での質と同時に、施設的な質の向上も必要ではないかなというふうに思います。

それから、2番目の(2)の家庭支援推進保育に関する事についてはどういったことをされてますか。

○保育課長

家庭支援推進保育に関する事につきましては、公立保育所、こども園に、こども園の主任級以上の保育士3名を選任いたしまして、家庭支援推進保育士として主に公立保育所、こども園で、1年間の3期にわたって家庭支援保育活動を行っております。また公立、私立の保育所を対象に講演会等の実施のほうも行っております。

○川上委員

それぞれのところのお互いの交流みたいなことは、ここでされるわけですか。

○保育課長

各園との交流ということでなく、家庭支援推進保育士3名のほうが、逆に各園を回って、そういう活動を行っているというところでございます。

○川上委員

ちょっと質問の仕方が悪かったかもしれないけど、そういう、いろいろ教訓的なことがある

じゃないですか。そうした場合の交流的なことはあるのかっていう意味ですけど。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:41

再開 13:44

委員会を再開いたします。

○保育課長

すみませんでした。今、質問がありました交流的な分ということで、各園、家庭支援推進保育士の3名が回った中で、その振り返り等によって各園の保育士にも情報共有しながら研修等も行っているという状況でございます。

○委員長

それでは次に24ページ、「高齢社会対策推進協議会に関することについて」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料その1の24ページですけれども、これは構成がどうなっているかお尋ねします。

○高齢介護課長

令和5年度の高齢社会対策推進協議会の構成員は、飯塚市高齢社会対策推進協議会規則に基づき、20人以内をもって組織することとなっております。学識経験者、地域住民団体から推薦された者、福祉、医療、保険関係者、公募による者のうちから市長が委嘱しております。令和5年5月現在の委員の人数は18人で、2名が現在欠員となっております。委員の任期は、令和3年4月1日から令和6年3月31日の3年間となっております。

○川上委員

今年度の活動計画、主なところをお尋ねします。

○高齢介護課長

高齢社会対策推進協議会は、市長の諮問に応じ、高齢社会対策の総合的施策に関する事項、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直しに関する事項、事業計画の進行管理に関する事項等について調査協議し、意見を答申いたします。今年度は、令和6年度から8年度までの3か年を対象とした、第9期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定年度となっておりますので、例年4回の開催でございますが、今年度は6回の開催を予定しております。また、今年度は、計画策定のため、専門的に検討する必要があるため、協議会の中に専門委員会を設置し、専門委員会を9回予定しております。

○川上委員

専門委員会をつくり、9回会議を予定しておるとのことなんですけど、メンバーは何人ですか。

○高齢介護課長

メンバーは8名になっております。

○川上委員

第9期の計画の素案をまずつくると思うんですけど、それはいつ頃までに、どのようにつくるのでしょうか。

○高齢介護課長

まず当面、今からの作業としましては、骨子等の原案を作成いたしまして、11月、12月頃に市民意見募集を予定しておりますので、それまでにある程度の素案を策定するような形で進めてまいります。

○川上委員

素案をつくって市民意見を募集するということですか。2か月間募集する。

○高齢介護課長

期間につきましては現在4月末に一応業者のほうが決めたので、今後詳細なスケジュールについては今調整中でございます。

○川上委員

介護保険の9期計画をつくと改正が必要になる条例があると思うんだけど、それはいつ頃提出予定ですか。

○高齢介護課長

今年度3月、来年年明けの3月議会に上程を予定しております。

○川上委員

そうすると、介護保険料が高過ぎてということなんですけど、介護保険料は福岡県で一番高いですか。

○高齢介護課長

現在8期の現状でいいますと、一番高いのが広域連合A、宮若市が属している広域連合が一番です。その次、2番目が飯塚市となっております。

○川上委員

その差はどれぐらいですか。

○高齢介護課長

広域連合Aの保険料の基準額なんですけど、これを月額にしますと、7203円となっております。飯塚市につきましては、保険料の基準額は7170円となっております。

○川上委員

差はどうなるんですか。

○高齢介護課長

月額で申しますと33円の差となっております。

○川上委員

広域連合のAとは33円差で、基準額で、飯塚市が2位と。単独で行っている自治体では断トツですか。

○高齢介護課長

単独で行っている自治体では飯塚市が1番で2番目が北九州市、ここは基準額で言いますと、月額で6540円となっております。

○川上委員

その差額はどれぐらいになりますか。

○高齢介護課長

月額で申しますと差額は630円となっております。

○川上委員

断トツで、単独でやっているところでは、最高額という状況が分かりました。それで、11月、12月までに素案を出すということなんですけど、そのときには介護保険料の改定も含まれた状態での素案提出になるわけでしょ。

○高齢介護課長

その段階ではまだ含まれてはいないと思います。

○川上委員

どうしてですか。素案が出るわけでしょ。そうするとサービス提供料に対応する財源が確保されるべきでしょ。財源という点でいえば、基本的に介護保険料じゃないですか。素案が出るのになぜ介護保険料の案が出てこないということになりますかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:51

再開 13:52

委員会を再開いたします。

○高齢介護課長

申し訳ありません。国の基準とかその年度の給付額の予測とか、その辺を鑑みまして、今度、基金の取崩し額とかも検討しますので、年明け以降になるかと思えます。

○川上委員

分かりました。基金の取崩しに関係しての質問は31ページでしたいと思います。終わります。

○委員長

同じく24ページ、「地域包括支援センター運営協議会に関することについて」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料その1の24ページ、地域包括支援センター運営協議会に関することについてお尋ねします。まず構成をお尋ねします。

○高齢介護課長

令和5年度の地域包括支援センター運営協議会の構成員は、飯塚市地域包括支援センター運営協議会規則に基づき、13人以内をもって組織することとなっております。学識経験者、地域住民団体からの推薦された者、福祉、医療、保険関係者、公募による者のうち、市長が委嘱しております。令和5年5月現在の委員の人数は12名で、1名が現在欠員となっており、委員の任期は令和3年4月1日から令和6年3月31日の3か年となっております。

○川上委員

欠員1はこの分野からの方が欠員ということがあると思うけど、どこですか。

○高齢介護課長

欠員の部分につきましては、飯塚市居宅介護支援事業者連絡協議会からの欠員でありまして、現在次の方の推薦を依頼しております。

○川上委員

この運営協議会の活動の概要、実績と今年度の見通しについてお尋ねします。

○高齢介護課長

本市では、高齢者が住みなれた地域で尊厳ある在宅生活を続けられるよう、心身の健康維持及び生活の安定のために、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの充実を目指していくことを目的とし、市内全ての圏域、実際11圏域ありますけど、11圏域に地域包括支援センターを設置しています。本協議会では、センターの設置等の承認に関する事項、センターの運営に関する事項、センターの職員の確保に関する事項、地域包括ケアに関する事項等、地域包括支援センターの適切な運営に当たり、センターから提出される事業計画や報告についてご協議いただいております。協議会につきましては、今年度は年2回、5月と2月に予定しております。

○川上委員

終わります。

○委員長

では同じく24ページ、「高齢者福祉施設の維持管理に関することについて」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

まず、飯塚市特別養護老人ホーム筑穂桜の園についてです。平成26年度末に廃止と、27年度より社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会に設置及び経営主体を委譲し、土地、建物に

については無償貸与ということなんですけど、現状、どうなっておるか概要を伺います。

○高齢介護課長

資料と同じような形になりますけど、飯塚市特別養護老人ホーム筑穂桜の園は、社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会に特別養護老人ホームの機能を継続した中で、設置及び運営権、経営主体を移譲し、管理運営を行っていただいております、市としましては維持管理等は現在行っていません。

○川上委員

これは筑穂町時代から、直営、公立の特別養護老人ホームとして、全国でも胸を張って言えるような位置にあったと思うんですけど、それを基本的に市は責任を負わないということになっていますよね。それで、しかし、運営の内容について、まるで関知しないという状況なんですか、それとも、例えば、定数が何人で、何人入所しているというようなのは把握するようになっていますか。

○高齢介護課長

それはあくまでも介護保険の保険者として、市が関わっておる状況、通常ほかの施設と同じ形での関わり方をやっております。

○川上委員

特別にそういう関係からくる把握の仕方はしていないということなんです。

ところで平成27年3月、平成27年度まではですね、26年度までは、特別養護老人ホーム運営基金というのがありまして、要するに桜の園の関わりの基金なんです。それまでの数字を見ると、この基金はどうなっているかということ、平成21年度年度末残高が1億1871万5千円ということになっているんですよ。これが廃止年度の直近まででいうと、1億6023万3千円と、物すごい勢いで増やしているわけですね。特別養護老人ホームの運営に関してですよ。そして平成23年3月にこの基金を廃止するという事になったんですね。これ1億6千万円はどこに行ったんですか。

○高齢介護課長

その辺のいきさつについては現在は把握しかねており、ちょっとお答えできない状況であります。申し訳ありません。

○川上委員

そしてその一方で、この筑穂桜の園については、どういう管理をしているのかということになるんですね。実際上はどういう管理をしていますか。

○高齢介護課長

先ほど申し上げたように、全て運営権から全ての業務に関しても全部移譲しておりますので、市としては、実際、維持管理等は行っていません。

○川上委員

一円も出していないということなんですか。

○高齢介護課長

実際、補助金として払っていません。

○川上委員

また、別の機会に、この1億6千万円の行き先、それからホームの廃止及び基金の廃止のとき、さらに移譲するときの契約に照らして、現状がそのとおりになっておるのかどうか。または、1億6千万円との関係でね、適正なのかということも別の機会にお尋ねさせてもらいたいと思います。

それに続けて、内野にあります筑穂の高齢者生活福祉センター、維持管理の現状をお尋ねします。

○高齢介護課長

現在は、年2回の草刈りと、周辺住民の方たちに迷惑や危険が及ばないように、建物の管理を行っております。

○川上委員

これは何にも使っていないわけですかね。

○高齢介護課長

はい。現在建物としては使用しておりません。

○川上委員

これをつくったときの建設費はどれぐらいとか分かっていますか。

○高齢介護課長

申し訳ありません。その辺の資料は今手持ちで持っておりません。申し訳ありません。

○川上委員

耐用年限は、いつつくって、耐用年限はいつまでなのか、お尋ねします。

○高齢介護課長

この施設につきましては、旧筑穂町が厚生労働省の施設整備補助金を活用しまして、平成7年度に建築したものであり、処分制限期間が47年間となっておりますことから、財産処分ができない状況であります。

○川上委員

建築の専門誌にも評価されたことのある建物なんですけど、雨漏りとかしているかどうか分かりますか。

○高齢介護課長

現在、中に入ってまだちょっと確認いたしておりませんが、例えば外でガラスが割られたりしておいた場合については、一応その辺のところは対応する形にしております。

○川上委員

これは要するに用途廃止にしているってことなんですかね。

○高齢介護課長

一応今は普通財産になっているかと思えます。

○川上委員

普通財産にしているということは用途廃止しているということですね。そして事業目的にはもちろん使っていないと、本来の。そうすると公有財産は草刈りぐらいでいいんですか。財産の管理、雨漏りとか、火災の心配とか、そういうのはあまりやってない。

○高齢介護課長

実際の管理としましては、年2回の草刈りが主なものとなっております。実際は建物の、当然何もかも、ライフラインが通っておりませんので、その辺の火災の関係とかもちょっと今のところ、対応してない状況であります。

○川上委員

普通財産なんですよ。普通財産だけど高齢介護課が所管してるわけ。

○高齢介護課長

現在の所管につきましては、高齢介護課となっております。

○川上委員

副市長がおられるので、内野地区においては、商工観光課が所管と思いますが、長崎屋のこととか、このこととか、総合的な対策をとれば、もちろん飯塚市ですけども、トンネルを越えれば、というのもありますけど、福岡都市圏に近いんです。これは九郎丸それから筑前大分の地域とね、また違う意味合いもあるけども、地理的にはそういう感じなんです。だから、私が言うまでもないことだと思いますけど、今なかなか、思うようにいってないと思うけども、内野地域の、住んで、住みやすく、楽しいしというようなまちづくりの中で、この施設を有効

に生かしていくということで、このまま野ざらしにさせるわけにいかないというように思います。ちょっと一緒に考えていきましょう。質問を終わります。

○委員長

では次に、31ページ、「介護保険の給付に関することについて」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

31ページに資料が各サービスごとに出ています。これについては、実績を全体としてどう評価しているのかというのをまずお尋ねしたいと思います。

○高齢介護課長

まず総合事業の利用状況につきましては、令和4年度では訪問型サービスの利用延べ人数は1万2411人、通所型サービスの利用延べ人数は1万2179人となっております。4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、介護サービスの利用控え等もあり、実際、利用状況は減っている状況と今把握しております。

○川上委員

コロナの時代に介護保険の原則である必要な方に必要なサービスが提供されたのかということなんですよ。そうではないということはもう既に明らかだと思いますけど、皆さん方はそれをどう受け止めておられるのかというのを聞きたかったわけです。必要な方に必要なサービスが、このコロナの時代にどうだったのかと。その点の評価がありませんか。

○高齢介護課長

コロナの期間中には、当然訪問とかにつきましては感染対策をしながらサービスを受けられておるんですけども、実際通所につきましては、本人さんのほうがちょっと感染予防の観点から、控えられたこともあるかなと思っております。

○川上委員

必要な方が必要なサービスを受けられなかった面があるということをお認められたと思うけど、その分だけ介護保険料が下がったかというふうに分かるわけですよ。下がりませんね。上がりっ放しですよ。この辺の矛盾もあるんだけど、それでこのサービスの今後の見通し、介護を受けるべき人たちの今後の動向とか、それからサービス提供基盤のほうの動向とか、その辺のことを含めて、今後の見通しをちょっとお尋ねしたいと思います。

○高齢介護課長

先ほど新型コロナウイルス感染の影響でサービスの利用控えとか、あと4年度につきましてはグループホーム2事業所の休止や定期巡回・随時対応型訪問看護介護事業所が、年度途中で廃止となった影響もあるかと思っておりますので、その辺で5年度につきましては若干利用件数の見込みが大きく下回ってくるんじゃないかと推測しております。

○川上委員

ケアマネジャーの仕事量にもよると思うけど、必要な人員が本市では確保できておられるのかなという気がするけど、それには何か見解がありますか。

○高齢介護課長

実際、事業所の方とかにお聞きする中で、やはりケアマネさんとかになる人材不足が今盛んに言われております。実際公募をかけましてもなかなかやっぱり処遇の関係とかで、なかなか事業所を選んだりとかそういったところもありまして、今求人は出されているけど、なかなか新規の成り手がいない。新規で来られたとしてもまだ経験がないので、やっぱりちょっと育てるまでに時間がかかったりとかで、その途中でまたやめられていく方もおられるということですね。今、ほかのどの業界も同じなんですけど、特にまた介護業界についても、同じ人材不足は今懸念されております。

○川上委員

ケアマネのことにについて今、概要的なお話、今、伺いましたけど、それを数字で示すことはできますか。

○高齢介護課長

すみません。ちょっと今その数値的なデータが手元にありません。申し訳ありません。

○委員長

では、同じく31ページ、「基金の状況について」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

31ページ、資料その2の31ページの一番下に②基金の状況というのがありますね。介護給付費支払準備基金なんですけども、これは何の基金ですか。

○高齢介護課長

当然3か年の計画に従って、介護予防サービスをやっていく中で、給付費に対しまして、当然足りなくなったときとかに基金を取り崩して、それを充てる形になっております。

○川上委員

基金の資源というか、元手は何ですか。

○高齢介護課長

主たるものとしては、やはり介護保険料が大きなものかなと思っております。

○川上委員

そこで、令和2年度末の残高が2億5512万2千円となっておりますが、これは8期計画、令和3年、4年、5年の3か年、介護サービスを安定的に維持するために必要でしょうと。いざとなったときにはこれだけは最低要りますよという額がこの2億5千万円なんですか。今の課長の答弁との関係で言えば。

○高齢介護課長

基金の残高につきましては、当計画の中で、経費の見込み等も含んだ中で一応予定、予定といえますか、見込みで残高の計画を立てております。

○川上委員

ですから、R3、4、5の8期計画の当初には2億5千万円が必要でしたと。これでいきますよという計画を立てたんですね。ところが、その間に、どんどん物すごい勢いで膨れているでしょ。もう翌年には4億1700万円ですよ。翌々年、今年3月には7億4千万円ですよ。断トツに高い介護保険料を市民に押しつけっ放しで、R5年、来年3月末残高見通しは幾らになっていきますか。

○高齢介護課長

令和5年度の見込みで、予算計上ベースですけど、見込みとしましては8億6899万6千円ということです。

○川上委員

7千万円ですね。この2億5千万円から8億7千万円を引くと6億2千万円なんですよ。しかもこれが、福岡県下で最も高い水準の介護保険料を、低所得の高齢者に押しつけて、有無を言わず年金から天引きする。そして、年金から天引きされない方が滞納したら、預金通帳全額差し押さえるというようなやり方までして集めたお金の一部がここに積もり積もっているわけですよ。先ほど答弁があったように、コロナの下で、必要な方が必要なサービスを受けられないという下でも、介護保険料はその水準を徴収してですよ。徴収して、そしてたまったのがこれなんです。だから、私は3月議会でも、今年度はR5年ですよ、大幅に介護保険料を引下げて、そして、少なくともR2年度末の基金残高2億5千万円くらいに落としてもしかるべきではないかという議論をしたんですけど、終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14 : 18

再開 14 : 29

○委員長

委員会を再開いたします。37ページ、「総合福祉センター等に関することについて」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

37ページから、38ページ、39ページにかけて、施設が5つあります。それぞれの施設について、市の役割との関係でどういうルールになっているのか、指定管理とか、いろいろあるかと思いますが、それをまずお尋ねしたいと思います。

○社会・障がい者福祉課長

現在、当課が関わっている総合福祉センターは、穂波福祉総合センター、庄内保健福祉総合センターハーモニー、筑穂保健福祉総合センター、忠隈住民センターの4施設です。穂波福祉総合施設総合センターは、株式会社トキワビル商会を指定管理者としております。庄内保健福祉総合センターハーモニーは、昨年度から庄内交流センター、庄内地区社会福祉協議会も入っております。浴室、体育室を直営で、実際の運用についてはシルバー人材センターに委託しております。サン・アビリティーズいづかは、特定非営利活動法人いづか障害児者団体協議会を指定管理者としております。それから筑穂保健福祉総合センターは飯塚市社会福祉協議会と運営に関する協定を締結し、これは市の土地、建物を無償貸与しております。忠隈住民センターにつきましては、市有財産としては既に用途廃止しておりますが、地元の協議により楽市校区東社会福祉協議会が管理運営し、それを補助しております。

○川上委員

そのうち、穂波福祉総合センターですけれども、例えば、エアコンが長期に渡って言うことを聞かないとか、それからボイラーの熱交換器があまりうまくないというようなことが聞かれるわけですけれども、これらの対応については、市と指定管理者の責任分担というのはどういうことになるのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

基本協定を結んでおまして、その基本協定に基づいて業務内容の分担を行っております。

○川上委員

簡潔な答弁ありがとうございます。何も分かりません。もうちょっとお願いします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14 : 33

再開 14 : 33

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

去年の修繕費用になりますが、穂波総合福祉センターは182万6616円を風呂の修繕費に使っておりまして、14万470円を空調設備の修繕に使っております。リスク分担ですが、基本協定で修繕料のうち103万5400円については概算払いで払っておりますけれども、1件20万円以上の場合につきましては、市のほうで面倒を見ております。

○川上委員

設備をちょっと扱おうとすれば、軽く20万円ぐらい超えますよね。そのときに、指定管理者が市役所に遠慮しなければならないような理由は何かありますか。例えば、1件につき20万円以上は市役所なんだけど、その合計は大体200万円ぐらいまでですよとか、何かこう上限の目安みたいなことが、文書のあるなしにかかわらず、何かあったりはしないんですか。

○社会・障がい者福祉課長

特に何もございません。ただ向こうのほうから協議があります、そういうときはですね。

○川上委員

例えば熱交換機の交換は100万円以上すると聞くんですよ。ちょっと修理するだけでも相当かかる。見ましたか、副市長、熱交換器見たことないでしょう。ラジエーターみたいな感じ。この熱を、温めたお湯をそのまま、お風呂に入れるわけにはいかないのです、60度以上じゃないといかんわけでしょう。何ですか。

○社会・障がい者福祉課長

60度以上というのは殺菌の効果ですね。

○川上委員

お湯を沸かして熱交換し、そしてストレージというところに、貯水槽に貯めるでしょう。それが60度いるというわけですよ。何で60度かといえば殺菌、レジオネラ菌とか、これが下回るときがないかという問題があるわけですよ。設定してもそこまで行ききらない。これは、ここにはありませんけど、伊川の郷はどうなんですかということがあったんですね、最初。だから、この熱交換器をきちんと手当てをし、そしてストレージ60度というのをね、貯水槽60度というのは大事なんだけど、これに指定管理者が遠慮しなければならないようなことがあったとすれば、市の施設としては、ちょっと落第というか、重大なことにもなりかねないので、というふうに思っております。

それで、庄内は分かりました。

サン・アビリティーズの場合は、指定管理者との関係で、この施設整備についてはどういうルール、約束になっているのか、お尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

経年劣化によるもので大規模なものであれば、1件20万円以上の場合は市のほうが負担するようになっております。

○川上委員

そのルールは基本的に穂波福祉総合センターと同じということですかね。

○社会・障がい者福祉課長

これはそれぞれ個別に協定を結んでおりますので、たまたまこれは金額が同じになってます。

○川上委員

例えばサン・アビリティーズのプール、障がいのある方も使うわけですけど、これを温水化するのに、これだけ費用が必要というようなときは、指定管理者が思いついて、企画を組んだときは飯塚市に手当を求めると、20万円以上になるでしょうから、ということになるんですか。

○社会・障がい者福祉課長

今説明しました協定というのは、あくまで修繕のことでございますので、ちょっと全く内容を変えらなるとなってくると、また話が変わってくると思います。

○川上委員

分かりました。別次元の協議を求めていくと、その場合は、20万円とは別枠ですよということになるんですね。

それから、筑穂保健福祉総合センター、先日、ちょっと見学に行ってきました。副市長、行かれたことありますか。いつ行かれましたか。

○久世副市長

申し訳ありません。もう大変前ですね。前はしょっちゅう車では通るんですけども、米ノ山のほうに行くんですが、施設の中に入ったのはもう10年ぐらい前になるかと思います。

○川上委員

そのときはまだ雨漏りしてなかったでしょう。エアコンも効いていたと思います。今はです

ね、今言ったような支障がかなり生じているんですよ。デザイン的にはね、先ほどの内野のあれと同様で、すばらしいんですけど、使い勝手はどうかというと、今言ったような老朽化が進んでいて、これを手当てしようとする場合は、どういうことになるのかなというふうにちょっと思ったりするんですけど、どうなんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:40

再開 14:41

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

これは市の土地、建物を無償貸与していますので、あと運営経費、設備の修繕経費は、補助金の中で出資しておりますから、これが足りないというふうになると、ちょっと協議が必要になります。

○川上委員

施設改修経費としては、補助金の計上があるんですか。運営経費及びとなっておりますけど、丸まった形なんですか。

○社会・障がい者福祉課長

丸まった形です。向こうの決算に応じて補助しております。

○川上委員

施設改修経費が幾らですよというのはいわけですね。でも補助金計上するときに、大体、100万円とか50万円とかいうイメージを持って、補助金を出すんじゃないんですか。

○社会・障がい者福祉課長

向こうのほうから報告が上がっている中でですね、補助金とそれから利用料収入とか雑収入もありますけども、その中で、修繕の積立てもされていまして、その中の取崩しでずっと運用されておりますので、今のところは何とか、そこは回っているような感じだと思います。

○川上委員

副市長2人おられるけど、一遍行ってみてください。何とか回っているんだったら雨漏りしませんよ。それからエアコンもね、使えないために、せっかくの空間が物置みたいになっているところがあるわけね。それからお風呂に入ってみてください、よかったら。タオルを貸します。2つありますけど、真ん中は腐って落ちたりしていて、もったいないですよ。だから、これはきちんと手を入れれば、デイの方以外でも、一般利用もできるわけですから。だから少し、まとまった構想を持って手当てをする必要があるのではないかというふうに思いますね。

ところでここは、質問の順番を間違えましたけど、どういった方々が、どういったことに利用しているか、ちょっと明らかにしておいてもらおうといいけど。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:44

再開 14:45

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

今、うちが管理している施設の中でサン・アビリティーズだけにつきましては、心身に障がいのある方の福祉向上ということで目的がありますので、ちょっと質は違いますけども、ほかの施設につきましては高齢者、障がい者をはじめ、市民への総合的な保健福祉サービス提供というのが目的となっております。

○川上委員

申し訳ありません。それはありがとうございました。筑穂の話をしているつもりだったんですよ。筑穂について、それプラスで説明ができますか。

○社会・障がい者福祉課長

申し訳ありません。今ちょっと個別の利用状況という数字を、ちょっと今日は持ち合わせておりません。

○川上委員

どういう事業をしているかは分かるんですか。

○社会・障がい者福祉課長

この建物の中では、健康増進室、それから多目的ホール、ボランティア室、会議室というような部屋を設けまして、利用していただいております。

○川上委員

副市長ね、雨漏りがしている、それからエアコンもあまり効かない、お風呂大丈夫かという感じ。ここでデイサービスをやっています。高齢者デイサービスをやっています。給食調理をしています。広いところで提供しているわけですね。そして調理した給食は外にも配食サービスしています。何百食ぐらいつくっているのかな。200食ぐらいつくっているんじゃないかな。雨漏りがあるんですよ。障がいのある方たち、障がいのある子どもたちのための、何といふかな、機能もあるわけですよ。子どもたちも10人ぐらい来ているわけですよ。雨漏りしているんですよ。エアコンが効きにくい。その他、子どもたちのための事務室もあります。だから、担当課がね、ここでやっぱりデイサービスがあっていることを、障がいのある大人と子どものサービスもあっていることとか、もちろんトレーニング室とかもありますよ、受け止めて、財政出動して、よみがえらせていくといふか、いふような仕事の仕方といふのが要るんじゃないかといふふうに思いますので、副市長、一度、現地に行くとき私連れて行ってください。タオルを持っていく。質問を終わります。

○委員長

次に、42ページ、「地域福祉計画に関することについて」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

もうページ数省略しますね。お手元に地域計画がもうできていると思いますけど、今度つくったものの特徴をお尋ねします。

○社会・障がい者福祉課長

この計画ですけれども、平成20年に第1期計画を策定して以来、「お互いを尊重し、支えあい、助け合う協働の地域づくり～誰もが安心して暮らせるまち いいづか～」を目指しまして、第2期を25年に策定し、市民と行政が協働して地域福祉の向上に取り組んでまいりました。しかしながら、地域の中で生じる課題が多様化、複雑化しておりまして、公的サービスをはじめ、各機関の個別支援だけでは解決が困難なケースが増加するなど、行政と市民がそれぞれの役割を果たし、支え合う仕組みをつくる地域福祉の重要性がより一層高まったとしております。そのような状況を踏まえまして、地域福祉推進協議会に諮問いたしまして、策定いたしました第3期飯塚市地域福祉計画においては、現在までの基本理念をまず引継ぎまして、それから全ての市民を対象とする地域福祉体制を確立し、地域共生社会の実現を目指すものとして策定しております。昨年度の議会でも話題となりましたけれども、この計画が、今後の各福祉政策のために策定されます計画に対する上位計画としての位置づけとなりますので、さらに重層的支援体制整備の取組も記載されております。

○川上委員

特に、重層的支援体制整備事業、これはどういうスケジュールで、今移行準備と書いてありますけど、この準備を行い、実際に入っていくのか、スケジュール的なことが分かりますか。

○社会・障がい者福祉課長

準備としましては、まず今年度、それから来年度の途中までを準備としております。本格的に本当に全体が稼働するのは多分7年度になると思いますが、来年途中から、できるところから実施をしていきたいというふうにしております。

○川上委員

障がいのある方、ない方、あるいはこれから心配だと言われる方、たくさんおられると思いますので、そういった方々の声を反映して、事業が民主的に進むように要望して、この質問を終わります。

○委員長

同じく42ページ、「民生委員について」、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

民生委員について、民生委員の確保をどのように今後考えていくのかといったことについてお尋ねいたします。3月の代表質問の中で民生委員のことをお伺いしました。そのときに、令和4年12月の、3年ごとの一斉改選をされたときには、条例定数272人に対して配置が249人ということで、欠員23名の状況となっているという報告を受けております。この民生委員の状況について分かれば、過去数年来、それから今現在の分が分かれば、教えていただければと思います。

○社会・障がい者福祉課長

申し訳ありません。ちょっと経年の部分について、今手元にちょっと持ち合わせているものがございませぬが、この間の数よりも少しだけ増えておりまして、今欠員は20人ということになっております。

すみません。過去の分ありますね。申し訳ありません。まず令和3年4月1日の時点では12人の欠員ということで充足率95.6%でございました。令和元年4月1日時点では14人の欠員で充足率は94.8%、それから平成29年4月1日時点では9人の欠員で充足率は96.6%となっております。この6年間で比較しまして欠員は11人増えておりまして、充足率も4%低下しているという状況でございます。

○兼本委員

では、その欠員をどのように増やしていくのかといったことで、本市の考えられていることがございましたら、お知らせください。

○社会・障がい者福祉課長

まず、民生委員の推薦について説明させていただきます。今回の所管事務調査資料その1で、当課だけではなくて51ページの各支所の市民窓口課の2の(18)にありますように、合併前旧4町の区域内の所管となっておりますので、これまでも支所市民窓口課と一緒に取り組んでおりました。これまでは次の4点を実施してまいっております。1つ目は、地域の関係団体へ候補者選出の依頼、民生委員一斉改選の前年に、自治会連合会に説明をいたしまして、協力をお願いに上がり、地域社協の会長及び自治会長に依頼文書を発送しております。依頼の際には、民生委員、児童委員の活動内容ややり方、やりがいなどを紹介しました候補者用リーフレットを添付して、候補者の方に見ていただけるように、希望があれば追加分を配布しております。

2つ目としましては、新任委員フォローアップのためのツールの準備として、新任民生委員、児童委員活動手引の冊子を配布して、それから民生委員、児童委員活動に関するQ&Aを作成、配布しております。また研修などにご利用いただけるように、全民児連作成のビデオ、訪問活動、相談活動の基本を地区にお配りしております。そのほか研修や講習の情報があれば、飯塚市民児協理事会を通じてお知らせしております。新しく民生委員、児童委員に就任された方につきましては、活動しやすい環境を整えることを目指しております。

3つ目としましては、民生委員、児童委員の認知度を上げるための広報としまして、毎年

5月12日、民生委員の日に合わせまして、市報、ホームページに記事を掲載し、庁舎玄関にのぼり旗の掲示を行うほか、関係各所にものぼり旗掲示を依頼いたしております。平成29年の100周年記念や令和3年の全国民生委員児童委員連合会による全国的な広報活動の際にも、市の関係施設にポスターの掲示を依頼しております。また、主任児童委員の発案でございますが、今年度から市の公式LINEで情報発信を行っております。そのほか昨年度から飯塚市民児協によるイオン穂波ショッピングセンターでの広報を展開しておりますので、PR物品の手配りや店舗への依頼、調整を行いました。民生委員、児童委員を市民に広く知っていただき、未来の人材の裾野を広げたいと考えております。

4つ目としましては、関係機関との連携強化として、飯塚警察署、それから消防署、小中学校校長会に連携強化を働きかけまして、民生委員、児童委員への必要な情報提供に協力いただくようお願いしております。関係機関が民生委員、児童委員への理解を深めることで、民生委員の活動環境を整えることを目指しております。そして本年度につきましては、本市とは別の民生委員、児童委員の確保策を打ち出した自治体を調べまして、具体的方法とその効果を調査検討することとしておりまして、自治会が消滅した地域におきましては、支所市民窓口課とともに、まちづくり協議会などに候補者の推薦をお願いするなど、代替手段も検討してまいります。

#### ○兼本委員

分かりました。これまでやられて来ていたことを今答弁いただきました。そしてこれから行くことということで答弁いただきました。これまでやって来られたんだけど、残念ながら充足率はやっぱり4%低下しているんだと。じゃあこれが本当に、このやり方でよかったのかどうかについて、もっとちょっと調査研究されるべきじゃないかなと思ってます。根本的な原因があるんじゃないのかなというところ、それをどうやって打開していくのかということ、もう一回ちょっと考えていただかないといけないかなと思っています。そこで、例えばこの民生委員が、現状も充足率足りません。ただもっとも足りなくなって、いなくなってしまったといったときには、どうなりますか。困ることとかいうのはあるんでしょうか。

#### ○社会・障がい者福祉課長

地域の高齢者や障がい者、それからひとり親世帯など、様々な生活上の困り事を抱える人たちの相談に応じ、必要な支援につなぐ民生委員、児童委員の不在というのは、やはり地域福祉が十分に機能しないことにもつながると考えられます。具体的に例を挙げましたら、避難行動支援者の把握のほか、どこに相談すれば分からない方ですね、その方の把握もちょっと困難になってくると思います。

#### ○兼本委員

先ほど川上委員の質問にもありましたが、この地域福祉計画、これが今回上位計画になってくるということですよ。この中にも民生委員の役割というのが入っているわけです。そして課題としても、成り手不足、後継者不足というのがありますよということですよ。で、じゃあいなかったらどうなるのかと言ったら、今答弁いただいたような問題点がある。前回の代表質問のときに聞いたときには、全国市長会にも要望を出していらっしゃるということでした。この2025年問題ですね、もう高齢者、後期高齢者が増えてくる。民生委員さんも今平均年齢は大分高いんでしょう。そうなってくると成り手がいない。2025年問題になる。福祉計画の課題がそのまま残ってしまう。地域福祉計画どうなるんでしょう。できるんですか、今の状態のままで。というのが、私はそのように思っています。自治会加入率も、これちょっと関係ない話かもしれませんが、下がっているわけですよ。民生委員さんの仕事もやりづらくなっているところもあるわけですよ。ちょっと根本的なところというのを、一旦もう一回洗い直したらどうかかなと思っています。あと、今日、市長いらっしゃらないから、副市長、やっぱりこういう問題は全国的な問題だとも思っていますし、先ほど答弁ありましたが、成功している

ところというのは本当にあるのかどうかというのも、ちょっと私は疑問に思っています。何でしょう、本市のやっぱり問題点、洗い直したところで、本当にこの民生委員さんが今までどおりの選任の方法でいいのかどうかといったことを、もっとそれから、これは法律で決まっているわけでしょう、民生委員の役割とか、そういったものを含めて、市長会等でもっともっと訴えていただけないと、地域福祉計画が成り立たないんじゃないかなと思っているんですけど、副市長、どう思われますでしょうか。

○久世副市長

今質問委員のおっしゃるとおりで、これは当然飯塚市だけの問題ではなくて、日本全国的な問題だと思います。やはりこういった民生委員になっていただける方がなかなかおられない。先ほどまさに質問の中でも言われましたけども、自治会の加入率もなかなか上がってこない。いわゆる人間同士のコミュニケーションが希薄になっていっているというのを感じます。で、市長会等に我々訴えるのも、これも当然やっていきますけども、やはりご指摘のとおり何か根本的に何かやり方を、なかなか成功例もないと思います。正直申しまして、全国的にはですね。しかしながら、この課題については、当然我々一生懸命取り組んでいく必要があると考えておりますので、今後も担当課と一緒に、何らかの試案といいますか、施策といいますか、そういったものを考えてまいりたいと考えております。

○委員長

次に、43ページ、「障がい者の働く場所の確保について」、兼本委員の質疑を――。

(発言する者あり) はい、分かりました。取り下げです。

では、同じく43ページ、「障がい者の自立支援に関することについて」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

この件は障がい者自立支援係の(1)の障がい者の自立支援に関することなんですけど、①から⑤まであります。そのうち、①から④まで、障がい福祉サービス利用状況、障がい児通所支援利用状況、③計画相談状況、④地域生活支援事業利用状況とあるわけですけれども、これらについて、準備ができていのかどうか分かりませんが、お尋ねしたいのは、相談件数がどうか。それに対し申請件数がどうか。決定はどうか。こうしたものを、実情を件数で知らせてもらいたいと思います。つまり、必要な人に必要なサービスが提供できているかということを知りたいわけです。お願いします。

○社会・障がい者福祉課長

ちょっと答えになっているか分かりませんが、令和4年度の実績で、これは障がい者基幹相談支援センターというのが、実際その相談を受けていますので、そのちょっと件数になりますが、相談件数としましては1924件となっております。そのうち障がい福祉サービスの利用に関する相談というのは468件となっております。また、障がい者に対する支援件数は1万6621件となっております。そのうち福祉サービス利用に関する支援の件数が5197件、そういうふうとなっております。先ほど言われました件数の捉え方というのを、ちょっと私たちが持っている数字とちょっと違いますので、ちょっと今のお答えしかちょっと現時点ではできない状況でございます。

○川上委員

生活保護の場合だと、相談件数に対する申請件数は申請率という数字で出していくんですね。それは生活保護の申請は国民の権利だからです。だから、これが異常に申請率が低い場合は、ちょっとどうかなということになってくるわけですね。その場合とはもちろん性質が違ってくる場所もあるんですけど、先ほど言ったような必要な人に必要なサービスをとという視点でいけば、この数字の捉え方が、相談件数、申請件数、決定もありますけど、申請状況が重要じゃないかなと思っただけです。そこで⑤番にあります、障がい者相談支援事業に関わるわけです

けれども、基幹型相談支援センター、穂波庁舎の中に、支所の中にありますけれども、これはどういう位置にあって、どういう構成になって、どういう活動をしているのか、概要をお尋ねしたいと思います。

○社会・障がい者福祉課長

まずこの位置ですけれども、現在の穂波庁舎の4階にございます。そこには相談事業所が複数集まりまして、人を出しております、センター長が1名おります。実際この運営自体は、飯塚市と嘉麻市と桂川町と、2市1町で、合併でやっております。

○川上委員

1つの団体に委託をしているわけですか、それとも幾つかの事業所に委託をそれぞれして、そこから連合チームになっておられるのか、そこはどうですか。

○社会・障がい者福祉課長

団体はBASARAという団体と、それから和光会、翼会と、3法人が一緒に出しております。

○川上委員

飯塚市の委託先はそこから出てきた人たちでつくる何か連合チームに委託をしているのか、それぞれに委託をしているのか、それはどちらですか。

○社会・障がい者福祉課長

それぞれと契約しております。

○川上委員

どういう方たちが、それぞれ何人ぐらい集まって、全体では何人になっているんでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

すみません。今手元にちょっと資料持ち合わせておりません。ただ私たちが直接行ったときの人数から言いますと、10人以上おりました。実際にその担当の方が個別に何の仕事かというのは、ちょっと申し訳ございません、把握しておりません。ただ、障がい者の生活支援相談を受け付けるところでございますので、大体その資格は持っていると思われま。

○川上委員

そうすると、BASARAから何人出てあるとか、つばさから何人とか、その他から何人とかいうのは、市は把握していないということですかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:09

再開 15:09

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

申し訳ありません。手元にちょっと持ち合わせていないんですけども、ちょっと別に事業評価シートというのがあります。そこを見ましたら、相談支援専門員、それから社会福祉士、精神保健福祉士等の職員が全部で10人というふうになっております。この内訳はちょっと今手元にございませ。

○川上委員

市が委託をしている事業所から何人出てというのは把握しておかないといけないなという感じですよ。

それから市が委託するときに、基幹センターに人材を、力を持った人材派遣をお願いしてると思うけど、経験年数がどれぐらいとか、そういうような条件を付して、契約を結んだりしているんでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

申し訳ありません。経験年数までは条件に付しておりません。

○川上委員

そうすると、当然、仕事の性質上、経験の蓄積が、それだけでいいかというのはありましようけど、経験の蓄積、能力、いろいろあると思うけど、それはどういう人材をそこに出すかは、事業所がその都度判断しても、事業所の都合で判断してよいということになっているんですか。

○社会・障がい者福祉課長

特に指定しているわけではございませんけど、人の入替えというのは年度途中ではないということです。

○川上委員

多分ですね、仕事の性質上、減っていかない仕事と思います。相談件数、相談にお見えになる、解決するという性質じゃないと思うんですよ。だから、その方はずっと相談相手に、センターになると思うんですね。これは自然的なあれを除けば、ずっと増えていくんじゃないでしょうか。そうすると、この基幹センターが、過去からどのように体制を充実してきたかということも聞きたいわけですよ。

それで、嘉麻、桂川との負担割合はどうなっておるのか、分かりますか。

○社会・障がい者福祉課長

これは前年度の件数の実績割りでしております。

○川上委員

それから、穂波庁舎の4階に置いているのはどういう理由ですか。意味は、障がいのある方が来る可能性が高いんですよね。エレベーターはありますけど、あのビルの4階に行くのかと思うかなというのがあって、駐車場のこともありましようけど、この間、移動したときに、何かそういう判断はなかったのか、お尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:14

再開 15:15

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

すみません。これはもともと庄内にあったということですが、これが老朽化しまして、それで穂波庁舎のほうに移転したわけですが、実際こしか適地がなかったというのがそのときの判断材料ということです。

○川上委員

この支所に入った後、また4階に行ったりしているんだけど、障がい者対応のトイレの問題とかあったようですが、そういうことも考慮しながら、例えば本市の場合は、サン・アビリティーズがあります。それから、基幹相談センターでしょう。この距離感のこともあったりすると思うけど、全体として、ノーマライゼーションというか、バリアフリーというか、サービスを受けたい、受ける人たちが便利なところに、今後は工夫していけないのかというふうに思います。

それから、子ども発達療育センターテコテコ、相談部門トントンとありますよね。テコテコのネーミングはどういうことで、テコテコになっているんですか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 15:17

再開 15:17

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

申し訳ありません。パンフレット等があるのはありますけど、そこにネーミングの理由は特に書いてございませんので、分かりません。

○川上委員

飯塚市は意味も分からないで、名前をつけているわけ。飯塚市役所の本庁舎にテコテコともしつける場合は、意味が何か考えるでしょう。相談部門トントンとは何ですか。

○社会・障がい者福祉課長

すみません。ネーミングについては先ほど説明したように分かりませんが、トントンについては、発達障がい児の相談支援を行っているというところで、実はこの施設の中で、もう一つソバニとココ・カラという、2つあります。ついでにいますと、ソバニは児童発達支援で、放課後等デイサービス、それから生活支援を持っています。ココ・カラは児童発達支援センター、放課後デイサービス事業ですけども、こちらは発達障がいの方を中心に対応しております。

○川上委員

何か変な質問する議員だなと思われたと思いますけど、言いたかったことは、聞きたかったことは、当事者、あるいはそれをサポートする方たちが、非常に愛情深く、情熱を持って仕事しているし、ネーミングもそういうネーミングをつけているわけですよ、愛情がこもった。ところが、本来公的にきちんとなさなければならない、嘉麻、桂川がしているか分かりませんが、飯塚市のほうが、そのつけている名前の意味も分からないでというふうに思われるようではいけないよなど。やっぱり、さっきの婚活事業じゃないけど、あるいは変な名前と言って、意味合いがあったらどうするんですか。よく分かりませんとか言って、よく分かんネームを自分の胸につけておきますかということよね。やっぱり愛情がこもっていると言うわけですから、そういう市としての責任の果たし方が大事かなというのをちょっとお聞きしたかったので質問しました。終わります。

○委員長

では次に、44ページ、「放課後等デイサービスについて」、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

放課後等デイサービスについての現状と、これからの取組についてお伺いいたします。まず最初に、放課後等デイサービスの利用状況というのはどのようになっていますか。

○社会・障がい者福祉課長

放課後等デイサービスにつきましては、令和4年度は487人、これは実利用者数でございますが、サービスとして使われておまして、延べ件数につきましては6361件となっております。給付費の決算見込額は6億9893万5千円となっております。件数及び公費負担額につきましては、令和3年度と比較しましても増加をしているところでございます。

○兼本委員

ということは、令和3年度よりも実質、実利用者数というのが増えているから、令和4年度は増えているというふうに考えていいんでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

そのとおりですね。実際、利用者数が増えまして給付費も増えております。

○兼本委員

業者数というのはどのくらい、実際どのくらいあって、昨年と比べるとどのようになっているんですか。

○社会・障がい者福祉課長

今年の4月現在で39事業所、市内にございます。令和4年度の同時期と比較しまして4か所増えております。

○兼本委員

その放課後等デイサービスを提供する事業所の指定というのは、どのようになっているんでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

放課後等デイサービス事業所の指定につきましては、福岡県が指定権者となっております。県が事業所指定をする際につきましては、市町村からの意見を求めるということになっておりますので、本市では新規指定の相談がありましたら、障がい児福祉計画を見込んだサービスの進捗状況に基づいて意見を作成しております。

○兼本委員

そうすると、飯塚市がこの事業に関わってくるところというのは意見書と、あとは何かあるんでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

指定に関しては意見書だけということになります。

○兼本委員

そうすると、この障がい者自立支援係の中では何をするんですか。

○社会・障がい者福祉課長

相談を受けましたら、県のほうに対するこの意見書を書くということになります。それだけでございます。

○兼本委員

あとは公費負担が飯塚市としてあるということなんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:23

再開 15:24

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

実際には給付費の中に、これ公費負担ですね、これは市、県、国、それぞれ割合がございませぬので、飯塚市の持分だけは飯塚市が負担するということになります。

○兼本委員

そうすると、この事業に対して、何か私どもがこういうふうにしてほしいとか要望等々、問題点の追及というのは、私たちがするものではなくて、県のほうです話ということになるんですか。飯塚市は何もそこには関わらないということになるんですか。

○社会・障がい者福祉課長

そうですね、指定に関して言いますと、ちょっとそこしか関わりようはないというところでございます。ただ給付に関しては、ちょっと内容的におかしなところがあるとか、そういう給付に関しての決定についてチェックは当然やっていますけれども、実際には、請求が上がってくると、それに対して支払いをするということしかできないということです。

○兼本委員

そうなんですか。放課後等デイサービスの対象者というのは、どのような方がいらっしゃるんですか。

○社会・障がい者福祉課長

このサービスを新規で利用する方というのは障がい者手帳を所持されている方、それから特別児童扶養手当等を支給されている方が対象になります。それ以外の方が利用される場合につきましては、医師の診断書等が必要になります。発達障がいの方とかそういう方が対象です。

○兼本委員

その対象者に関しては、飯塚市では保健師さんとか、そういったところに関わってくるような形になるんですかね。

○社会・障がい者福祉課長

この放課後等デイサービスの一個手前ですね、未就学児ですけども、児童発達支援というのがあります。そこに保健師が関わってくるという格好になります。

○兼本委員

その保健師さんからの証明書等があればこのサービスを利用できるという形になるんですか。

○社会・障がい者福祉課長

放課後等デイサービスは一応そういうルールはございませんけども、その手前の児童発達支援で受けていますので、そのまま上がってきます。児童発達支援を受けていた子どもたちがですね。

○兼本委員

ということは、前段階で受けてある方がいらっしゃいました。その方が小学生に上げられました。そのままこの放課後等デイサービスの対象者としてなられるということですね。分かりました。

このサービスの利用期間というのは、更新等は必要なんでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

支給決定期間、最長で1年間となっておりますので、1年たちましたら更新手続が必要になります。

○兼本委員

例えば児童クラブに行かれていますお子さんが、週に何回か放課後等デイサービスの事業を利用されていらっしゃるということは、そういった支援利用計画というのが必要なのだと思うんですけども、そういったものはどなたがつくられているんですか。

○社会・障がい者福祉課長

このサービスの受給者と契約をされた障がい児相談支援事業所の相談専門支援員が作成いたします。

○兼本委員

というと、放課後等デイサービスの施設、利用する施設の事業所の相談支援員さんがつくられるということよろしいですか。

○社会・障がい者福祉課長

別の法人の場合もありますけども、多くは同法人のものが使われております。このことについて特に法的な規制はないです。

○兼本委員

そうすると、ちょっと一つ思うのがサービスをどう、本当に適正なのかどうかとかいったこととかが、ちょっと何というんでしょう、誰が監督していくのというようなところもあったりします。適正に給付するために市の取組というのは、何かあるんでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

現行では新規申請時のみ、医療機関等の意見を求めていますけども、児童は成長とともに状態の変化がありますので、利用者には定期的に医療機関を受診していただくこととしております。それで、医師の意見書等を提出していただき、医学的な所見を確認した上で、サービスの継続について決定を行うよう準備を進めております。

○兼本委員

とりあえずその辺りは飯塚市として関与ができるということよろしいですか。

○社会・障がい者福祉課長

これは法的に、これが正しいかどうかというのは明記されておられませんけども、飯塚市とし

てはその確認を入れていこうという方針でございます。

○兼本委員

すみません、ありがとうございます。以上で終わります。

○委員長

47ページ、「障がい者の社会参加に関することについて」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

サン・アビリティーズのことです。出発から今日までの大まかな経過をお尋ねしたいと思います。

○社会・障がい者福祉課長

最初は昭和58年4月に開設されておりまして、心身障がいを有する方の福祉の向上と、それから市民福祉の増進を図るために設置されております。平成15年3月31日に、それまで運営されてきました雇用能力開発機構から譲渡されております。それから今に至っておりますが、現在は指定管理者、特定非営利活動法人いづか障害児者団体協議会が運営しております。

○川上委員

指定管理になったのは、いつのことですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:32

再開 15:32

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

申し訳ありません。今分かる限りでしたら、合併時が平成18年ですので、そのときは既にそうになっていたということで、合併以前の旧飯塚市のときから、そうなっているようでございます。

○川上委員

これを聞く意味は、直営でやっているときのサービスと比べて、指定管理になった時期の、それもグラデーションがあるかもしれませんが、直営、指定管理という点で、メリットを求めて指定管理にしているわけですよ。お金のことだけじゃないですよ。それで、サービスの向上という点で、どういった点で、サービスの向上が全体として進んでいるのか、それはどういふふうにお考えでしょうか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:33

再開 15:34

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

申し訳ありません。先ほど申しましたように旧飯塚市の時点からでございますので、直営だったらどうだという確認はしにくいんですけども、現在、実際に利用者は安定して使われておりますし、日曜日とかも開いておりますので、その辺りも利用者のほうとしては、満足かどうかは別にしまして、とりあえずきちんと利用されているということは認識しております。

○川上委員

この際、指定管理者制度の優位性を皆さんは考えて指定管理者にしてるわけですから、指定管理者制度によるサービス向上ということについて、維持向上について、こういった点ですぐれている、こういった点においてすぐれていると、こういった点はちょっと課題だというのがもしあれば、そういう整理の仕方をされたらどうかというふうに思います。

それから、利用の方が広範囲にあると思います。どういった地域から、どのくらい利用されているかというのは分かりますか。

○社会・障がい者福祉課長

申し訳ありません。これはちょっとサン・アビリティーズに確認しないと分かりませんので、今日はちょっとお答えしかねます。

○川上委員

新飯塚駅直近でしょう。エレベーターもついていて、車椅子でもそう遠くないですよ。というようなことを考慮したり、それから201号、200号とか、いろいろバイパスを考えたりするとですね、なかなかシチュエーションとしては悪くないかなと思うんですけど、しかし、ここから立ち退いてくれという意見も市議会の一部にはあるわけですね。皆さん方、ここは障がい者のための施設として、立地が不適當と思われる要因が何かありますか。

○社会・障がい者福祉課長

特にはないと思います。

○川上委員

意見が一致しますね。そうすると何が残るかということ、施設の老朽化というのがあるわけですよ。場所はあの位置がいいと。でも老朽化が進んでいますよと。そしたら、利用者あるいはそこで働いている人たちの意見も聞いて、きちんきちんと維持管理のための費用を出していくという仕事が要るかなと思いますので、それは、私も訪ねて行ったりしたことがありますけど、先ほどプールのことも言いましたけど、そういったことも含めて、一緒に頑張っていけたらいいなというふうに思っています。質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:37

再開 15:46

委員会を再開いたします。

48ページ、「生活支援課の組織について」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

生活支援課合計82名で頑張っておられるということですけど、任期付職員の方、会計年度、要するに3年雇用しますよという方、あるいは、あなたは1年しか雇用しませんよということになっておられる方が、かなりおられるわけですね、二十何人ね。そのこともお聞きしたいところがあるんですけど、今日はですね、この業務委託の方々、就労支援相談員、母子父子自立支援員、年金相談員についてちょっとお聞きしたいなと思ひまして、この方々のそれぞれの業務内容をお聞かせください。

○生活支援課長

まず就労支援相談員の業務内容につきましては、生活保護受給者の中で、稼働能力を有する方に対し、担当ケースワーカーと連携し、福祉事務所に設置しておりますハローワークの常設窓口等を活用しながら、職業紹介や相談など、総合的な支援を行っております。母子父子自立支援員の業務内容につきましては、母子家庭などひとり親世帯の抱える諸問題について、自立を阻害する様々な要因を分析し、就職活動を含む経済的自立への支援、生活習慣の改善及び健康管理等の指導をケースワーカーと連携して行っております。また、各関係機関との連絡調整を図り、世帯の自立促進及び健康で文化的な生活が実現できるよう、あらゆる側面からの支援を行っております。最後に、年金相談員の行う業務といたしましては、被保護者の各種年金の受給資格等の確認及び年金受給に向けたあらゆる手続の積極的な支援と、これまで年金の受給開始に至らなかった保護受給者の新たな年金加入歴の発見による受給資格の発掘など、被保護者の自立助長を図っております。また、年金事務所に行けない被保護者のために、本人同意

の下、代理申請を行うなど、年金事務所との連携を図りながら支援を行っております。

○川上委員

就労支援相談員業務委託3名となっておりますけれども、これは個別の方と業務委託をしておるのか、それとも何らかの会社があって、そこに委託をしておるのか、お尋ねします。

○生活支援課長

業務の委託につきましては、支援員個別との委託ではございませんで、会社を通じての委託となっております。

○川上委員

母子福祉及び年金のほうも個人ではなく会社ということでしょうか。

○生活支援課長

母子父子自立支援員、年金相談員につきましても、会社との委託契約になっております。

○川上委員

その会社はどこですか。

○生活支援課長

市内幸袋にあります株式会社マネージメントバンクでございます。

○川上委員

5人ともそこですか。

○生活支援課長

そのとおりでございます。

○川上委員

どういう会社ですか。

○生活支援課長

株式会社マネージメントバンクにつきましては、所在地が飯塚市幸袋526番地1、代表取締役が諫山真一氏、創立年月日が平成16年9月1日、資本金1千万円、社員数31名、事業内容が人材紹介事業、介護研修事業、職業訓練事業、行政業務受託事業、取引先数が350社となっております。

○川上委員

この会社は飯塚市にあるわけですがけれども、生活支援に関する業務委託は、ほかにやっているとところがありますか。

○生活支援課長

生活支援に関する業務委託をほかに受託されてあるかは把握をしておりません。

○川上委員

飯塚市はいつからこの業務委託を始めたんですか、この会社に。

○生活支援課長

始まりの年がいつだったかは、はっきりと、今手元に資料がございませんけれども、現在は3年間の長期契約を結んでおります。令和3年度から令和5年度までです。それ以前も3年間の長期契約を結んでおりまして、それ以前の3年間、この会社と契約をしておりました。

○川上委員

この方たちは職務場所はどこですか。

○生活支援課長

お仕事をされてある場所は、生活支援課のフロア内でお仕事をされてあります。

○川上委員

この方たちは、委託契約のときに、こういう経歴で、こういう力を持った人というような条件を付して契約するわけですか。

○生活支援課長

まず、就労支援相談員につきましては、民間企業やハローワークで、社員管理や教育、カウンセリング業務などを行っていた経験豊富な方で、専門的な知識を有していることを条件にしております。また、母子父子自立支援員におきましては、独立行政法人雇用能力開発機構のキャリアコンサルタント養成講座修了者、またはそれに準ずる経歴を有すると福祉事務所長が認めるものとしております。年金相談員につきましては、年金事務所での就労実績があり、これまでも相談業務に携わってこられた方ということにしております。

○川上委員

先ほど業務内容を聞いておりましたが、個人情報や直接把握することになるし、しかも人権に関わる仕事なんですよ。これを、この方と言わずに、その会社からどなたか出してくれという業務委託になっているんですか。

○生活支援課長

個人的な人間、この方というような指定をしているわけではございませんで、先ほど申し上げました、うちが提示した条件に合う方を出していただいているということでございます。

○川上委員

内田さん、マイクこうして近づけたほうが聞こえやすいですよ。

それで、そういう重要な仕事ですよ。極めて公的な性質の強い、人権に関わる、それをこういう条件を付しているんだけど、来た人がそのとおりにかどうかはどうやって判断するんですか。

○生活支援課長

まず、個人情報の守秘義務については、契約の中で守秘義務に関する特約を設けて契約を結んでおります。人権に関する研修というのは、会社でそれぞれ受けていただいているところでございます。

○川上委員

それは分かりました。そのくらいということが分かりました。

それで、業務委託のときに、この5人については、こういう方々をお願いしますと言っているわけでしょう。その5人が来ました。市役所の中にいます。守秘義務もあります。そういう条件を付した方々であるかどうかというのは、どこかで判断するんですか。

○生活支援課長

人選につきましては、その方の履歴書でありますとか、資格を持ちの分を履歴書に記載していただいて、職歴も含めて出していただいて、その中で確認をさせていただいております。

○川上委員

そうすると、5人お願いしますと言って、この業務に3人、この業務に1人、この業務に1人と、それぞれ履歴書が来るわけですね。それを採用の前に、採用というか、着任してもらう前に、事前に審査をすることがあるわけですか。

○生活支援課長

採用は会社がされてあります。うちのほうに届出をしていただく形で確認をさせてもらっているところで、審査をしているところではございません。

○川上委員

そしたら、履歴書を持ってきて、今日からこの仕事をするということになりましたと言ったら、ああそうですかと。審査しないんだから。どんなことが書いてあっても受け取るだけなんですよ。履歴書というか、経歴書に。

○生活支援課長

これまでに会社が提示された履歴書で、一度だけですけども、この方はちょっとお断り、どなたか別の方をというお願いをしたことはございます。

○川上委員

それは審査とは違うわけですか。

○生活支援課長

うちが審査というと、決定を下したという感じになると思うんですけども、会社のほうにご相談させていただいたということでございます。

○川上委員

そうすると、契約の中に、委託契約中に、そういうことがありますよというのをうたっているわけですね。

○生活支援課長

そこまでの規定はございませんが、事前に提出いただいた履歴書の中で、その相談をさせていただいたというところでございます。

○川上委員

そうなってくると、公務員として任用すればいいではないかと。守秘義務についても、人権に関わることにしてもね、もともと公務労働なんだから、公務員で対応したらどうなのかと。公務員で対応できない業務なんですか、これは。公務労働なのに公務員で対応できない業務かという質問ですけど。

○生活支援課長

この3つの委託業務の、相談支援員の業務の内容につきましては、本来であれば、生活支援課のケースワーカーがやるべき仕事ではございます。ただ、それぞれが専門性が高く、この業務委託している相談員の皆さんの経験とか資格を生かしてケースワークの業務を支援していただいているというところでございます。

○川上委員

そういう答弁を聞くと、疑問がますます湧いてくるわけですね。専門性が高いんでしょう。先ほど言った条件の問題もあるでしょう。そしたら公務員として任用して、公務労働として当たってもらうということで、ケースワーカーの、何とかな、まだ専門性が身につく以前の状態を想定してあるんでしょうけど、サポートできるんじゃないかと。公務労働者、公務労働に当たる者としてね。しかも、さっき聞いてよく分かりませんということだったのかな、この業務委託なしでもやっていた時代があるわけでしょう。やれていた時期が。長い間、全国で自治体職員の採用を押しとどめて、定員敷いていた弊害が今来ているのかもしれないけど、今からでも、公務労働は公務員が当たると、基本的に。保育所でも、何とかな、保育士の負担軽減、これは少し性質が違ってもいいかもしれませんが、そういう採用の仕方しているじゃないですか。任期付職員、会計年度職員を推奨するわけではもちろんありませんけど、公務員として対応していくと。ケースワーカーを増やせばいいじゃないですか。そしてスキルを身につけていってもらう。テレビでも出たでしょう、憲法25条があって。任用できない理由がありますか。

○生活支援課長

繰り返しの答弁になるかもしれませんが、この3つの業務はやはり専門性が高い、経験や知識が大事な業務になってきます。任期付職員、会計年度職員も出ましたけれども、正規職員につきましても、人事異動がございますので、今ケースワーカーの経験年数というのが非常に短く、大体3年ぐらいの平均になってきております。そんな中で、こうした知識、経験の要る業務部分につきましては、こうした経験をお持ちの方を、すぐ派遣していただける業者に委託してケースワーカーと連携していただくことが、生活保護受給者の自立支援や、適正な保護の実施につながっていくものだと考えております。

○川上委員

私があなただの答弁をするのであれば、この会社が、直方市福祉事務所とか、あるいは福岡県の福祉事務所とか、どういう仕事をしているのかとか、その仕事の評価はどうかぐらいは調べて答弁しますよ。だから、あたかも、この会社のためにこの仕事をつくっているみたいな感じ

やないですか。ちょっと、公務労働は基本的に特別なことがない限り、公務員で対応するということで、そしてスキルも身につけていくし、市役所の中にそういう能力が蓄積していくというのが大事じゃないかなというふうに思います。

それでケースワーカーについてなんですけど、担当は最大でどれぐらいありますか、最小ではどれぐらいか、お尋ねします。

○生活支援課長

本年4月1日現在のケースワーカー配置数は53人となっております。被保護世帯数3971世帯に対し、担当1人当たりの平均ケース数が74ケース、その中で一番多くケースを有しているケースワーカーは82ケース、一番少ないケースワーカーは62ケースとなっております。

○川上委員

この数字は国のほうで、このぐらいが適当でしょうというふうに、厚生労働省が勝手に言っている数字があるけれども、それは別にして、負担感というのはどうですか。最高82人、2世帯か、担当というのは。

○生活支援課長

国の基準によりますと、都市部においては1人当たり80ケースを目安とされております。そこからはかけ離れない、平均でもその内数になりますし、最大でも、地区の都合で、都合といますか、地区によって人数の増減がありますので、その組合せで82という数字になっておりますけれども、ここは基準に沿った配置ができていますものと考えております。

○川上委員

国の数字の中に、非正規雇用のケースワーカーがどのぐらいまでいいと言っているかよく分かりませんが、今度そのことも含めて、別の機会にお聞きしたいというふうに思います。この質問を終わります。

○委員長

次に、「生活困窮者自立支援事業について」、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

生活困窮者自立支援事業についてです。なかなかこの生活困窮者というところというのが見えてこないところがあります。そういった意味で、フードバンクと以前3月に質問させていただいたときには、連携をされて行っていくということではありましたが、今後の取組というのは、どのような形をとられてあるのか説明をお願いします。

○生活支援課長

さきの3月議会におきましてもお話をしておりましたが、生活支援課とフードバンク団体との連携につきましては、団体と食品の譲渡に関する基本合意を取り交わし、フードバンク団体から提供を受けた食料品などを生活支援課に備蓄しておき、個別相談の折に、一時的な食料の提供を必要とする相談者に食料品をお渡しした上で、生活保護の相談等につなげていることをお話しさせていただいておりました。生活自立支援相談室におきましても、このフードバンクから提供を受けた食料品を共用し、生活支援課と同様に相談を受ける際に活用させていただいております。生活支援課や生活自立支援相談室に相談に来られる方々の中には、今日、明日の食料を購入するお金もない状態で相談に来られる方もおられます。このようなフードバンク団体からご提供いただいた食料品は、次の支援までの生活のつなぎに、非常に有効な支援策として活用をさせていただいているところでございます。今後もフードバンク団体との協力関係を維持しながら、より有効な困窮者支援の実施につながるよう連携してまいりたいと考えております。

○兼本委員

また、このフードバンク団体さんのほうからちょっと聞いたところによると、フードバンク

のほうにも、生活困窮者の方々からいろんな相談を受けるんだと。そういったこの食料品の提供に合わせて、自分は今こういう状況でといていろんな相談を受けて、それを飯塚市さんのほうに報告して、飯塚市さんが対応していただいたといったようなことを言われていました。それというのは、今までの連携以外にもっと広がっているんじゃないかと思っています。いろんなところに、いろんな生活困窮者の方々相談に行ける窓口というのが広まっているということは、すごくいいことだと思っていますし、またそれを、情報の共有化ができて、飯塚市のほうがその後どうやって対応していくかということも考えられるということは、非常にいいことではないかと思っていますので、いろいろとまたこういった連携を組まないといけないことというのが出てくるんじゃないかと思っていますので、そういった時にはですね、やっぱりこれ時間で、ちょっと検討させてくださいと言うわけにいかない方が多いわけですから、さっきも連絡を、逐次取り合っていていただいて、早急な対応ができるような関係プレーを今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○委員長

次に、50ページ、「生活保護法の施行に関することについて」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

50ページと書きましたけど、実は49ページでした。49ページの総務係のところ③があります。被保護世帯の類型別分類表というのがあるんですけど、これをどう評価しているのか、お尋ねします。

○生活支援課長

被保護世帯の類型別分類表につきましては、直近7年分の年度ごと、世帯区分ごとの被保護世帯数の推移を表しているものでございます。高齢者世帯につきましては、平成28年度から令和元年度まで増加し、令和2年度から令和4年度までは若干減少してきております。この間の高齢者世帯の年度ごとの開始、廃止の状況では、例年、開始件数を廃止件数が大きく上回りマイナスとなっております。しかしながら、令和元年度まで、高齢者世帯の世帯数は増加しております。このように増加が続いていた要因は、既存の被保護世帯の中の傷病、障がい、その他世帯の方が65歳となり、高齢者世帯に移行する件数が、毎年、開始・廃止ケースの減少数を大きく超えておりましたことから、高齢者世帯数の増加が続いておりました。この令和元年度に65歳に到達されたのが、昭和29年生まれの方たちでございます。以降は、昭和30年代生まれの方が65歳となられていくことから、高齢者世帯への移行数が減少していきます。令和2年度以降は、既存ケースから高齢者世帯に移行する世帯数が、開始・廃止ケースの減少数よりも少なくなってきたことで、高齢者世帯数が減少してきているところでございます。このように、高齢者世帯数は増加から減少傾向に転じておりますが、全体の被保護世帯が減少してきたことで、被保護世帯における高齢者世帯の割合は、令和4年度末で60.6%と高くなっております。母子世帯につきましては、離婚や市外からの転入によるものが主な開始理由となっておりますが、この状況に特徴的な変化は把握できておりません。また、表の中では、令和元年から令和2年にかけて、若干大きく減少をしておりますが、転出や収入の増加による廃止を含み、子どもさんの年齢が18歳に達した年度末に、他の世帯類型に移行するもの以外に目立った特徴はございません。傷病、障がい世帯は、各年度の開始・廃止の差引きでは、若干開始件数が多くなっておりますが、世帯数が減少しております。この要因の主なものは、年齢が65歳になられたことでの高齢世帯への移行が大きく影響しております。その他世帯につきましては、就労自立などもございますが、これにつきましても、65歳への年齢到達による高齢者世帯への移行が大きな減少の要因となっております。また、令和4年度に若干増加しておりますが、これにつきましては、コロナ禍に実施されておりました社会福祉協議会の生活福祉資金特例貸付が令和4年9月で終了したことで、一時的な体調の悪化など、様々な事情で失

業され、蓄えも少額であった方などが、生活保護の申請に直結されるケースが増えてきているものでございます。

○川上委員

この資料については、パーセンテージは全体の中の比率、つまり構成比をパーセンテージにしているんですけど、もう一つの数字としては28年度を100とした場合の指数を書くと、説明がちょっと分かりやすいかなという感じなんですね。全体として、コロナの影響がどういうことだったかという角度は特にはないですか、付け加えることは。

○生活支援課長

委員がおっしゃいますような、コロナの影響による生活保護申請に至られた、保護の開始に至った件数というのは、毎月毎月取りまとめて集計をしておりましたが、目立ってその件数が大きな数字とはなっておりません。令和2年度、令和3年度に若干数、そうした世帯がありましたけれども、全体の世帯数に大きく影響するような影響はございませんでした。

○川上委員

厚生労働省が今、生活保護申請は国民の権利ですということで、かなり出し始めました、ようやく。それで生活保護の申請について、よくある誤解とか書いているんですよ。もう御承知だと思いますけど、必要な書類がそろってなくても申請はできる。それから住むところがない人でも申請できますよと。どこかの施設に入ることが前提ではありませんと書いていますね。それから、扶養義務者の扶養は保護に優先するけれども、相談してからでない申請できないということもあります。持家がある人も申請できます。それから、資産活用は要件だけでも、自動車の処分をしてから申請するとか考えなくていいですよ。保有していても申請できます。それから、自営業のために必要な店舗、器具も処分しないまま保護を受けることができますよと、申請してもいいですよということを書いているんですよ。でも、ところによりですけど、これは全部できないことなんだと思って、保護申請を諦めているという方が少なくないわけですね。それで、厚生労働省もそうですけど、そうではないんですよということを言いながら、申請は国民の権利ですと押し出しています。地方公共団体でも、福祉事務所でも、そのことを押し出していく宣伝を、紹介をかなりやっているんだけど、例えばポスターなんかつくっていますね。かなりバラエティーに富んだポスターだけど、状況を把握していますか。

○生活支援課長

生活保護のポスターを作成しておられる自治体につきましては、北海道札幌市、深川市、東京都足立区、中野区、新宿区、神奈川県相模原市、京都府京丹后市、滋賀県野洲市などの自治体で生活保護制度に関するポスターが作成されておりました。こうした自治体が徐々に増えてきている状況は承知しております。

○川上委員

これは厚生労働省の方向性と一致している行為ですよ。推奨しているかどうか分かりませんが、一致している。飯塚市では、このポスターの作成について考えたことがありますか。

○生活支援課長

生活保護制度に関する周知につきまして、これまで市のホームページへ制度の紹介や申請の流れなどを掲載して周知を図ってきているところです。先ほどの自治体で作成したポスターを見てみますと、制度の詳細よりも、生活保護の申請は国民の権利であることや、1人で悩まずに、ためらわずに、まずは相談といったことが目につく形で表現をされております。一般市民の方々には、制度の詳細を見ていただくよりも、こうしたまずは相談をといたことを印象づけることのほうが、申請をためらうことなく、保護の相談や制度の適用につながっていく効果も期待できるのではないかと考えます。また、ポスターを作成された自治体以外では、大阪の枚方市が、ホームページで生活保護に関して、これらのポスターのように視覚に訴える形での表現で掲載をしておられます。コロナ禍に続き、物価の高騰など、生活に困窮された方々にと

っては非常に厳しい社会情勢が長く続いておりますことから、生活に困窮された方々が、迷うことなく、相談に来られるよう制度の周知の手法は重要であると思料いたします。これらの自治体の取組を参考に、まずは市のホームページの見出しの表現にも工夫を凝らしていきたいと考えております。また、ポスターの作成を先行しておられる自治体の取組の効果の検証などを調査研究してまいりたいと考えております。

○川上委員

福祉部長、福祉事務所長、今答弁聞かれていて分かると思うけど、生活保護の申請が国民の権利なんですよ。生活保護の相談が国民の権利と言っていないんですよ。私も経験があるけど、今日は相談ですか、申請ですかと言われます。ケースワーカーあるいは相談員が聞きますよ。そしたら、相談かなと思うわけですね。私は申請に同行しているつもりですから、申請ですよと言ったら、申請書が出てくるような状況ですよ。ですから、申請権というのは一番大事にしなくてはいけないことで、そして、口頭でも申請できますけど、申請書をね、緑の、あれを相談に来た方に、これが申請書ですと、まず渡すというようなこともいると思うんだけど、私はそういうことが分かるような内容の、つまり国民の権利、申請が国民の権利だと分かるようなポスターを、スマホを開かないと高齢者が分からないというようなことでは、大変と思う。だから相当なところに、このポスターをつくって貼るのは、国民の権利を保障するという意味で重要ではないかと思うので、ぜひ検討してもらいたいと思います。この質問は終わります。

○委員長

続きまして、同じく50ページ、「行旅病人、死亡人に関することについて」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

どういったことをしているのか、実績と言ったらおかしいけど、具体的に件数がどれぐらいあるのかとか、教えてください。

○生活支援課長

行旅病人とは、行旅中の病人で療養の道がなく、救護する者がいない者を言います。行旅死亡人とは、行旅中に死亡し、引取り者のいない者を言います。身元不明の病人の場合は、病院や救護施設への入所を、死亡人の場合は、火葬及び遺骨の保管を実施し、県への進達及び官報掲載等の実施により、身元の発見及び確認事務を行うものでございます。本市では、平成23年に1件の行旅死亡人の事案が発生していますが、平成24年以降は、行旅病人、死亡人の事案は発生しておりません。

○川上委員

最後にしますけど、外国人の方の場合はどういうことになりますか。

○生活支援課長

行旅病人、死亡人が外国人であった場合も、同様の取扱いになっております。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○藤堂委員

すみません。ちょっとお話に出てきた分なんですけれども、川上さんが言われたところで、子ども食堂のところなんですけれども、子育て支援課としては、学校のほうにも、そういったところを増やしていければと、ちょっとおっしゃられていて、そこでどういうコンセンサスをとって、誰が、どこの許可を得れば、学校でも子ども食堂というのは可能なかといったところをちょっと教えていただければなと思います。

○子育て支援課長

先ほど川上議員の質疑の中で、学校と言ったのではなくて、小学校単位で広がっていければいいなということで申し上げたものでございます。

○藤堂委員

個別で学校で開催というのは、できる、できないというのは今の段階であるのでしょうか。

○子育て支援課長

学校での開催につきましては、学校の権限がございますので、ちょっと私どもでは何とも言いようがないんですけども、学校でやりたいというところについては、ちょっと学校のほうに、尋ねながらしたいんですけど、今後、ちょっとできるかどうかというところは、教育委員会と話し合いながら、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○藤堂委員

そしたら学校教育課さんになるんですか。

○委員長

また別のところで――。

○藤堂委員

ちょっとまたご相談させていただければと思いますので、そういったご要望が市民からもあったり、先生からもあったりしたので、ちょっとこういった質問させていただきました。すみません。ありがとうございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないようですから、福祉部についての質疑を終結いたします。

次に、教育部について質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています、3ページ、「学校施設系の事務事業について」、川上委員の質疑を許します。

暫時休憩いたします。

休憩 16:32

再開 16:33

委員会を再開いたします。

それでは、「学校施設系の事務事業について」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

委員長がページ数を言われますので、テーマも言われますので、省略してどんどん行きますので、よろしくをお願いします。

学校施設系の事務事業については、このところ学校で子どもが、何とかな、けがをするようなことがあって、それが学校施設管理上の責任があるということもありました。それで、学校施設のチェック体制、どのようになっておるのか、お尋ねします。

○教育総務課長

学校施設の安全管理チェック体制はどのように行っているのかということにつきましては、各学校では、学校施設等における危機管理マニュアルに基づき、校内の安全点検実施計画を作成しまして、安全点検を実施しております。この学校の安全点検については、学校保健安全法施行規則におきまして、毎学期1回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について点検するように規定されているものでございますが、学校においては安全点検を日常業務としており、学校長や教頭等が校内を巡回し、施設の異常を調査しております。その際、発見した修繕等の必要箇所があれば、学校でできる応急処置を行った上で、教育委員会へ直ちに連絡をいただき、修繕依頼書をもって報告する体制となっております。また、教育委員会におきましては、学校施設点検管理マニュアルを作成しまして、各学校で実施された学校施設安全点検チェックリストの提出を求めまして、学校施設の安全点検について、リスト化した安全項目の確認を行っております。学校からの報告や点検の結果、修繕を要する箇所につきましては、学校と協議し、適宜適切な対応を図ることとし、学校施設の安全についての管理体制

といたしております。

○川上委員

ストレートに聞きますけど、飯塚東小学校で事故がありましたね。その後、このチェック体制の改善というのは、どのようなことがありますか。

○教育総務課長

事故を契機と申しますか、どのような対策や改善ができたかということでございますけども、教育委員会においては、従前からの比較としましては、学校施設の安全点検マニュアルにおきまして、年2回の確認を行っていたところ、学期ごとの提出の年3回に変更いたしまして、その確認結果に基づきまして、教育総務課職員を現場のほうに立会いの下、現地調査を行うように改めております。また危険箇所の早期発見に努めるために、そのような改善をし、取組を強化いたしているところでございます。

○川上委員

そうすると、学校長が状況を確認したのに、教育委員会に修繕依頼書と言われましたか、そういう報告をすると。抑制するようなものはないということになりますかね。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:37

再開 16:37

委員会を再開いたします。

○川上委員

学校長が飯塚市教育委員会に対して、何か気を使って、ここを修理してほしいと、ここもしてほしいと、言えないような空気とかないかということなんです。つまり、1件当たり幾らです。年間幾らです。30件も50件も持ってくるのは、ちょっと具合が悪いというようなことを考えないで済むような状況になっておるかということを知りたいわけです。

○教育総務課長

これはすべからず報告いただくように管理しておりますし、学校長からも異常があれば、何と申しますか、全てを提出していただくように――すみません。管理いただいて、そこに滞るようなことはないような形で考えておりますし、学校長からの提出物についても、何も支障がないような形で運営体制を管理しているところでございます。

○川上委員

学校長には、子どもを守るのが責任だから発見をしてください。発見したら速やかに連絡してくださいということになっていると思うけど、そうすると、教育委員会に修繕依頼書が来ます。それが、何とかな、それを手当てするのだったら5万円ぐらいしかかからないとかいうので、少しまとめて発注しようとかいうようなことが起こったりしていないのかという心配もあるわけですね。だからつまり、せっかく校長がスピード感を持って修理要請、修繕要請しても、教育委員会が発注量がまとまるまで、ちょっと待っておきましょうというようなことになっていないか、気になるんだけど、どうですか。

○教育総務課長

そのようなことはございません。修繕内容につきまして、いただいた資料につきましては、対応させていただいております。

○川上委員

それはどのぐらいで対応していますか。物にもよるでしょうけど。

○教育総務課長

施設を管理している中で、老朽化を伴ったもの、点検で新たに発見したものと、各種様々ございます。その中では、やはり委員指摘のように金額の大きなことに係るもの等々ございます。

それにつきまして、やはり発注までの準備期間とか、計画を持ってですね、その中では安全管理しながら、一定の期間、対応を待っていただくこともございますけども、すべからく修繕、管理につきましては、履行するように、こちらのほうも実施いたしておりますし、学校長ともそういう連携の中で安全、子どもの安全を図っております。

○川上委員

修繕依頼が出ているけども対応できていないという件数はどれぐらいか、今、答弁できますか。

○教育総務課長

すみません。議会の正式な場での、件数というのが、今把握できておりません。申し訳ございません。

○川上委員

別の機会に聞かせてください。

それからトイレについて、例えば子どもが何となくトイレで大便が嫌だということとか、いろいろあるかもしれないし、それから行列ができたりしていないかということも心配なんですけど、そういう現状というのはチェックしたりしていますか。

○教育総務課長

現在、今ご指摘の部分、学校からトイレが混雑しているとか、そのために新たに改修してほしい等の要望等は上がっておりません。

○川上委員

そういう数字が、今聞いてすぐ出てこないと思いますけど、和式の洋式化の取組とか、全国的には努力があっていると思うんですけど、本市においてはどうですか。

○教育総務課長

現在、市内小中学校のトイレにつきましては、改修等の必要がある場合は、原則、洋式トイレ等への整備を進めておるところでございます。国の考え方におきましても、令和4年度に文科省が防災とか減災、国土強靱化のため、5か年加速化対策としまして、令和7年度までに学級施設、学校施設の校舎のトイレの洋式化率の向上として、洋式化率95%とする目標が掲げられていることもございます。そのような中、学校におきまして、児童生徒が最も使用する校舎のトイレにつきまして、和式トイレが設置されている学校につきましては、小学校が19校中5校ございます。また中学校が10校中2校となっており、その数の合計につきましては、48基となっております。その中でも22基、半数がまだ和式の便所という形で設置されております小学校がでございます。椋本小学校でございますけども、そちらの椋本小学校につきましては、トイレの改修に向けては、優先した改修工事を計画させていただいているところでございます。

○川上委員

椋本小学校の改修はいつ終わるんですか。

○教育総務課長

今年度予算をいただいております。令和5年度に工事に伴うアスベスト調査、小学校のトイレ洋式化の改修工事に係る実施設計を実施いたします。その後、計画予定といたしましては、2か年工事期間をかけながら、この和式便所を洋式化する整備事業を考えております。

○川上委員

もう2年もかけないで、早くならないのかなというふうに、ちょっと感想みたいなものですけど。終わります。

○委員長

同じく3ページ、「学事系の事務事業について」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

就学援助の実績について4ページ、5ページ以降、提出があります。実績の特徴、各年度ごとに出ていますけど、説明していただけますか。

○教育総務課長

就学援助の実績につきまして、提出資料に基づき説明させていただきます。資料の5ページ、6ページの就学援助の実績について御覧いただきたいと思います。直近となります令和2年度と令和3年度の実績を、小中学校別に記載しております。援助の区分といたしましては、表の左、医療扶助費から下のほうに向けまして、校外活動扶助費まで6区分でございます。そのうち、上から2行目になります。学用品扶助費と入学準備扶助費については、国の示す補助金予算で単価を基準の支給額としており、その他の4区分につきましては、対象経費の実費相当額が援助されます。

次に、表の下段、3行合計の欄を御覧ください。2か年にわたり事業費の推移を見ますと、事業費、人数ともに増加をしており、援助率のほうも上がっております。このことは、社会情勢も影響することと思われましても、就学援助の制度が周知され、定着した結果の表れではないかと考えております。

○川上委員

まず就学援助の対象については、就学に困難を来す場合はということだと思っただけでも、飯塚市は生活保護水準の1.5倍というふうに、よそは1.1倍とか1.2倍とかある中で、飯塚1.5倍ですよということを行っているんだけど、その考え方は、就学援助に困難な方はできるだけ申請してくださいということだと思っただけでも、そのとおりでいいですか。

○教育総務課長

認定基準は適正かということにつきましては、評価といたしまして全国的に文化省のホームページに記載されております公表データでございますけども、全体的によります基準の倍率につきましては、採用されているのが、1.1倍以下を採用している自治体が多くございます。全体の9.3%ということでございます。次に続くのが、倍率の1.3倍、飯塚市が基準としております1.5倍以下につきましては、全体から通しましては10%程度でございます。全国自治体の中でも、認定基準は高く、優位な基準を採用しており、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対しまして必要な援助を行う基準は適正であると考えております。

○川上委員

飯塚市の1.5倍という努力の目標というのは、法の就学に困難な場合という方向に接近している前向きの数字ではあるけれども、法の中には1.5倍以下でなければ、就学援助はありませんとか書いてないわけですよ。にもかかわらず、逆の向きで言えば、1.5倍という指標を出すことによって、実は2倍あるんだけど、いろんな事情で実質的に修学に困難を来しているというような世帯の申請を抑制する危険性もあろうかと思うわけですよ。だから、1.5倍をあまり強調すると、法の趣旨と逆向きの役割を果たしかねないなという心配をしております。それで、申込みについては、学校と教育委員会とあろうかと思っただけでも、比率はどんなふうでしょうか。

○教育総務課長

今、委員ご質問の申請件数のルートにつきましては、窓口としまして、当課、教育委員会の窓口と、市内小中学校の全窓口におきまして申請を受け付けております。その中で、今、正確な数字は、すみません、手元ございませんけども、やはり学校での受付のほうが5割以上、6割から7割は学校での申請受付かと考えております。

○川上委員

この件については、常々利用拡大の努力、どうされていますかというのをお尋ねしたりもしているんですけど、現在、特に力を入れているというか、努力している点はこういった点でしょうか。

○教育総務課長

飯塚市の利用拡大の取組につきましては、制度を保護者等に知っていただくことが一番必要であると考えております。就学援助制度につきましては、市報、ホームページ、SNS等に掲載し、制度を周知いたしております。その中で、在学生に対しましては、私立、対象になります県立の小中学校の全児童生徒の保護者宛てに、2月になりますけども、学校を通じて就学援助制度をお知らせする文書の配付を行っております。また、新たに小学校、新1年生に対しましては、10月に実施されます就学時健康診断の通知と併せまして、就学援助制度の入学前支給のお知らせを同封いたしております。他のチラシ等に紛れないよう、カラー印刷にしたり、色紙を使用したりと差別化し、保護者の目にとどまるようにいたしております。また、最近の取組の中では、2月には幼稚園、保育園、こども園に対し、園の掲示板などに就学援助制度のお知らせを掲載していただいております。改めまして、またホームページにおきましては、以前は掲載していなかった基準となります所得関係でございますが、家族構成によって、世帯所得の目安のパターンを掲示したり、家計が急変した世帯への就学援助などを掲載することで、周知の工夫を図り、取組を行っておるところでございます。

○川上委員

就学援助の申請用紙を保護者に渡すことが、最大の周知ではないかなというふうに思いましたね。質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 16:53

再開 17:00

委員会を再開いたします。

11ページ、「教職員系の事務事業について」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

教職員の定数に対する配置状況が13ページに紹介があります。それで、このところ、全国的に教員不足が指摘されている状況があるんですけど、本市においては、定数は全部満たされておるのか、ちょっと資料との関係で説明してもらっていいですか。

○学校教育課長

まず、県のほうから提示されています本市の教職員数は755名になっております。お手元の資料13ページにおきましては、4月6日現在ですが、751名、4名不足となっておりますが、現在754名となっております。若干名、1名の不足となっております。

○川上委員

それはどういう事情ですか。

○学校教育課長

4月当初は、やはりその教職員数、充てられた定数が足りないという状況がございました。で、再任用の先生であったり、新しい講師の先生等を補充したことによりまして、現在のところ754名、現在も探しているような状況でございます。

○川上委員

754名の中で、教員免許を持たない教師がおられますか。

○学校教育課長

はい、何名かいらっしゃいます。

○川上委員

何人おられますか。

○学校教育課長

申し訳ございません。ただいまその資料がございません。

○川上委員

資料がなくても分かるでしょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 17:03

再開 17:03

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

申し訳ございません。小学校の教員の免許等を持たない者は、県のほうから臨時免許が出ますので、免許を持っている者は、全て持っているということでもあります。

○川上委員

その臨時免許を持っている方は何人ですか。

○学校教育課長

下のほうに資料ございますので、後ほどの回答でもよろしいでしょうか。

○川上委員

その方たちは臨時の免許を持っているので、担任をすることもあるわけですね。

○学校教育課長

はい、ございます。

○川上委員

その方たちに対するサポート体制というのは、どうなっているのでしょうか。

○学校教育課長

委員会のほうで講師に対する研修会を、まず全体的に行います。学校のほうでは、今若年教諭が増えておりますので、初任者研修、それから学校の中での校内研修等で、その先生方にも研修を一緒に行って、指導力等の向上を図っております。

○川上委員

免許を取らないといけないでしょう。取ろうとしている方々なんですかね、その方々は。そのサポートもあるんじゃないかと思うんですけど、そのサポートは何かあるのでしょうか。

○学校教育課長

基本的に臨時免許を発行している人は、3年間で単位を取って、教員になるということを前提にやっていますので、そちらのほうの通信であったりとかに通って、教育実習に行ったりとかしながら、免許取得に努めております。

○川上委員

教員の場合は、特例法で、何というかな、調整手当を出せば、残業のし放題と、し放題というか、させ放題というか、というような体系になっていますよね。そうした中で、この方たちが、子どもをきちんと見て、慣れない中で、そして自分の勉強もしないといけないと、大変なことだと思うんですね。そういう状況の中で学級経営をしているんだと。様々な教育の課題もあるということを見ておく必要があるんじゃないかなということでお尋ねしました。

そこで、もう一つの角度からいって、754名と言われましたけど、起点が違うかもしれませんが、正規雇用、非正規雇用、あるいは市費雇用というのがあるのかな、その内訳を、トータルで構いませんので、比率とともに教えていただけますか。

○学校教育課長

正規の職員が84.7%、本年度でございます。令和5年度です。非正規のほうは15%、市費が0.3%となっております。

○川上委員

この配置に関わることで、今後想定される課題、例えば750人だったのをよくよく相談し

て、4人配置していただいた。あと1名はまだ埋まらない。病気になる方も当然あるでしょうし、それから産休とか、育休とかいろいろ出てくると思いますが、そうすると、この教員体制は瓦解していくのではないかと心配をするんだけど、もうぎちぎちいっぱい、私の言葉ですけど、ぎちぎちいっぱいの状況で、もう1人でも2人でも欠けていくと、もう対応不能ということになれば、育休とか、もう病休もとれるだろうか。産休は待ってくれないけど、というようなことで、職場は大変なんじゃないか、先生も。その辺について、今後課題が、仮にもう1人確保できて、755人になったとしてもですよ、新たな課題はどんどん出てくるんじゃないかと思うけど、そここのところの見通しはどうでしょうか。

○学校教育課長

今お話がございましたように、定年退職の教員が非常に増えておりまして、辞める方が多い状況です。20代から30代の若年層が増えているんですが、なかなかそういった方も、経験が不十分ですので、大変な状況とか、指導力が低下しないように、取り組んでいく必要がございます。まずは病気になる先生だったりとか、休む先生を出さないということが大事ですので、学校のほうでは今、若年教員、中堅の教員を対象にしたメンタリングによる教職員の育成事業のほうを行っております。そのほかにも、もし、今の状況を考えますと、育休だったりとか、かなり多くなってきますので、そのときには、今の状況では、過去に教壇に立たれた方にお声かけをして入っていただく。それから若い方で、教員の免許は持っていないのだけど、これから教員の免許取得のために勉強したいという方々が何人か出てきていますので、そういった方々を、教員のほうについていただくようにしたいと思っております。魅力ある教員の仕事であるということを伝えながら、確保に努めていきたいと思っております。

○川上委員

全国的な課題だと思いますけど、様々な角度からの教職員の処遇改善、特に、先ほどちょっと口走りましたが、調整手当を出して、残業は幾らでもやってくださいと。で、病気にはなるなというわけでしょう。なりますよね。だから、こういったことについて、飯塚市として独自の努力をどうするかということと同時に、国、県に対してきちんとした意見を述べていくと、要求していくというのが大事だろうと思っております。質問を終わります。

○委員長

次に、同じページの11ページ、「指導系の事務事業について」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

この点についての教職員の研修、どういった計画があるのか、お尋ねします。

○学校教育課長

児童生徒の学力向上に関する内容をはじめ、生徒指導、情報教育、小中一貫教育、人権教育、特別支援教育等の学校現場のニーズに応じた内容を計画して実施しております。また、教師個々の指導力向上だけでなく、学校の組織力向上を目指した研修のほうも実施しております。

○川上委員

不登校児童生徒の支援については、どのような形でしょうか。

○学校教育課長

不登校児童生徒の支援につきましては、適応指導教室コスモスにおける支援のほか、スクールサポーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣しまして、不登校傾向にある子どもから直接悩み等を聞き取り、相談を受けることにより、対応策を学校と協議して、早期に解決ができるように努めております。

○川上委員

心身障がい児生の就学について、少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○学校教育課長

心身障がい児生の就学につきましては、学校人権教育室が所管をしております飯塚市心身障がい児生就学指導委員会における諮問結果に応じまして、子どもの成長に最も適する学校や教室に進級することとなっております。指導係は、こうした支援の必要な子どもたちに、学校、学校人権教育室、教育研究所でスクールソーシャルワーカー等と協議を重ねながら、個々に応じた適切な教育内容となるように連絡調整を行っております。

○川上委員

終わります。

○委員長

では、同じく11ページ、「放課後児童係の事務事業について」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料その2の14ページに、児童クラブの状況について資料をいただいています。それで、定数との関係でちょっと注目しているんですけど、なかなか定数が厳しいところなどについて、どういう対応をしているのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 17:15

再開 17:16

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

児童数の増減が生じている小学校がございますので、増えているところでは部屋の確保が課題となっておりますので、そちらにつきましては、小学校の教室をお借りしたりとかしながら対応するようにしております。

○川上委員

例えば、大分小学校の児童クラブは、85人も入るわけがないわけですよね。定員85人とか書いてますけど。上穂波も95人も入るわけがないわけですよ。20人で精いっぱいというか。それで、これはどういう意味合いで、この大分児童クラブ85人とか上穂波児童クラブ95人とかなっているんですかね。

○学校教育課長

児童クラブのスペース1人当たりの面積の決まりが1.65平方メートルというのがございまして、そちらに合わせて考えたときに、大分小学校が85人が定員、上穂波の児童クラブは95人が定員というふうになっております。

○川上委員

1.65平方メートルが1人当たり、1.65平方メートルはどれぐらいですか。

○学校教育課長

80センチメートル掛ける80センチメートルということです。

○川上委員

そうなんですか。いずれにしてもね、現場に行ったら、例えば大分小学校で85人と言うけど、その施設の中で収まり切れないという現実が分かるじゃないですか。だから、こっちを使っているわけでしょう。支援員も2人、2人とかつけているわけでしょう。この85人というのは、定数としては、どういう割り算したか分かりませんが、適当なんですかね。適切かという意味合いですけど。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 17:19

再開 17:22

委員会を再開いたします。

○川上委員

この定数内に収まっているように見えるでしょう。2910人に対して2319人。ところが、児童クラブによっては、現実にはそこで保育ができないから、本校舎を使っているところがあるわけでしょう。どこがそういうふうな状態になっているのかをお尋ねしましょう。すぐ答弁できないんでしょう。そしたら保留してもいいです。

○委員長

この質疑は保留し、次の質疑に移らせていただきます。

では、12ページ、「児童クラブの利用推移及び児童クラブの支援員について」、兼本委員の質疑を許します。

○兼本委員

資料14ページにあります。本年度の4月1日現在で、児童クラブの入所者は2317名ということですが、近年の入所者の推移についてお尋ねします。

○学校教育課長

本年度につきましては、4月1日現在2317名の児童です。令和4年度は同時期で2242名、令和3年度は2191名と、3年間では微増傾向となっております。

○兼本委員

では、今後の入所者数の予測について、どのようにお考えなのか、お尋ねします。

○学校教育課長

新一年生の人数につきましては、微減傾向でございます。例年、小学校児童全体に占める入所者の割合が33%前後となっております。今後、状況が変化することも想定されますので、これはあくまで試算でございますが、令和9年度までは2千人台の入所があると見込んでおります。

○兼本委員

次に、共稼ぎ世帯の利用率と推移についてお尋ねします。

○学校教育課長

児童クラブ入所の理由のうち保護者の就労による利用割合、本年度は98.03%、令和4年度が98%、令和3年度が99.09%となっております。

○兼本委員

ほぼ100%近く、共稼ぎ世帯の方が利用されてあると。ということは全体の33%、小学校児童全体に占める入所者の割合は33%ということは、ほぼ共稼ぎ世帯が約33%というような形で認識してよろしいですかね。

○学校教育課長

ほぼそうなるんですが、あと残り数パーセント少ないんですが、共働き世帯以外の理由として、保護者の妊娠、出産であったり、育児であったりとか、病気、介護等の理由により、児童の監護が厳しい家庭ということになります。

○兼本委員

はい、分かりました。

次に、今教育プログラムとしてはどのようなものを行っているのか、お尋ねします。

○学校教育課長

教育プログラムとしましては、論語の朗唱、百人一首、手話、大縄跳び、ダンス、剣玉等のプログラムがございます。

○兼本委員

そのプログラムの目的というのは、こういった目的になるのか、お尋ねしていいですか。

○学校教育課長

学習意欲、それから体力の向上に加えまして、異年齢の集団における共同での生活や遊び等の体験を通じて、実生活に反映される生きる力の醸成を目的としております。

○兼本委員

目的とされて、効果といったものはどのようなものが、実際にあっているのでしょうか。

○学校教育課長

知的好奇心の刺激、体力の向上に加えまして、自主的に学ぶ姿勢や努力や、工夫をする能力の育成、また、異年齢の集団における共同での遊び体験等を通じて、マナーや協調性を学ぶことができっております。年に1回開催しております3世代交流会、こちらにおきまして、プログラムの成果や保護者や地域住民に披露することによりまして、子どもたちの達成感、自己有用感の育成につながっていると考えております。

○兼本委員

この教育プログラムは、児童クラブ支援員さんの業務として行っているのか、教育委員会が児童クラブの管轄となって、教育委員会が主となって行っているのか、どちらなのでしょう。

○学校教育課長

児童クラブの業務として行っていると考えております。

○兼本委員

ということは、支援員さんたちで、各学校の支援員さんたちが考えられて、それぞれの学校で、今のプログラムの目的、それから効果を出すために、約1年間努力されて、3世代交流に向かって頑張っているということでしょうか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○兼本委員

そうすると、この支援員さんですね、何度かちょっと私質問させていただきましたが、補助についてどのような取組をされているのか、お尋ねしてよろしいですか。

○学校教育課長

国の保育士等処遇改善臨時特例交付金制度を活用しまして、処遇改善を実施しております。こちらのほうは今後も継続する予定としております。

○兼本委員

例えば、支援員さんが各学校に配属されますよね。家庭の都合によって、どうしてもその学校に通学、通勤していると、ちょっと家庭の都合によってなかなか難しいと。それで、学校を自宅に近い学校に異動したいんだとかいったような状況、急に介護が、親御さんの介護が生じたとか、そういったことで起こった場合というのは、柔軟な対応というのはできているのでしょうか。

○学校教育課長

支援員さんのほうから委託先の事務局のほうへ事情を伝えていただいて、配属先等を決めるようにしていただいております。

○兼本委員

なので、それはある程度、柔軟な対応ができているのかどうかということなんですけど。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○兼本委員

では、前回から話の中で出ていました支援員さんの件で、主任支援員さん19名の年齢構成、平均年齢でいくと58.37歳と、常勤職員さんでいくと55.2歳、非常勤の職員さんでい

くと60.97歳、かなりの高齢化が飯塚市の現状だと思うんですね。先ほど児童クラブの入所の状況、今後の予測というのをお尋ねしました。大体、令和9年までには2千人程度見込まれている。ということは、支援員さんの確保状況というのは、やはり今とほぼあまり変わらないぐらいの確保をしていかないといけないということになると思うんですね。で、共稼ぎ世帯の利用率というのはほぼ100%に近いわけですから、恐らく、ある程度、1年生の数が減ってくれば、その分は減ってくる、令和10年以降は。可能性はあるわけかもしれませんが、ある程度令和9年まで確保していかないといけない。この平均年齢から考えていくと、その令和9年の今の方々がそのまま残ると、大分また高齢化してくるわけですよ。先ほど言ったように家庭の事情も、やっぱり親御さんたちも高齢化していくと。介護も必要になってくるかもしれない。そういったことも生じてくるわけなんです。そういったことになってくると、今の現状の支援員さんたちが、確保でいいのか、やっぱりもっと若い方々を確保していかないといけないのかといったことは、様々な理由から考えられていらっしゃるのでしょうか。

#### ○学校教育課長

年齢が結構、皆さん上がっていくということは考えております。上がっていきますが、また下の方が上がってくるということもございますし、ただ、支援員さんにつきましては確保をしていかないといけないので、委託先と市が共同でホームページの掲載、それから募集チラシを市役所、各児童クラブ、スーパーマーケット等に設置をしたり、市内の大学へ学生の確保のためにチラシの配布を依頼したり等の広報活動を行っております。さらにハローワーク、広告の掲載等によりまして、定期的な周知を図り、支援員の確保に努めております。

#### ○兼本委員

それはもう大分昔から同じような、本当に何回も言いますが、同じことだと思うんですね。保育士さんとか、資格ございますでしょう。保育士さんを残念ながらお辞めになられて、児童クラブの支援員さんとかどうですかというお話をしたときに、大半の方が必ず言われるのは、責任が重いから、ちょっとそれは難しいですねと言われるんです。平成27年に厚生労働省が策定した放課後児童クラブ運営指針というのがありますでしょう。私、前回これについて質問したときに、私は非常に大切な、本当に内容的に大切だと思ったんですが、この間の答弁では、そのように私は感じていないんです。教育長にお伺いしたいんですけど、この運営指針における支援員さんですね、行っていかななくてはいけないこと、飯塚市、これ飯塚市というよりも、恐らく放課後児童クラブの運営指針の中にあることを、飯塚市は同じようなことをやっているんだと思うんですけども、自主的社会性及び創造性の向上、自主性や社会性や創造性の向上でしょ。それから、基本的な生活習慣の確立により子どもの健全な育成を図ることを目的として、放課後児童の安全な居場所の確保をつくらなくてはいけない。健康管理の見守りをしなくてはいけない。遊びを中心とした集団活動を実施しなくてはいけない。様々な体験を通じて学年を超えた仲間と協力しながら自ら進んで行動する生きる力を身につけた子どもたちを育てる取組をしなくてはいけない。それから、保護者へ子ども状況や健康状態等の情報交換、これを密に行わないといけない。それから生活の支援をしなくてはいけない。その他関係機関との連絡調整を行っていかないといけない。これ非常に大変ではないかといったことを言いました。そのときに、これを例えば賃金面でいくと、賃金面でいくと、保育士さんの会計年度任用職員さんの賃金と、たしか答弁で言われていましたよね。やっている内容は一緒だから、同じなんですというような、たしか答弁だったと思うんです。これについて教育長、同じようなお考えなのか、ちょっとお聞かせください。

#### ○教育部長

ご質問のとおり、一般質問のほうで賃金体系について、うちのほうの委託料の積算において、有資格者、看護師のところの区分を採用して、積算のほうをさせていただいておりますといったところから、職務内容について今質問委員が申されますような内容が、果たしてうちのほう

が準用しておりますその賃金に、準用しているその職種の内容に合っているのかといったご質問であるというのは確かに理解はしております。これから児童クラブの支援員さん、支援員補助の方々にまた求められる役割というのは、質問委員さんがおっしゃられるように、非常に多岐にわたり、また時間的にもなかなか融通のきかない時間というところもあり、人がなかなか集まらないというのも、重々承知しているところではございます。そういったところも踏まえまして、先ほど課長のほうからも申しました補助事業なども活用しながら、支援員さん方の職務が円滑に遂行できるような形になるよう、受託者のほうとも協議のほうを続けていく必要があるのではないかというふうに考えているところでございます。

○兼本委員

だから、さっき言ったような、これだけの仕事の内容があるんです。だから、成り手、仕事が重過ぎるから支援員さんにならない。なおかつお給料も安いんだと。この2つですよ。問題点は恐らく。これは国の運営を通してこういうふうやってほしいということが出ているということもあるわけなんですけど、ちょっとその辺りを、もう一度ちょっと精査していただいて、若い人たちが仕事として、なりわいとしてやっていけるような形をつくられるほうが、私はいいのではないかと考えていますので、いま一度ちょっと考えていただきたいと思っております。以上です。

○委員長

次に、14ページ、「学校以外に設置している教育機関について」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

教育研究所の概要をお尋ねします。

○学校教育課長

教育研究所は、教育問題を研究調査しまして、教育の推進に資することを目的に設置しております。本庁舎の6階にございます。現在の人員の配置は、所長が1名、指導主事が2名、事務職員が1名の4名となっております。主な業務としましては、本市の教育活動の充実のための調査研究、教員の研修に加えまして、不登校傾向にある児童生徒、世帯からの相談、生徒指導に関する相談や学校、適応指導教室、スクールカウンセラー等との連絡調整となっております。

○川上委員

ここに書いてあるとお読みしますが、適応指導教室コスモスの活動状況、お尋ねします。

○学校教育課長

適応指導教室コスモスは、不登校及び不登校傾向の児童生徒のための教室として設置しております。穂波庁舎西館の2階にございます。現在の人員配置は所長1名、主事1名の2名となっております。業務といたしましては、不登校児及び不登校傾向児の実態把握及び適応指導に関すること。不登校児及び不登校傾向児対象家庭の訪問及びカウンセリングに関すること。教師向け教育相談等の研修に関すること。家庭向けの啓発資料の作成に関すること等を行っております。

○川上委員

対象となる子どもさんたちは、どのくらいの数になっていますか。

○学校教育課長

毎日来るわけではございませんが、現在15名おります。

○川上委員

以前、この名称について改めたいというような答弁を、質問の中で得たことがあると思いますが、その名称変更の検討については今どうなっていますか。

○学校教育課長

内部のほうでは、検討はしておりますが、前回申し上げましたとおり、コスモスというのは、児童それから保護者に親しみやすい名前ですので、そちらのほうは前面には出しております。適応指導教室という言葉が、少し変更したほうがいいのではないかと。意味合いとすれば、児童が適応するように指導する教室ともとれますので、学校生活に適応するように指導する教室ともとれますので、そういうふうな文言ではないほうがいいのではないかとという検討はしております。

○川上委員

これは条例でそうなっていますからね、条例も改正していく必要が生じてくるんだけど、めどとしてはどういう感じになっていますか。

○学校教育課長

まだ、めどは立っておりません。

○川上委員

めどが立っていない理由は、この適応指導教室とオアシスとの融合話が出たじゃないですか。総合教育会議で片峯市長がいきなり切り出して、決めましたということになっているけど、決めたことになっているけど、ちょっと待てよという質問をしましたけど。このことが、その名称の変更とリンクした形で、滞っておるのかと心配するんだけど、心配というか、融合先がありきで名前を変えるどころではありませんよという話になっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○学校教育課長

めどのほうは立っておりませんが、今後、名称それから適応指導教室コスモスですが、その名称も含めて、あり方も含めて教育委員会内で協議をしてみたいと思います。先ほど申し上げましたように、学校に適応するために指導する教室ではなくて、現在、国のほうでも学校に戻すことだけを目的にはしないように、自分のペースで子どもたちが社会的に自立できるように支援を行う場所ということ、考え方として持ちたいと思っておりますので、その辺りも含めて検討を考えたいというふうには思っております。

○川上委員

融合話以外には障害はないと思いますので、適切に検討したらどうかと思います。質問を終わります。

○委員長

では次に、16ページ、「所管事務事業の概要について」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

最初に、学校給食運営審議会、構成がどうなっているのか、お尋ねします。

○学校給食課長

給食運営審議会の構成でございますが、給食運営審議会の委員構成につきましては、飯塚市給食条例第8条に規定されておまして、小中学校の校長代表2名、小中学校の給食主任代表2名、それから飯塚市PTA連合会の代表2名、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所の代表1名、教職員代表2名、それから教育委員会において必要と認める者1名、計10名で構成されております。

○川上委員

活動計画はどうなっていますか。

○学校給食課長

本年度の審議会の、これは予定になってまいりますが、本年度は飯塚市内で給食調理等業務の民間委託の更新年度を迎えている中学校区が3つございます。その給食調理等業務委託の受託校の候補を決定するために、審議会において候補となる受託業者を決定していただく予定としております。

○川上委員

次は、今5を聞いたんですけど、今度は4ですね。学校給食費の収納に関する事なんですけれども、保護者宛ての納付書を学校に持って行って、子どもに保護者に届けさせるルートになっているでしょう。どういう教育効果を考えているんですか。

○学校給食課長

学校給食費の納入につきましては、その多くが口座振替をご利用いただき、納入をさせていただいているところでございます。教育的効果という部分については、その効果を狙ってのことで、この送付方法を考えているわけでもございませんけれども、本年度においても、納入通知書とともに口座振替のご利用についてのご案内を同封いたしまして、勧奨を続けているところでございまして、納入通知書の送付方法につきましては、従来どおり学校を経由して持ち帰りをお願いしたいと考えております。

○川上委員

かなり重大な答弁しましたね。教育効果は考えてないと言われましたでしょう。そしたらさ、何の効果を考えているわけ。

○教育部長

委員のご質問というのは、給食費のお支払い方法、口座引落とし、もしくは納付書での手渡し、それに対して教育効果がどういうものがあるのでしょうかということでお聞きになっているということで。（発言する者あり）目的といいますか、食材費に係る部分の保護者負担のほうのお支払いをお願いしている分の納付書なり口座引落としになりますので、目的といいますと、給食費のほうをお支払いいただくことが目的になります。

○川上委員

教育目的以外のことを、子どもに継続させているというのは、先ほど学校給食課長が認められた。教育部長が驚く答弁を続けますね。給食費を払ってもらいたいんだったら、保護者に郵送すればいいじゃないかというのをずっと言っているでしょう。教育長、何か検討したことあるんですか、この件については。

○教育部長

納付書の郵送につきましては、昨年3月の予算特別委員会の折にご意見いただきまして、実際、今現在、納付書発送が何名ぐらいなのかとか、そういった検討のほう、検討というか、現状把握のほうは行っております。その中で実際、納付書以外にも特定の書類なり、ほかの通知文書というのも多々ございますので、そういった学校からのお知らせ文書も含めた中で、納付書のほうの手渡しについて、郵送にした場合どうなのかというふうなことは、内部で学校給食課長のほうと、口頭になりますけれども、いろいろ度々相談のほうはしている状況でございます。

○川上委員

ほかのことについて何か質問しました、私が。体操服のお金とか、質問した。

○教育部長

そういったご質問はされておられません。

○川上委員

じゃあなぜ答弁するわけ、聞いてもないことなのに。

○教育部長

納付書の郵送について検討を行ったのかというふうなご質問だというふうにご認識しておりましたので、こういった検討のほうは、学校給食課長のほうと行っておりますという答弁でございます。

○川上委員

いや分からないのよ。いつ、どういうところで検討したの、学校給食費の納付書を引き続き

子どもに持たせるという——、どこで検討して確認したんですか、今年もやるというのは。

○委員長

川上委員に申し上げます。冒頭にも説明いたしましたが、今回の所管事務調査については、福祉文教委員会の所管する各部、課の組織及び業務の概要について確認することを趣旨とするものですので、どうぞご協力お願いいたします。

○教育部長

いつ、どこでということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、口頭で学校給食課長のほうと協議を行っておりますので、特に議事録などを残しているようなものではございません。

○川上委員

立ち話をしたということ、今答弁しているわけ。こんなことを。教育長に聞いたじゃない、そもそも。部長と学校給食課長で立ち話で、記録も残さないような検討をしたということ、今答弁したんよ。教育長、どう思います。

○武井教育長

今、部長が申しましたように、立ち話ということではなくて、（発言する者あり）質疑等いただいて、学校が様々、保護者を通して渡っているようなものについて、そういうのも含めて検討したということ、今、ご答弁を申し上げたところでございます。

○川上委員

教育長ね、こんなことをね、議事録も残さないようなことでね、堂々と答弁するというのはいり得ないでしょう。このことについては、また別の機会に聞きたいと思います。終わります。

○委員長

では、19ページに行きます。「生涯学習ボランティアネットワーク事業について」、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

お願いします。生涯学習ボランティアネットワーク事業とはどういうものなのか、教えていただければと思います。

○生涯学習課長

本事業は、社会教育並びに学校教育の各分野において行われる学習活動、体験活動の充実を図るために、豊かな知識や技能を持つ地域住民の方々を学習支援ボランティアとして登録し、この方々を小中学校等の教育活動や交流センター等での地域活動に派遣することを通して、学校教育のさらなる充実や、住民の生涯学習の機会を高めることを目的として実施しているものでございます。

○藤堂委員

具体的にはどういったことをされるのでしょうか、教えていただきたいと思います。

○生涯学習課長

小中学校や児童クラブ、交流センターや保育所等の申請に基づき、ボランティア登録者の派遣を行い、各種学習活動や体験活動等の教育活動支援を行っております。具体例を申し上げますと、小中学校における書道、英語学習での指導や、読み聞かせ、総合的な学習の時間における野菜の栽培、収穫体験や手話教室の実施、クラブ活動の指導や放課後、土曜学習における大学生による学習支援のほか、児童クラブや交流センター事業への講師派遣、さらにはこども園や子育て支援センター等就学前施設においても、工作やダンス、読み聞かせ等の各種活動を行っております。

○藤堂委員

また、現在の登録者数と、また学校児童クラブ、交流センター等の、それぞれの派遣数と、謝礼金の実績を教えていただければと思います。

○生涯学習課長

令和5年3月現在のボランティア登録者数でございますが、これは延べで1811人となっております。そして令和4年度の実績としましては、学校関係が派遣数1522人で、謝礼金としまして228万3千円。児童センター関係が派遣数666人、謝礼金が99万9千円。交流センター関係が派遣数158人で、謝礼金が23万7千円。就学前施設が派遣数80人、謝礼金が12万円となっております、合計で派遣数が2426人で、謝礼金は363万9千円となっております。令和3年度はコロナ禍おける派遣休止の影響などもありましたが、令和4年度はコロナ前の状況にまで実績が回復しており、前年度比で派遣数が719人の増、謝礼金が107万8500円の増となっております。

○藤堂委員

もしよければ、今後、必要とされるボランティアの人材について教えていただければと思います。

○生涯学習課長

ボランティアの人材ということでございますけれども、現状、現場のほうから、全く新しい分野、学習活動、体験活動等への支援要望の声はまだ上がってきてはおりませんが、現行、支援実施が一部地域だけに限定されることのないように、質、量ともに市全域をカバーできる人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○藤堂委員

学校でなんですけど、私が親として、体験学習をしてくださるところで、私が思うのが、もちろん学力も向上させていただきたいということもなんですけども、こういった生涯学習、またボランティアの方々を通じて人間力というものも、ちょっと高めていただきたいなという側面があります。学校に行き勉強して、関わる人は先生、帰ってきたら親であったり、あとは部活の先生、コミュニティーは学生だとちょっと少なくなるかなと思ったりするところもあって、こういった方々を活用といたら、書いているんで、活用していただいて、地域の方々と交流を深めてもらって、何かこの人しゃべりやすいとか、逆に何かしゃべりにくい、こういう人いるんだみたいなのを、こういったのを通じて、学んでいていただきたいなと、ちょっと思ったりもして、私、誰に今発しているか分かりませんが、計らっていただければと思います。ありがとうございました。

○委員長

では次に、22ページ、「所管施設について」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

中央公民館の維持管理について、大規模改修を行う予定があるのか、どうなっておるのか、お尋ねします。

○生涯学習課長

中央公民館が入っております飯塚コミュニティセンターにつきましては、今後の改修計画でございますけれども、今年度、来月より、実施設計を開始する予定でございます、その設計結果を受けまして、令和6年度、来年度当初予算で工事予算を計上しまして、業者選考を経まして、来年度中には工事施工開始という流れを予定しております。

○川上委員

主な改修ポイントはこういったところでしょうか。

○生涯学習課長

大規模改修工事の設計内容ではございますけれども、外壁の改修、屋上の防水、エレベーターを含む内装改修、それにトイレや給排水衛生設備、それに消防設備及び動力設備などの改修などで、主に建物の基本的な設備機器等のリニューアルを考えております。

○川上委員

空調関係も入っているんですかね。

○生涯学習課長

空調関係も入っております。

○川上委員

1階の執務室のフロアが、私の言葉で言えばがたがたで、あれは大規模改修の対象になっているんですか。

○生涯学習課長

1階の事務室、執務室のことだと思いますけれども、床等の破損がございますので、現状、部分的にちょっと応急処置を行いながらですね、今後その大規模改修の中で、コミュニティセンターの大規模改修の中で、全面的な補修、改修を実施してまいりたいと考えております。

○川上委員

私だったらあそこで働きたくない。もう何年もあそこで働いているわけでしょう、皆さん。それであと2年も3年も待てというふうにはいかないんじゃないですか。だから、かなり、緊急性というのかな、かなり迅速な、大規模改修を待たずにできることではないのかなと思うわけですね。考えていただいて、私はぜひやってもらいたいというふうに思います。質問を終わります。

○委員長

続きまして、同じく22ページ、「指定管理の状況について」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

穂波、颯田を指定管理に任せることになって、5館体制になったということなんですけど、どういった点でサービスが向上しているのか、あるいは期待したほどではないのか、ちょっとお尋ねします。

○生涯学習課長

5館体制になりました後の利用者サービス等につきましては、実際の資料選定等の官製サービスと対比される直接サービスつきましても、全5館で足並みをそろえて、統一して行きたいとは考えております。現状、その内容としましては、資料閲覧貸出しとか、図書館利用教育、学校訪問、連携訪問事業などは、これは全5館で引き続き実施しておりますが、改めて言いますとレファレンスサービス、図書館において調べたいこととか、探している資料など、この質問について必要な資料、情報をご案内するサービスでございますけれども、こういうのが重要なサービスでございますので、こちらや各種講座等につきましては、穂波館、颯田館を加えまして、5館体制での人材育成及びその事業拡大を図りたいと考えております。実際、全5館、指定管理になりまして、統一した運営方針、あと指示系統の一本化が可能となりますし、人的なもので言いますと、職員体制につきましても、病休等の緊急時の対応、あと大きな事業実施における効果的な人員配置、柔軟な人員配置が可能となりますので、それがひいては市民サービスの向上につながっていくのではないかと、現状では考えております。

○川上委員

今の段階ですぐ目に見えるというのが出しにくいかもしれませんが、それにしても、ひいては市民サービスにと言われる、そのひいたところ、具体的にこういったことがありますという、それを期待して、無理に5館体制にしたわけですから、何か一つか二つかは言ってもらえないとというふうに思います。

○生涯学習課長

ちょっと先ほどの続きになるかもしれませんが、人的なもので言いますと、スタッフですね、図書館のスタッフの資質といいますか、スキルアップ、あとチームリーダーの育成等が必要となっておりますので、こちらがもともと指定管理である3館の図書館スタッフにつきましては、県立図書館、福岡県立図書館をはじめとする外部主催の研修とか、指定管理者でありま

す株式会社図書館流通センターの企画する研修頼み、もともとスタッフが参加いたしまして、利用サービスの向上等を図ってまいりましたが、直営でありました2館、穂波館、颯田館のスタッフにつきましては、受講者からの情報共有だけの対応でございましたので、今後は、全5館そろってスタッフで研修等を受講してもらいまして、それぞれのスキルアップや運営力の向上につなげていきたいとは考えております。それに今まで指定管理と直営とで分かれておりましたが、別々に各種祭り事業でありますとか、そういったものをイベントとして、各種イベント、講座等を開催しておりましたけども、今後は5館全館体制で一丸となって協力して、イベントの開催手法とか、規模を大きくするなどを考えて、新規事業も含めまして、検討してまいりたいとは考えております。

○川上委員

司書は今、何人配置になっているんですか。

○生涯学習課長

今年、図書館のスタッフといたしましては、全スタッフは全29名いらっしゃいまして、そのうち、司書資格を持っていらっしゃるのが23名となっております。

○川上委員

23人ですか。それでマイナンバーカードを、図書館カードとして使っていると思いますけど、その利用状況はどんなふうですか。

○生涯学習課長

マイナンバーカードの図書館利用カードとしての使用につきましては、今月、令和5年5月9日から開始いたしまして、おととい5月29日現在でございますが、計で29名の方が登録されておる状況でございます。

○川上委員

通告してなかったけども、この指定管理者は、図書選定委員会の中ではどういう位置を占めますか。

○生涯学習課長

資料の選定委員会につきましては、市内に市立図書館5館ございますので、それぞれの代表の司書さんが集まりまして、資料選定に関する会議、私たち職員も含めまして、行っている状況でございます。

○川上委員

選定委員会の責任者は誰ですか。

○生涯学習課長

責任者でございますが、飯塚市立図書館の館長でございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 18:11

再開 18:11

委員会を再開いたします。

23ページ、「文化振興係の所管事務について」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

事業団の経営がこのところ大変だったと思います。今、市としてどう評価しているのか、支援はどう考えておるのか、お尋ねします。

○文化課長

事業団は、本市における文化芸術の振興を図るため、飯塚市文化会館指定管理業務をはじめ、受託事業として飯塚コミュニティセンター管理業務や飯塚市歴史資料館管理業務に取り組んでおります。令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響などから、飯塚市文化会館の休

館や開館時間の短縮、定員の半数制限など、通常とは異なる状況での運営を強いられておりました。その中で、新型コロナウイルス感染症に伴う影響額につきましては、市からの補填を受けることによりまして、事業団としましては安定した運営ができていたものと考えております。この事業団につきましては、公益法人でありまして、財政資料としまして財産の増減に特化をいたしました正味財産増減計算書を作成しておりますが、この指定管理期間の現在3期目の指定管理を受けておりますが、前々期から前期の指定管理期間に渡りまして、一般正味財産残高が、若干ではありますので、増減をしておりまして、安定した業務が行われているものと判断しております。また、市からの支援といたしましては、先ほど申しました、新型コロナウイルス感染症に伴う影響額の補填をはじめ、そのほかでは、国や県、各種財団やNHKなどから、助成事業の案内が参っておりますので、その情報の共有や同時の市と事業団での共同の申請を行ったり、もしくは施設の管理の現状や改善策について協議を行い、よりよい会館の運営ができるように支援を行ってまいりました。

○川上委員

文化会館、飯塚コスモスコモンの大規模改修の成果をお尋ねしたいと思います。

○文化課長

この大規模改修工事の完了によりまして、5月2日にリニューアルのオープンをして、1か月ほどしか経過はしておりませんが、現在把握をしているところでは、5月3日と4日に行われました第42回飯塚新人音楽コンクールの予選におきまして、審査の先生方からは、ホールの響きがよかったとの声をいただいております。また、ボランティアのスタッフや観客の方々からは、館内の案内サインが分かりやすくなった。またはトイレが全て洋式となり、きれいになり、快適になったなどの声をいただいております。

○川上委員

嘉穂劇場については次のところでも聞きますけど、嘉穂劇場とのリンクした事業を含めた、今後のコスモスコモンの文化振興への寄与に対する期待とか抱負とかいうのがありますか。

○文化課長

この文化会館と嘉穂劇場の連携につきましては、まず、飯塚市にこの2つが近接して立地しているということは、飯塚市の強みであり、財産であると捉えております。また、今回このコスモスコモン、文化会館につきまして、大規模改修を行い、つり天井の耐震化の安全対策や、経年劣化した電気設備や消防設備、空調設備などの更新と併せて、先ほど申しましたトイレの洋式化や案内サインの統一などを行うことで、今後も文化芸術活動の拠点として、安全で快適に引き続き継続して利用いただけるように整備を行ったところでございます。今後は、文化会館と嘉穂劇場の連携をいたしまして、より一層利用の拡大を図るとともに、お客様、市民の方に満足をしていただけるように、また、この筑豊地域の文化芸術活動の中心となるように期待をしているところで、頑張っているところでございます。

○委員長

では次に、「文化施設整備推進係の所管事務について」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

24ページが一番上に、文化施設整備推進係ということで3項目あるわけですけど、そのうち、嘉穂劇場に関する保存整備事業、現在の検討状況をお尋ねします。

○文化課長

嘉穂劇場は昭和6年の開場以来、築60年以上が経過した建物であり、雨漏りをはじめ施設の老朽化が著しく、耐震性能についての評価もなされておらず、施設の適切な改修等を抜きに、今後、長期間運営することは困難な状況でございます。このような状況を踏まえまして、この保存整備事業では、嘉穂劇場の再開に向けた耐震補強、老朽化対策をはじめとする整備を進めているところでございます。事業の実施状況につきましては、現在、耐震調査と、それに基づ

く耐震補強計画の策定、文化財として適切な保存管理を行うとともに、生きた文化財として公開活用する方策を定める嘉徳劇場保存活用計画の策定及び公共施設としての運用改修方策を定める施設改修管理運営計画の策定に着手をしているところでございます。いずれも令和5年度末には完成をする予定としております。

○川上委員

再開のめどが答弁できますか。

○文化課長

申し訳ございません。まず、先ほどの答弁の中で、嘉徳劇場が60年以上と申しましたが、実際は90年以上でございますので、修正をさせていただきます。

次に、再開のめどについてのご質問でございますが、現在のところは明確にはお答えすることができません。ただし、本年度、先ほど申しました改修計画など、管理運営計画など、今年度末には策定する予定としておりますので、その中では今後の改修の予定、再開の予定についてお示しできるように考えております。

○川上委員

これまでの間、それから先もそうですけど、防火対策について特別な手だてをとっておるか、お尋ねします。

○文化課長

嘉徳劇場には、現在、消火設備がありますので、その保守点検を受けながら、消火訓練など、管理職員含め、現在も行っているところでございます。

○川上委員

これ長々とする必要ないと思いますけど、嘉徳劇場が火元となる可能性というのは低いでしょう。だから、嘉徳劇場の中の消火対策だけではなくて、エリアで抑えていくようなことを、何か考えておるかということだと思ふんですよ。考えていないでしょう。質問します。

○文化課長

現在、具体的な検討はいたしておりませんが、文化財の保存活用計画の中で、防火管理については検討することとしておりますので、そのエリアを含めての検討をしたいと考えております。

○委員長

続きまして、「文化財保護推進室の所管事務について」、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

埋蔵文化財についてです。調査の方向、概要をお尋ねします。

○文化課長

本市の埋蔵文化財の調査につきましては、開発に伴うものがほとんどでございます。令和4年度の実績によりご説明をさせていただきます。まず、対象地の埋蔵文化財が所在をするかというお問合せを、紹介をいただきますが、昨年度は918件のお問合せをいただいております。そのうち開発に伴いまして、事業主から開発行為に伴う、事前埋蔵文化財の有無に関する確認が行われますが、昨年度は150件の件数がございました。確認の際、埋蔵文化財の所在する可能性があり、工事等により影響が及ぶと判断される場合には、試掘調査を行うこととなりますが、昨年度は84件の実施となっております。試掘調査の結果、遺跡が確認され、工事の内容によってその遺跡が消滅する場合には、発掘調査を実施することとなります。昨年度は、後田遺跡、丸ノ内遺跡、高松遺跡の3か所において調査報告書の作成を行っております。これらの遺跡は古墳時代の集落跡であるということが判明しました。また、出土品につきましては、歴史資料館での展示あるいは今後の活用や研究などのために、収蔵庫への保管を行っております。

○川上委員

その試掘の時には市の担当職員は、そこにいるわけですか、現地に。

○文化課長

試掘の際には、文化課の学芸員のほうが立会いをして調査を進めております。

○川上委員

それは必ずいるということになっているんですか。市の職員がいないうちに試掘をしたりということはいいわけですか。

○文化課長

試掘の際には必ず学芸員が立ち会っております。

○川上委員

試掘計画と違う工事が目の前で始まったときには、職員はそれを止める権限がありますか。

○文化課長

埋蔵文化財の包蔵地である場合には、届出をしての工事となりますが、それ以外のときには、止める権利までは、ちょっと明確に記憶しておりませんが、止める行為まではできないと考えております。

○川上委員

少し質問の仕方が悪かったか。試掘をこうしましょうねという協議をするでしょう。図面まで持ってくるじゃないですか。実際にユンボか何かで試掘をするときに、職員が立ち会うわけでしょう。必ず立ち会うかという、必ずと言われるでしょう。そのときに計画と違う試掘のやり方、要するに乱暴に打合せした図面と違うところとかまで広げてやるとかね。その動きがあったときはストップと言えるのかということを知りたいんですよ。知らないうちにじゃないですよ、協議をした後の話ですよ。

○文化課長

試掘に当たりましては、文化課のほうで手配をしました重機のオペレーターと、市の学芸員が協議の上、作業を進めますので、それに沿わない作業というのは起こらないと考えております。

○川上委員

そうすると、白旗山で起こった、2か所で起こった事態というのは、飯塚市が認めて、試掘と称する森林伐採をじゃんじゃんやったということを確認していいですか。

○文化課長

試掘に伴います試掘箇所の森林や雑木の伐採などを指示した箇所については、伐採をお願いすることがありますが、それを超える指示は文化課のほうからは行っておりません。

○川上委員

その点については事実関係がありますので、また違う機会に聞かせてください。

それから、歴史資料館の入館者数の推移、コロナの時代ということもありましたけど、その関係、ちょっと説明いただけますか。

○文化課長

歴史資料館につきましては、昭和56年11月の開館以来、おおむね年間で1万人から2万人の来館者が来られております。近年につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から、入館者は減少してはございましたが、現在、令和4年度までの状況を見ますと、徐々に回復をしているところでございます。

○川上委員

学校関係の見学はどうでしょうか、伸びているとか。

○文化課長

新型コロナウイルス感染症が発生しまして、学校の歴史資料館の見学というのは減少してはございました。ただし、昨年で申しますと、13校、1109名の児童が歴史資料館を訪れまして、

資料館の見学や昔の道具の体験などをされておりますので、学校につきましても入館者数は増えていると判断しております。

○川上委員

判断しているというか、事実を聞いたんです。

○文化課長

増加をしております。

○委員長

先ほどの教職員系の事務事業で、県から臨時免許の交付を受けている方の人数について答弁を求めます。

○学校教育課長

臨時免許を県のほうから発行してもらっている教職員の数ですが、小学校が37人、中学校が4人となっています。

○委員長

川上委員、いいですか。

次に保留しておりました放課後児童系の事務作業で、児童クラブの定員に関することについて答弁を求めます。

○学校教育課長

まず初めに訂正をさせていただきます。算数のほうが間違っておりました。1.65平方メートルは約1.3掛ける1.3ということで、間違っていました。申し訳ございません。

続けて答弁させていただきます。大分の児童館につきましては、児童館だけでは定員の85名、この85名というのは過去実績で定員を想定しておりますが、80名を補うことができませんので、児童館と大分小学校の教室を使用して対応しております。飯塚市内、児童クラブの運営で、そのほかにも大分小学校を含めまして9小学校、14教室を別途使用して、借用して対応しております。考え方としましては、広さが足りなければ、児童センターの広さが足りなければ、小学校の施設を活用して使用していきましょうということで、放課後子ども総合プランのほうにも出ておりますので、そちらのほうの考え方で、小学校の教室を借用してやっております。

○川上委員

学校敷地内で、そういう形をする場合があると思うけど、その真ん中を車が通るとかいう場合がありますよね。動線上。子どもの動線と車の動線が交差するところ多いでしょう。こうしたところで、例えば2人2人で、たまに1人増えるというような、0.5人とか言っていますけど、0.5人とかいう人間いませんからね。ちょっと4人のときと5人のときで、見守り度が違うんじゃないかという心配もするわけですよ。そういったことに気をつける必要があると思うけど。それで子どもの安全という点で言えばですね、前回、前回ではないけど、遊戯室の必要の問題について、現場が危険だと判断するほどの必要になるときがあるわけですね、児童館が。それで、何か調べたりするシステムをつくっていますか。

○学校教育課長

学校のほうの対応も同じような対応になるんですが、環境省や気象庁のほうで、環境省のほうからですけど、熱中症警戒アラートというのがその日の朝に、この日は危険な暑さになりますよということが予報されて、アプリ等で送られてくるのがございます。そちらのほうを熱中症警戒アラートが発せられたときには、学校もそうですし、児童クラブもそうですが、特に12時から以降、12時から2時、3時、基本高くなりますので、その時間につきましては、暑さ指数というふうに言いますが、それが超えたらそのホームページのほうにも、飯塚では暑さ指数が危険な状態になっていますということが出ますので、その辺り非常に気をつけて注視してみて、なった場合には、危険な暑さになった場合には、体育館の使用であったりとか、

外での遊びであったりとか、そういったものを中止するという対応をとっておりました、児童クラブにおきましても、温度が高くなった場合に、遊戯室のほうは使わないというふうな対応をとっております。

○川上委員

子どもが、数字と数字の間で生きていると思う大人のちょっと心配がありますよね。現実には、例えば大分の児童館とか、上穂波の児童館などでは、もう使わないですよ。子どもが熱中症で倒れたら、そのときは子ども次々に倒れますからね。対応できないからもう使わないですよ。だから、子どもに必要な遊戯室などに使えないという日、時間がどのくらいあるのかというのを、把握したらいいと思うんですよ。

それで、あれは予算のときか決算のときか分かりませんが、武井教育長と、現地に行って、暑そうとき、どのくらい暑いのかね、一緒に行きましょうという話をしたけど断られました。断らない。そしたら今度さ、現場にちょっと行ってみましょうよ。そして、どういう室温のところで子どもたちが暮らしているのかね、エアコンは本当に要らないのかとか、武井さん、私、大分小学校と上穂波小学校、一緒に行って、確認したいと思いますが、どうですか、行きませんか。

○学校教育課長

前回、その質問が出ましたので、夏の先ほど申しあげました熱中症警戒アラートが出るのが、6月の終わりから出てまいりますので、夏休み期間、夏季休業期間は、学校の先生方も学童のほうに行って一緒に子どもたちの様子を見守ったりとか、訪問するようにしておりますので、その暑い状況を私担当課としまして、子どもたちの安心安全、大変心配しておりますので、ぜひ、担当課で見に行きたいとは思っております。計画もしております。7月に入ったらぜひ行きたいというふうに考えております。

○川上委員

教育長、一緒に行きましょうよ。そのときね。子どもたちが暮らしているところに、教育長が行って体験するというのはいいいんじゃないですか。いやですか。

○教育部長

大変ありがたい申出でございますので、今、学校教育課長のほうも答弁しましたとおり、学校教育課のほうの日時とも教育長、教育部長のほうも、教育部内で、検討しまして、行く日について、内部でちょっと一旦検討のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

○川上委員

教育長を含めて行きたいということをご答弁されたんですかね。教育長が答弁しないでいいんですか。

○教育部長

ただいまの教育部内での検討というのは、教育長も含めたところでの検討でございます。日程調整の具合もでございます。

○川上委員

目の前に教育長がいるのに、どういう態度、いないならしょうがないよ。どういうことなんですか。教育長と聞いたらね、学校教育課長が答弁する。教育長と聞いたら部長が答弁する。教育長、そこにいるじゃないですか。何でこんなに答弁拒否するわけ。行かないなら行かないと言えいいでしょう。行くなら行くと言えいいじゃないですか。なぜ、福祉文教委員会で、あなたを指名して質問しているのに立たないの。答弁をしようとしなないんですか。議会なんですよ。

○武井教育長

学校教育課長とそれと部長が申しましたように、議員ご指摘の気温等の環境について、実態

を把握するというのは大変大事なことだと考えておりますので、今申し上げましたようなとおりで、検討したいと思っております。

○川上委員

検討したら行きましょう。そのとき福祉文教委員会にも、いつ行くとおっしゃってくれば、私も一員としてついてきますよ。連絡してください、日にちが決まったら。終わります。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、教育部についての質疑を終結いたします。以上で、全ての質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

休憩 18:40

再開 18:41

委員会を再開いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。お諮りいたします。所管事務の調査については、調査終了といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、所管事務の調査については、調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から3件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「第3期飯塚市地域福祉計画の策定について」報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

令和5年度から令和14年度までを計画期間とした第3期飯塚市地域福祉計画を策定いたしましたのでご報告申し上げます。

まず、令和5年1月の当委員会で報告いたしておりました第3期飯塚市地域福祉計画策定に伴う意見募集につきましては、令和5年1月28日から2月16日までの20日間実施し、14件の意見が寄せられました。2月28日の第7回地域福祉推進協議会にこの結果を報告し、最終的な審議を経て、3月10日に同協議会から市長に答申を行っております。

第3期飯塚市地域福祉計画の概要についてご説明いたします。資料1、第3期飯塚市地域福祉計画概要版を御覧ください。

2ページをお願いいたします。地域福祉計画とは、様々な分野の生活課題を解決し、地域福祉を推進していくための理念や方向性を定める計画で、行政が策定するものでございます。計画には、地域の様々な生活課題を解決するための仕組みづくりに向けた将来像や目標を立てた上で、行政や関係団体と、そこで暮らす地域住民の役割が明記され、目標を達成するための活動内容や連携と協働の在り方等が記載されております。

4ページをお願いいたします。計画の基本理念として、「お互いを尊重し、支えあい、助け合う協働の地域づくり～誰もが安心して暮らせるまち いいづか～」としております。下段では、計画の基本目標として、「お互いを大切にしよう」として、「支えあう地域づくり」、「つながるしくみづくり」の3つの目標を示しております。

5ページ以降につきましては、基本目標ごとに取り組むこととして、活動目標と具体的取組について記載しております。

今後は、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれ役割を果たしながら、協働し

て計画の推進に当たることとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承お願いいたします。

次に、「令和4年度障がい者就労施設等からの物品等調達実績について」報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

令和4年度障がい者就労施設等からの物品等調達実績について説明いたします。

国において、平成25年4月1日に施行された、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条に基づき、本市では、飯塚市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針に沿って、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進に取り組んでおります。この取組の令和4年度調達実績についてご報告申し上げます。

資料を御覧ください。上段の表は、令和4年度の調達実績を、種別、内容ごとにまとめております。令和4年度の調達実績は、物品に関しましては事務用品など計4件、121万9696円、役務に関しましては、主に草刈り業務、公園や公共施設の清掃など23件、849万7312円。総件数27件、総額971万7008円となっております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承お願いいたします。

次に、「療育関連通所施設にかかる土地の払下げについて」報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

飯塚市口原の療育関連通所施設にかかる土地の払下げにつきまして、ご報告申し上げます。飯塚市及び株式会社療育振興プロジェクトとの間で、平成30年4月1日付で締結の市有財産使用貸借契約書並びに飯塚市株式会社療育振興プロジェクト及びNPO法人嘉飯山ネットBASARAの三者で、令和2年10月30日付で締結の療育関連通所施設に関する覚書に基づき、株式会社療育振興プロジェクトに対し、令和5年3月28日付で、本件土地を売渡し、所有権を移転いたしました。また、これに伴いまして、令和5年4月1日付で覚書を締結しております。この内容につきまして、資料で説明いたします。

資料、契約内容変更に関する覚書につきましては、株式会社療育振興プロジェクトは、本件土地を、令和5年3月31日までに、譲渡時の時価で購入しなければならないとしていたところ、本件売買に基づく土地代金の完納及び所有権移転が終わりました。そのことを記載しているものです。療育事業を継続することについてはそのままとなっております。あわせまして、使用貸借契約等が終了したことから、株式会社療育振興プロジェクトとの間で、使用貸借契約等の終了に関する覚書を締結し、現契約の終了及び債権・債務が互いに存在しないこと等を確認いたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この間、5年前からの経過、お尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

まず、5年前の議会では、無償貸与期間の延長を求める状況ということでございました。そ

のときに本委員会では、平成29年12月19日、議案第100号として提案されておりましたが、福祉文教委員会で否決されておったところ、本会議において可決し、平成30年4月1日に新たな覚書を締結いたしておりました。そして平成30年4月17日の本委員会において、2023年3月31日までに買い受けることを確約するという内容の確約書が、株式会社療育振興プロジェクトから、2018年3月6日付で提出されたものを資料として提出し、報告して承認されております。令和2年8月6日開催の福祉文教委員会におきまして、療育関連通所施設事業に関する覚書の解除として、当時の運営事業者であった特定非営利活動法人ピースから2018年4月1日に飯塚市、株式会社療育振興プロジェクト、特定非営利活動法人ピースの3者で締結しておりました療育関連通所事業に関する覚書の解約について申出があったことについて、報告しております。その後、土地所有者であります飯塚市及び建物所有者である株式会社療育振興プロジェクトの2者におきまして、後継の事業運営法人選定に係る条件等を協議し、調整を行い、令和2年10月30日に、特定非営利活動法人嘉飯山ネットBASARAと覚書の内容を変更することなく締結したことを、令和2年11月2日の本委員会において、療育関連通所施設事業に関する覚書の締結についてとして報告しております。BASARAは、事業開始後、この建物を先ほど所管事務調査の中でご質問がありましたことも発達療育センターテコテコとし、具体的な療育事業としては、相談部門として、発達障害児等相談支援機能強化事業のトントンの、療育部門として、児童発達支援センター、放課後等デイサービス事業のココ・カラ、重症心身障がい児者を対象とした、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、生活支援事業のソバニを展開して、健全に運営を継続されております。また、当該土地の売却につきましては、覚書の期限の2年前に当たる令和3年4月から協議を始めまして、鑑定評価を実施いたしました。これを参考に価格を決定し、本年3月28日に購入価格の納付、それから所有権の移転を行っております。新たな覚書につきましては、本委員会に提出しております資料のとおりでございます。

○川上委員

乙が甲に――、療育振興プロジェクトが、飯塚市に土地代金として支払った額は幾らですか。

○社会・障がい者福祉課長

628万9189円でございます。

○川上委員

これに近い額が払えないということで5年間延期したんだけど、相手方の経営状況はどういう状況になっているか、確認していますか。

○社会・障がい者福祉課長

療育振興プロジェクトのほうの経営状況としては何も確認をしておりません。

○川上委員

この覚書締結に至る過程で、結局、相手とはいつ、どこで、何回ぐらい、話し合いをしたんですか。

○社会・障がい者福祉課長

令和3年4月7日を第1回としまして、合計10回、最後2月8日が10回目の会議をしております。本庁内において協議を行っております。

○川上委員

相手側の代表は誰ですか。

○社会・障がい者福祉課長

相手方の代表は療育振興プロジェクト坂根代表取締役社長でございます。

○川上委員

麻生グループの中ではどういう地位を占めていますか。療育振興プロジェクトは。

○社会・障がい者福祉課長

グループの中で占めている地位というのは特にあれなんですけども、実際私たちが認識しているのは、この土地というか建物、土地は今からですけども、建物の管理をしている所有者ということですよ。

○川上委員

ピースの地位はどこが継承したことになるんでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

NPO法人嘉飯山ネットBASARAでございます。

○川上委員

それはいつのことか分かりますか。

○社会・障がい者福祉課長

先ほどちょっと説明、ちょっと早くて申し訳ございませんでした。令和2年10月30日に締結しております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

1点だけちょっと事実確認だけさせてください。今回、土地が飯塚市から、すみません、飯塚市から療育振興プロジェクトのほうに移ったわけですよ。そうなったことによって、そこで運営されているBASARAさん、BASARAさんの——、要は地主が変わった状態ですけど、そうなったことでBASARAさんの運営が何か変わったみたいなことはあるんですか。

○社会・障がい者福祉課長

このことによって特に変わったことはございません。

○永末委員

となると、今回、覚書を変更されているんですけど、その中で賃貸借の対象が土地まで含まれているんですよ。それはどういった理由からなんですか。

○社会・障がい者福祉課長

結局、この底地が今まで市からの無償貸与でございましたので、これから先、固定資産税がかかります。その分がひよっとすると家賃の上乗せになるという可能性が含まれております。

○永末委員

それが、今回その土地まで賃貸借に含めた理由になるんでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

私どもはそういうふうに認識しております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。